令和5年度

自 己 点 検 評 価 書

令和 6 (2024) 年 6 月 東亜大学

目 次

I. 建字の精神・大字の基本埋念、使命・目的、大字の個性・特色等・・・・・	1
Ⅱ.沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基準 3.教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
基準 5.経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
Ⅳ.大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
基準 A. 地域連携と地域社会への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
基準 B. 国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

東亜大学(以下「本学」)は、昭和 41 (1966)年の創立発起し、以来一貫して「国際的な場で学際的な研究・教育を実施し、他人のために汗を流し、一つの技術を身につけた人材の養成を目的とする総合大学を目指す」ことを建学の精神として掲げてきた。(本学では「建学の理念」という表現を使うことが多いが、本報告書では「建学の精神」として述べていくことにする。)

まず「国際的な場で学際的な研究・教育を実施する」とあるのは、研究と教育が、教員個人にとっても大学の取組全体にとっても車の両輪のように一体であることを示している。本学の名称は、国際的な場で哲学と科学技術を教授し、他の国民を理解し、他民族から理解される人材教育を行うという願いに由来している。「国際的な場で学際的な研究・教育を実施する」とは海外の教育研究機関との連携や、留学生の受入れのみならず、下関という歴史的に国際交流の窓口となってきた地の利を生かした教育・研究活動を推進することを意味する。すなわち、地域社会に根差しながら、研究・教育は常に国際的な視点から行うこと、かつ、それが総合大学の利点を生かして学際的になされること、総じて開かれた研究・教育を実施することを意味している。

次に「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」が意味するのは、社会に奉仕する精神を学び、人としての思いやりに満ちた自立した人格の形成を目指すことである。さらにそうした社会的使命に目覚めた個人が、自らの活力と能力を引き出しうる環境のもとで発揮すべき固有の能力を身につけることであり、社会に有用な技術の習得と能力の伸展を目指すことである。

すなわち、本学は「国際的な場で学際的な研究」に裏付けられた教育によって、「人間教育」と「実学教育」の両立を目指すものであり、特色ある明快な教育の目的を掲げ、将来の夢と目的意識を持った学生に充実した学習環境を提供するものである。

さらに近年は、建学の精神を標語化し、以下の3項目を本学の教育理念と位置付けている。「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」「地域に生き、グローバルに考える」「友と出会い、友と生きる」の三つである。一つ目は、上に述べたとおり、「人間教育」と「実学教育」の両立を目指すということである。二つ目は、国際的な視点を持ち、地域社会とのかかわりや実習体験を通して、課題探求と問題解決の高い能力を持った人材を育成するということである。三つ目は、たくさんの出会いを通して自分の世界を広げ、人のため社会のために自分に何ができるのかを考える基本的な感性を育てるということである。

2. 大学の使命・目的

<学部>

「東亜大学学則」(以下「大学学則」)第1条には、建学の精神に基づき「大学の目的」 が以下のとおり定められている。

「東亜大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に応え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育と その研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚し て他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。|

建学の精神である人間教育と実学教育の両立は、ここでは人間教育と「高度の専門職業技術教育」の両立として語られている。こうした教育を通じて、福祉国家の創造に積極的に参加し、国際的な場で活躍しうる人材を養成することが本学の教育目的である。そしてそのような人材とは、すなわち、「独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体」という知・徳・体の調和のとれた人間のことであり、これは教育基本法第2条で規定されている「教育の目標」、文部科学省の掲げる「生きる力」の理念に通じるものなのである。

<大学院>

本学大学院は、独立大学院総合学術研究科 5 年一貫制博士課程として平成 4 (1992) 年に設置された。理念として掲げる「総合」には二つの意味が込められている。第 1 は従来の日本の大学が陥っていた専門研究の細分化志向の壁を低くし、あるいは取り払って総合を志向すること、第 2 は、従来むしろ否定的であった学問と実践の総合を志向することである。

現在、本学大学院は学部につながる上位の教育研究課程に位置づけられ、平成27(2015) 年、博士前期課程2年・同後期課程3年に改編されている。博士前期課程の目標は高度専 門職業人の育成であり、博士後期課程の目標は高度専門職業人の指導者の育成である。

学部教育においては教育が主体であるのに対し、大学院においては研究が主体となる。 人間教育と実学教育の両立という建学の精神を研究にシフトしたものが「東亜大学大学院 学則」(以下「大学院学則」)第1条に定められた「大学院の目的」である。

「東亜大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会が要請する学術研究を理性と感性の融合による文化の創造ととらえ、学問と科学、学問と芸術、学問と技術、学問とその応用の融合研究に加え、人間教育のできる環境を整備し、理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究める。それによって、独創性豊かな学術を修得し、奉仕の精神と健全な身体をそなえ、人々の幸せと世界の学術文化の進展に寄与し得る人材を養成し、修士又は博士の学位を授与する。」

本大学院は上記通学制大学院と並んで、通信制大学院総合学術研究科修士課程(2 年)を設置している。これは職務をつづけながら高度専門職業人を目指す学生のために開設された課程であり、以下の目的が掲げられる。

「東亜大学通信制大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、 放送と通信を活用し、双方向コミュニケーションの場の確立した研究システムと学習シス テムにもとづき、未来社会が要請する理性と感性の融合による文化の創造即ち総合学術研 究の精深を究め、学生がそれぞれの職場、それぞれの生活の場を離れることなく専門的学 識と専門的職業技術を修得し、人々の幸せと学術の進展に寄与し得る人材を養成する。」 (「大学院学則」第35条)

学術研究を理性と感性の融合による文化の創造と捉え、理論と実学、専門的学識と専門的職業技術の両面にまたがる研究を行い、人々の幸せと学術の進展に寄与し得るような人材を養成することが、大学院の目的となっている。

3. 大学の個性・特色

<学部>

本学の学士課程の個性・特色として以下の6点が挙げられる。

- 1) 地域に生きる大学:「地域に生き、グローバルに考える」は、建学の精神の一部を標語化したものである。本学は「地域に生きる大学」として、地域社会に開かれ、地域社会と共に歩む大学であることを特色としている。「公開講座」「出張講義」などを通じ、広く市民に大学発の情報提供を行うとともに、大小様々な地域イベントに教職員、学生が専門的な知識・技術を生かして参画し、大学と地域が連携した新たな価値の創造に取り組んでいる。加えて、本学を拠点とした総合型コミュニティクラブである「コミュニティクラブ東亜」では、地域住民が主体的にスポーツや文化活動を行っている。
- 2) 国際交流の推進:大学名が示すとおり、本学は東アジアに位置する大学であることをそのアイデンティティとしている。アジアへの玄関口である下関という立地を生かして、国際交流を推進することは本学の使命の一つである。「国際交流センター」を中心としての、留学生の受入れ、海外提携校からの交換留学生の受入れ、日本人学生の海外留学援助、大学院総合学術研究科及び「東亜大学東アジア文化研究所」を中心としての、海外研究者の受入れ、国際的な研究会の開催といった様々な国際交流事業の推進を行っている。
- 3) 専門的な実学教育:「一つの技術を身につける」という建学の精神でも示された「実学教育」は本学の特色の一つである。本学の専門教育課程は、学術的な教授に基づきながらも、すべての学科コースで何らかの資格・免許取得に開かれている。学科コースごとに資格・免許取得の支援を行うとともに、全学共通教育科目として正課内に1年次よりキャリア科目を開設し、学生のキャリアサポートに力を入れている。
- 4) 奉仕の精神を育む人間教育:「他人のために汗を流す」ことを建学の精神とする本学の特色の一つは、奉仕の精神を育む人間教育である。本学では、「人間教育」は、「教養教育と実学教育の融合」によってこそ実現されると考え、総合大学としての幅広い専門的教授陣を生かして、充実した教養教育カリキュラムの構築を図っている。各学科においては、その専門的知識・技能を生かしたボランティア活動、社会連携活動への積極的参加を促している。
- 5) 一人ひとりに目の届く教育:本学では、1 年次必修科目として開設されている「大学基礎」を始めとして、少人数の演習、実習、講義がカリキュラムの中心的な位置を占めている。加えて、全学年に担任制を導入し、毎期履修指導と個人面談を行うことで、すべての学生が学習、生活全般にわたって担当教員のサポートを受けられるようにしている。
- 6) 豊かなスポーツライフ: 課外活動が盛んなことも本学の特色の一つである。本学では、知・徳・体のバランスの取れた人材育成のために、学生のスポーツライフの充実にも力を入れている。体育会系クラブの中には、男子バレーボール部、硬式野球部、女子陸上部、剣道部、柔道部を始めとして全国レベルのクラブも少なくない。

<大学院>

本学の有する大学院総合学術研究科は、文科系と理科系を融合した学際的分野の教育・研究の発展を目指す大学院であり、山口県及び北九州地区においては、博士後期課程をもつ私学唯一の総合系高等教育機関である。大学等教育研究機関における教育研究者や各専

門分野における高度専門職業人の育成を目指している。

本研究科は、東亜大学学士課程の創立理念である実学教育の精神を継承しており、大学院教育においても在学中からすすんで社会的現場に出るように指導している。

本研究科は、通学制全専攻において、博士前期課程と後期課程を有している。このことは、学生がそれぞれの専攻に所属しながら、学問の全体性、学際性を視野に置いて研究を深めることができる環境が備わっていることを意味する。

近年、関連諸分野での現役教員、研究者、専門職業人が今日の変化めまぐるしい情報・学術・技術状況に対応するため再入学し、キャリアアップを目指し学び直しを行う高年齢者が増えている。また、本大学院の目的を理解し、学位取得を目指す留学生が増えており、専攻の多くでは、定員枠を守るため狭き門になっている。

加えて、本研究科は、通信制課程(修士課程)を併設し、インターネットを活用した通信教育により社会人教育に焦点を当て、「理論と実学を究めた高度職業人の育成」に努めている。通学制大学院博士後期課程と連結していることにより、通信制課程修了者が職場での勤務を継続させながら、博士の学位を取得する道も開かれている。

特に法学専攻では、税理士界のブランド・コースの声が高く、入学する学生(定員 60 名)は、 $3\sim5$ 倍の競争を潜り抜けてきたエリートである。

Ⅱ.沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和41年3月 人文・社会科学系、自然科学系の学部をそろえた総合大学の創立発起。国際的な場で学際的な研究や教育を行い、他人のために汗を流し、一つの技術を身につけた人材の養成を目指す。

昭和42年7月 設立代表者に櫛田薫が就任

昭和47年1月 学校法人東亜大学学園並びに東亜大学経営学部設置認可申請準備

昭和49年2月 学校法人東亜大学学園並びに東亜大学経営学部経営学科設置認可

昭和49年4月 経営学部経営学科開設

昭和56年4月 工学部機械工学科・食品工業科学科・組織工学科開設

昭和60年9月 東亜大学学術研究所設置

平成4年4月 東亜大学大学院総合学術研究科 (博士課程5年一貫制) 総合技術専攻、情報システム専攻、応用生命科学専攻、アジア開発経済専攻開設

平成5年4月 デザイン学部デザイン学科開設

平成6年4月 東亜大学大学院デザイン専攻、企業法学専攻開設

平成7年4月 東亜大学大学院経営管理専攻、総合人間·文化専攻開設、法学部企業法学 科開設

平成10年4月 工学部生命科学工学科開設

平成11年4月 東亜大学大学院食品科学専攻、生命科学専攻、臨床心理学専攻開設、工学 部組織工学科をシステム工学科に名称変更

平成12年4月 総合人間·文化学部総合人間·文化学科開設、東亜大学通信制大学院総合 学術研究科(修士課程)法学専攻、人間科学専攻、環境科学専攻、情報処

理工学専攻開設

平成13年4月 経営学部開発経済学科開設、法学部法律学科開設

平成14年4月 東亜大学通信制大学院総合学術研究科(修士課程)デザイン専攻開設

平成15年4月 工学部システム工学科を情報システム創造工学科に名称変更、工学部生命 科学工学科を医療工学科に名称変更

平成16年4月 経営学部と法学部を統合してサービス産業学部サービス産業学科に改組、 工学部を医療工学部医療工学科、食品安全工学科、医療情報工学科、医療 福祉機械工学科に改組

平成17年4月 医療工学部医療情報工学科を医療工学科に統合

平成19年4月 総合人間・文化学部とサービス産業学部を統合して人間科学部人間社会学科、スポーツ健康学科に改組、医療工学部医療栄養学科開設、デザイン学部トータルビューティ学科開設、大学院総合技術専攻と情報システム専攻を総合技術専攻に統合、食品科学専攻と生命科学専攻を医療生命科学専攻に統合、総合人間・文化専攻、アジア開発経済専攻、企業法学専攻及び経営管理専攻を人間科学専攻に統合

平成19年12月 経営学部、法学部を廃止

平成20年3月 工学部を廃止

平成20年11月 大学院アジア開発経済専攻、企業法学専攻、経営管理専攻、食品科学専攻 廃止

平成21年3月 医療工学部医療福祉機械工学科、食品安全工学科、医療情報工学科を廃止

平成21年4月 医療工学部を医療学部に名称変更

平成23年4月 大学院総合技術専攻と医療生命科学専攻を医療科学専攻に統合

平成24年3月 サービス産業学部廃止、大学院医療生命科学専攻廃止

平成24年4月 人間科学部人間社会学科を心理臨床・子ども学科、国際交流学科に改組、 医療学部医療栄養学科を健康栄養学科、デザイン学部を芸術学部、デザイン学科をアート・デザイン学科に名称変更

> 人間科学部スポーツ健康学科を改組し、新たに柔道整復コースを配置した スポーツ健康学科を設置

平成25年3月 総合人間・文化学部を廃止

平成27年3月 大学院総合学術研究科 (博士課程5年一貫制) 総合技術専攻を廃止

平成27年4月 大学院総合学術研究科 (博士課程5年一貫制) を博士前期課程・博士後期 課程の区分制博士課程に課程変更

平成28年3月 大学院総合学術研究科情報処理工学専攻及び環境科学専攻を廃止

平成28年4月 留学生別科を開設

令和元年10月 人間科学部人間社会学科を廃止

令和4年4月 東亜大学附属下関看護専門学校(高等課程准看護師科・専門課程看護師科) を開設

2. 本学の現況

• **大学名**: 東亜大学

• 所在地

〒751-8503 山口県下関市一の宮学園町2番1号

・学部構成

• 学生数、教員数、職員数

【学部】

医療学部	医療工学科、健康栄養学科					
人間科学部	心理臨床・子ども学科、国際交流学科、スポーツ健康学科					
芸術学部	アート・デザイン学科、トータルビューティ学科					

【大学院】

総合学術研究科 (博士前期課程、 博士後期課程)	医療科学専攻、人間科学専攻、デザイン専攻、臨床心理学専攻
総合学術研究科 (通信制修士課程)	法学専攻、人間科学専攻、デザイン専攻

• 学生数、教員数、職員数

【学部の学生数】

学部	学科	1年	2年	3年	4年	合計
医療学部	医療工学科	49	68	44	55	216
健康栄養学科		12	23	20	29	84
	心理臨床・子ども学科	30	46	45	30	151
人間科学部	国際交流学科	25	35	27	34	121
	スポーツ健康学科	86	93	82	62	323
アート・デザイン学科 芸術学部		39	39	35	29	142
云州子司	トータルビューティ学科	32	12	17	14	75
	合計	273	316	270	253	1112

【大学院の学生数】

研究科	専攻	博士前期課程	博士後期課程
公人兴华兀 尔 利	医療科学専攻	2	3
総合学術研究科(博士前期課程、	人間科学専攻	3	11
博士後期課程)	デザイン専攻	9	8
母工设为[味生)	臨床心理学専攻	22	6
公人兴华兀 宠利	法学専攻	151	0
総合学術研究科 (通信制修士課程)	人間科学専攻	14	0
	デザイン専攻	2	0
合計	<u></u>	203	28

【教員数】

学音	『・学科/研究科	教授	准教授	講師	合計
医唇骨切	医療工学科	12	7	2	21
医療学部 健康栄養学科		4	2	2	8
	心理臨床・子ども学科	8	1	3	12
人間科学部	人間科学部 国際交流学科		4	0	11
	スポーツ健康学科	11	6	5	22
芸術学部	アート・デザイン学科		2	1	7
云州 子部	トータルビューティ学科	4	2	2	8
ň	総合学術研究科	9	0	3	12
	合計	59	24	18	101

【職員数】

正職員	嘱託	パート	派遣	合計	
34	0	27	3	64	

Ⅲ.評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命•目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目1-1を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

<学部>

本学の使命・目的は、「大学学則」第1条に定められている。「I-2. 大学の使命・目的」ですでに記したが、再掲しておく。

「東亜大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に応え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。」【資料 1-1-1】

この教育目的を踏まえ、学部、学科の教育目的については、「大学学則」第 2 条の 2 において明記されている。【資料 1-1-2】

<大学院>

通学制大学院の使命・目的については、「大学院学則」第 1 条に、通信制大学の使命・目的については、「大学院学則」第 35 条に定められている。これもすでに「I-2. 大学の使命・目的」に記したが、再掲しておく。

「東亜大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会が要請する学術研究を理性と感性の融合による文化の創造ととらえ、学問と科学、学問と芸術、学問と技術、学問とその応用の融合研究に加え、人間教育のできる環境を整備し、理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究める。それによって、独創性豊かな学術を修得し、奉仕の精神と健全な身体をそなえ、人々の幸せと世界の学術文化の進展に寄与し得る人材を養成し、修士又は博士の学位を授与する。」【資料 1-1-3】

「東亜大学通信制大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、 放送と通信を活用し、双方向コミュニケーションの場の確立した研究システムと学習シス テムにもとづき、未来社会が要請する理性と感性の融合による文化の創造即ち総合学術研 究の精深を究め、学生がそれぞれの職場、それぞれの生活の場を離れることなく専門的学 識と専門的職業技術を修得し、人々の幸せと学術の進展に寄与し得る人材を養成する。」【資

料 1-1-4】

この使命・目的を踏まえ、専攻別の教育研究上の目的が「大学院学則」別表 1 において 定められている。【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的および教育目的は、「I.建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」および「基準 1.1-1-①意味・内容の具体性と明確性」で述べたとおり、学部・大学院ともにその意味、内容が具体的かつ明確であり、簡潔に文章化されている。

1-1-3 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「国際交流の推進」「専門的な実学教育」「奉仕の精神を育む人間教育」「豊かなスポーツライフ」等である(「I-3. 大学の個性・特色」参照)。「大学学則」に定められた教育目的においては、「人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究」を行っていくこと、「広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る」人材を育成し、「独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体」を兼ね備えた人材を養成することが明記されている。これらは、上記の本学の個性・特色を明確に示している。【資料 1-1-1】

大学院の個性・特色は、「学際的分野の教育・研究」「実学教育の精神」等である(「I-3. 大学の個性・特色」参照)。大学院の教育目的に記された「学問と科学、学問と芸術、学問と技術、学問とその応用の融合研究」を行っていくという点、「理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究める」という点には、この大学院の個性・特色が明確に示されている。【資料 1-1-3】

1-1-④ 変化への対応

本学ではこれまで社会情勢の変化に対応し、時代の要請する人材育成のために、学部、学科の改組、大学院の改組を行ってきた。近年では平成24 (2012) 年度より、人間科学部人間社会学科を心理臨床・子ども学科、国際交流学科の2学科に分け、医療学部医療栄養学科を健康栄養学科、デザイン学部を芸術学部、デザイン学科をアート・デザイン学科に名称変更している。これらの改組及び名称変更は、専門課程において行われる実学教育を学科名により明確に反映させるともに、この人材養成の目的を学内外に周知、浸透させるためのものである。(「II-1. 本学の沿革」参照)

また、通学制大学院については、平成 27 (2015) 年度より博士課程 5 年一貫制を博士前期課程・後期課程という区分制博士課程へと改編した。2 年間の博士前期課程で専門的知識を修得し、専門的職業人として社会に出るというもう一つの新たな道筋を作ることで、大学での学問と社会での実務とをより緊密に連携させることを目的とした改編である。これは、本学大学院の「理論と実学」を連携させるという理念に合致した、社会情勢の変化への対応に他ならない。(「 Π -1. 本学の沿革」参照)

以上のとおり、個性・特色の明示、法令への適合、変化への対応、いずれの点において も、本学の使命・目的及び教育目的は適切性を有していると自己評価する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】 東亜大学学則第 1 条

【資料 1-1-2】 東亜大学学則第 2 条の 2

【資料 1-1-3】 東亜大学大学院学則第 1 条

【資料 1-1-4】 東亜大学大学院学則第 35 条

【資料 1-1-5】 東亜大学大学院学則別表 1

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くためには、本学の使命・目的及び教育目的を社会からの大学への要望の変化と照らして検証し続ける取り組みが必要である。そのために、本学は大学運営の中期計画を作成しこれに取り組んできた(1-2-③で詳述)。今後も、大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的について、意味・内容の具体性と明確性を維持していくとともに、大学案内や学生便覧、ホームページ等を通じて社会に表明していく。さらに、本学の特色・個性を踏まえて、法令への適合性を保持しながら、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら必要に応じて、適切に大学の使命・目的及び教育目的の見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、「大学学則」、「大学院学則」に明記されている。「大学学則」、「大学院学則」の改正は、「理事会」、「審議会」、「学部教授会」、「研究科委員会」といった関連組織での審議、承認を経て進められることになっている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

また、教職員が参加して毎年1月に行われる「始業式」、新任教職員及び役職者を対象に行われる「辞令交付式」や「開学記念式」などの各種式典では、学長・理事長により、大学の使命・目的について理解を深めるための訓示が行われている。【資料1-2-3】【資料1-2-4】 【資料1-2-5】【資料1-2-6】

以上のことから、本学での使命・目的及び教育目的は、建学の精神とともに役員・教職 員からの理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

大学の目的は、「大学学則」第1条として学生便覧に記載されている。それを簡潔に表したものが、「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」である。大学院の目的は、「大学院学則」第1条として学生便覧に記載されている。それを簡潔に表したものが「理論と実学を究めた専門職業人の育成」である。学則本文は抽象的であるが、学生に届く表現として広く周知が可能となっており、大学ホームページ、大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、新入生ガイドブック等に大きく掲載されている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

さらに、入学式、卒業式での学長・理事長による祝辞においても、大学の使命・目的の 説明が行われている。【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】

その他に「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」という本学の建学の理念は、大学正門の門扉に刻まれており、「人間教育」の実質をなす「独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体」は正門モニュメントの3本の柱に象徴されている。モニュメント横にはその解説を設置して、学生、教職員、並びに本学を訪れる地域住民等の外来者に対して周知を図っている。【資料1-2-14】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成 22(2010)年度から開始している長期計画「東亜大学 2010~2025年度 中長期計画」、令和 3 (2021)年度から開始している中期計画「第 3 期 2021~2025年度 中期目標及び計画」(以下「中期目標及び計画」)においても、建学の精神、教育理念、東亜大学の目的が基盤となっている。この「中期目標及び計画」の中には、「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」が「実学教育」、「地域に生き、グローバルに考える」が「国際性」、「友と出会い、友と生きる」が「公共性」と結びつき、本学の使命・目的に基づいたこれまでの教育をさらに推進する施策が盛り込まれている。【資料 1-2-15】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、目的、養成する人材像を基として、アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)、ディ プロマ・ポリシー(卒業認定の方針)を定めている。

この三つのポリシーを基として、各学部学科と大学院研究科においてもそれぞれ三つのポリシーを具体化・明確化し、ホームページ等で広く公表している。【資料 1-2-16】

<学部>

三つのポリシーについては、大学全体のポリシーが大学の使命・目的に即して作成されている。本学のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

- 1. 知識・理解:文化、社会、自然に関する幅広い教養と、専門職業人として必要な知識・理解を身に付けている。
 - 2. 技能: 社会人としてのコミュニケーション能力、ICT 能力、および専門職業人とし

て必要な技能を有している。

- 3. 態度・志向性: グローバルな視点から物事を把握しようとする態度、社会への奉仕の精神、人を思いやる心を身に付けている。
- 4. 総合的な学習経験と創造的思考力:これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力を有している。

「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」という建学の理念は、「1. 知識・理解」の「幅広い教養」「専門職業人として必要な知識・理解」、「2. 技術」の「専門職業人として必要な技能」、「3. 態度・志向性」の「社会への奉仕の精神、人を思いやる心」といった言葉において明確に反映されている。教育理念である「地域に生き、グローバルに考える」という理念は、「3. 態度・志向性」の「グローバルな視点から物事を把握しようとする態度」に示されている。

本学のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

- 1. 全学共通の共通教育科目を開設し、そのうちに、初年次導入科目「大学基礎」、「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の3領域からなる教養科目、および外国語科目、キャリア科目を含める。また、正課外の優れた社会的・実践的活動を人間教育科目として単位認定する。
- 2. 各学科の専門教育科目は、基礎的な科目から高度に専門的な科目へと年次進行に即して段階的に配置し、4 年次においては卒業研究を必修とする。専門教育科目のうちには、ICT 科目を含める。
- 3. 真の実学教育を実践するため、国家資格など資格・免許取得を推進する。加えて、 実践的能力を養成するため学内外での多様な実習科目を開設する。

ディプロマ・ポリシーに基づき制定されたこのカリキュラム・ポリシーにおいても、「人間教育」、「実学教育」、「グローバル人材の育成」といった本学の教育目的の諸要素が明確に示されている。

本学のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

- 1. 豊かな教養と専門性を身につけた社会人になりたい人
- 2. 将来の夢や目標を資格取得によって実現したい人
- 3. 大学で学ぶ中で自分を発見し、将来の夢や目標を見つけたい人

このアドミッション・ポリシーを貫いているのも、「人間教育」、「実学教育」という要素である。

<大学院>

大学院研究科を構成する各専攻は、分野の特殊性及び設立経緯の違いを踏まえて、独自 の教育方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシ 一)を掲げているが、それらは大学院全体の教育目的を体現している。

大学院課程では、それぞれの専攻分野における固有の学識と技能を、そこに隣接・関連する分野への広がりにおいて修得し、それぞれの分野において高度専門職業人として貢献できる人材を育成する。そして、この実力を身につけた修了者に学位を授与することが定められている(ディプロマ・ポリシー)。この方針は、大学院の目的に掲げられた「理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究め」、「奉仕の精神と健全な身体をそなえ、人々の幸せと学術の進展に寄与しうる人材を育成する」という趣旨に通じている。

教育課程の編成については、それぞれの専攻の人材育成に必要な授業科目群について、 初年次には基礎的、共通的なものを置き、セメスターの進行に合わせて高次専門的なもの へと進んでいくように配列している(カリキュラム・ポリシー)。この方針は大学院の目的 にある「学術研究を理性と感性の融合ととらえ」、「学問とその応用の融合研究に加え、人 間教育のできる環境を整備する」という教育姿勢に対応している。

それぞれの専攻では、学問研究へのモチベーションの高い学生を入学させている。医療科学専攻では、医療関係の現場で働く学生の大学院進学の例が目立ち、臨床心理学専攻では、臨床心理士になるための資格要件として修士課程修了を目指す学生が大半を占める。また、通信制では、既に会計・税理士事務所等で働いている社会人が自立するために大学院進学を志すなど、有職の社会人が現職をさらに磨くために大学院に入ってくる。このような入学者受入れは、大学院の教育目的にある「理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究める」という学生像によく適合している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、開学以来、時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応して教育研究組織の見直しを 行ってきた。本学の学士課程は、医療学部、人間科学部、芸術学部の3学部からなり、医療学部は医療工学科と健康栄養学科から、人間科学部は心理臨床・子ども学科、国際交流学科、スポーツ健康学科から、芸術学部はアート・デザイン学科とトータルビューティ学科から構成されており、それぞれの学科で、「高度の専門職業技術教育とその研究」が行われている。

本学の人材養成の目的、「福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする」は、それぞれの学部学科に、明確な役割を与えている。福祉国家の創造には、医療、教育、国際交流、文化芸術の発展が不可欠である。各学部学科では、これらの発展に寄与しうる人材の養成が目指されているのである。

大学院総合学術研究科は、学際的、多面的な領域で活躍できる人材の育成を担う研究科であるが、専攻は以下のとおり分かれている。医療科学専攻、人間科学専攻、デザイン専攻、臨床心理学専攻、法学専攻(通信制)、人間科学専攻(通信制)、デザイン専攻(通信制)である。いずれの専攻においても、実学教育と研究(理論)との両立を図るものであり、福祉国家の創造に貢献することを目的とする本大学院の教育目的と整合性を有している。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ており、学内外への周知も十分に行われている。中長期計画及び三つの方針にも反映されてお

り、教育研究組織の構成とも整合性を有している。よって、本学の使命・目的及び教育目 的は十分に有効なものとなっていると自己評価する。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 1-2-1】 東亜大学学則第 1 条
- 【資料 1-2-2】 東亜大学大学院学則第 1 条
- 【資料 1-2-3】 学長·理事長始業式挨拶
- 【資料 1-2-4】 学長·理事長辞令交付式挨拶
- 【資料 1-2-5】 辞令交付式配布資料
- 【資料 1-2-6】 学長・理事長開学記念式挨拶
- 【資料 1-2-7】 東亜大学ホームページ:建学の精神(理念)と教育理念
- 【資料 1-2-8】 東亜大学 CAMPUS GUIDE 2024 (大学案内)
- 【資料 1-2-9】 2024 東亜大学大学院総合学術研究科 大学案内及び募集要項
- 【資料 1-2-10】 2024 東亜大学通信制大学院 大学案内及び募集要項
- 【資料 1-2-11】 東亜大学新入生 GUIDE BOOK 2024
- 【資料 1-2-12】 学長・理事長入学式挨拶
- 【資料 1-2-13】 学長・理事長卒業式挨拶
- 【資料 1-2-14】 正門モニュメント
- 【資料1-2-15】 令和5年度事業計画(第3期中期計画)
- 【資料 1-2-16】 東亜大学ホームページ: 教育理念図

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、使命・目的及び教育目的の改正においては、役員、教職員の関与・参画の下、 適切に行っていく。学内外への周知に関しても、これまで同様、東亜大学のホームページ を中心として種々の媒体を用いて広く行っていく。教育研究組織については、現行組織編 成が使命・目的に適合的かどうか、また使命・目的が三つのポリシーに基づいた教育に反 映されているかの検討作業を引き続き行っていく。

[基準1の自己評価]

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的、各学部の教育目的は「大学学則」に定められ、意味、内容は具体的かつ明確に示されている。また、教育目的には、本学の個性・特色が反映されており、法令にも適合している。 建学の精神、使命・目的、教育目的は様々な方法で、学内外に周知されている。

建学の精神、使命・目的、教育目的は、中長期計画及び三つの方針に反映されており、 教職員はこの中長期計画及び三つの方針に基づいた教育活動を行っている。建学の精神、 大学の使命・目的及び各学部の教育目的は、大学経営全体の基本軸となっている。

毎年開催している教職員新人研修会や、学生への履修指導を通じて、これらについての理解が教職員と学生へより浸透するよう努めている。さらに、大学のホームページや大学案内等、様々な機会と手段を活用して学外及び地域社会へも広く周知している。第3次中期経営計画についても確実に計画を履行し、PDCAサイクルを通じて、適切な大学運営を

行っている。

以上のことから、「基準1使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

- 2-1 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

〈学部〉

本学の教育目的は、東亜大学学則第 2 条の 2 (学部、学科の教育研究上の目的)に定められているとおりである。現行のアドミッション・ポリシーは【資料 2-1-1】のとおりであり、学部全体のものに加え、募集単位である学科、コース毎のものが定められている。これら学科毎のカリキュラム・ポリシーは、平成 25 (2013)年度に、教育目的を基盤として見直され、平成 26 (2014)年度(平成 27 (2015)年度入試)から改定・施行されているものである。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

これらのアドミッション・ポリシーは、「募集要項」や「大学案内」、ホームページに記載されているほか、オープンキャンパスや高校訪問、学外進学説明会、高等学校内ガイダンスなどの学生募集活動の際に受験生や保護者、高等学校教員に周知が図られている。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

なお、学生募集活動については広報部委員会で検討している。【資料 2-1-8】

〈大学院〉

大学院の教育目的は、東亜大学大学院学則第5条の2(先行の教育研究上の目的)及び別表1に定められているとおりである。現行のアドミッション・ポリシーは【資料2-1-9】のとおりである。これらは、平成26(2014)年度に、教育目的を基盤として専攻毎のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが見直され、平成27(2015)年度(平成28(2016)年度入試)から改定・実施されているものである。また、令和3(2021)年度には大学院総合学術研究科に、「東亜大学大学院学則」第12条第3項並びに「東亜大学大学院学位規定」第4条第3項に従い、研究支援を受けて学位論文の作成と提出を目指すための、博士学位取得支援特別プログラムが設定された。

これらのアドミッション・ポリシーは、「募集要項」や「大学院案内」、ホームページに 記載され、周知が図られている。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 〈学部〉

学士課程の入試制度として、学校推薦型選抜(公募制)、学校推薦型選抜(指定校)、一般選抜、大学入試共通テスト利用入試、総合型選抜、編入学試験、社会人入試、留学生入試を設置している。入試区分毎の選抜方針および選抜方法については、【資料 2-1-14】のとおりである。

各入試制度は、大学全体および各学科に設定されているアドミッション・ポリシーに基づいて学生を選抜することを目的に運用されている。特に一般選抜については、前期に科目試験が実施されるが、アート・デザイン学科においては、筆記試験に代えて実技試験(鉛筆デッサン)を課している。また、入試問題作成・採点および面接は、全学部合同で組織される入試委員会による管理の下、各学科の教員に依頼・実施され、それぞれの評価項目について公正に審査している。入試の合否判定については、学部ごとに組織される入試委員会が試験結果に基づいて合否判定原案を作成し、学部判定会議(教授会)において審議し、学長に対して意見を述べる手続きとなっている。入試問題については、大学自らで作成、採点を行っている。【資料 2-1-15】【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】

〈大学院〉

大学院の入試については、博士前期課程、後期課程ともに、秋季・春季の入学試験が実施されている。いずれも専門科目試験と口述試験が実施されているほか、博士後期課程の入試については、研究計画書及び修士論文等の審査も行われる。博士後期課程デザイン専攻の口述試問については、作品審査及び研究テーマの発表も含まれる。専門科目試験問題の作成・採点および面接については、各専攻の教員によって実施されている。令和3(2021)年度より設定された博士学位取得支援特別プログラムの入学者については、研究計画書および業績に関する書類審査、および口述試問によって選抜されている。

入試の合否判定については、各専攻の教員の会議によって合否判定原案を作成し、大学院研究科委員会で審議し、学長に対して意見を述べる手続きとなっている。入試問題については、大学院課程においても自らで作成、採点を行っている。【資料 2-1-18】【資料 2-1-19】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

〈学部〉

過去5年間の学科別入学定員充足率は、表 2-1-1のとおりである。学部の定員充足率は、 充足には至ってはいないものの、平成 28 (2016) 年度まで低迷していた充足率が平成 29 (2017) 年度から回復傾向にあり、100%に近い水準となっている。ただし、令和 5 (2023) 年度については、日本人学生の入学者が対前年度比で 80%近くまで減少した。

令和 4 (2022) 年度までの定員充足率の上昇を支えていた要素として、日本人入学生数の回復と安定した留学生の受け入れが挙げられる。日本人学生数の回復については、山口県および福岡県の近隣地域にたいして重点的に展開してきた高校訪問や入試ガイダンスへの参加、オープンキャンパス等の広報活動の成果がある。また、スポーツ健康学科の高い

定員充足率にも現れる強化運動部への学生アスリートの誘致数増加もその要因と言える。 留学生については、中国、韓国を中心にアジア地域から留学生を受け入れており、令和4 (2022)年度の入学者のうち22.4%を、令和5年度では28%を留学生が占めている。なお、 令和3~4年度の留学生の入学者数は、コロナウイルス感染症拡大による人流の低下が募集 活動に影響を与えたため、例年より低い数値となっていたが、現在再び回復傾向にある。 令和5年度には、日本人学生の入学者数が減少したが、これは全国的に見られた受験生の 都市部回帰の影響が現れたものと思われる。

〈大学院〉

大学院の学生受入数は、表 2-1-2 のとおりである。なお、大学院各専攻における教育活動については、法学専攻および臨床心理学専攻以外を除いて、原則的に学士課程教員が兼担してこれにあたっている。定員こそ充足していないものの、各専攻ともに一定数の社会人や留学生を含めた入学者数を受け入れており、その社会的使命を果たしているといえる。特に、アート・デザイン系では留学生の増加が著しい。

以上のとおり、学士課程、大学院課程ともに入学者の受け入れにあたってそのアドミッション・ポリシーは明確に定められ、周知されている。また、アドミッション・ポリシー に沿った多様な入試制度により、入学者の受け入れを展開している。定員充足率については、充足こそされていないものの、近隣地域における重点的な広報・学生誘致活動と、積極的な留学生受け入れにより、近年高い水準で推移している。これらのことから、基準項目 2-1 を満たしていると評価する。

表 2-1-1 学科別入学定員充足率(過去 5年間) (小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表示)

学部	学科	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	心理臨床・ 子ども学科	130.0%	125.0%	117. 5%	112.5%	75. 0%
人間	国際交流学科	130.0%	127. 5%	75.0%	75.0%	50.0%
科学部	スポーツ健康学科	86.3%	120.0%	130.8%	143. 1%	132.3%
医唇骨如	医療工学科	71.4%	120.0%	83.6%	120.0%	85. 5%
医療学部	健康栄養学科	73.3%	90.0%	52. 5%	52.5%	30.0%
芸術学部	アート・ デザイン学科	130.0%	153.3%	116.7%	86. 7%	106. 7%
	トータル ビューティ学科	125.0%	90.0%	53.3%	40.0%	106. 7%
全学		98.7%	118.0%	93. 3%	97. 7%	86.3%

表 2-1-2 大学院専攻別入学者数

研究科	専攻	元年度	2 年度	3年度	4年度	5年度
	医療科学専攻	1	0	1	1	0
総合学術研究科	人間科学専攻	0	1	2	1	0
(博士前期課程)	デザイン専攻	0	5	7	2	6
	臨床心理学専攻	6	1	9	0	1
総合学術研究科(†	(博士前期課程)計		7	9	4	7
公公兴年 [[元]	法学専攻	60	53	51	48	54
総合学術研究科 (通信制修士課程)	人間科学専攻	6	5	9	8	5
	デザイン専攻	1	1	0	1	1
総合学術研究科(通	信制修士課程)計	67	59	60	57	60
	医療科学専攻	0	0	0	2	1
総合学術研究科	人間科学専攻	0	1	0	6	4
(博士後期課程)	デザイン専攻	0	2	1	3	4
	臨床心理学専攻	0	1	3	2	1
総合学術研究科(†	專士後期課程) 計	0	4	4	13	10

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-1-1】大学全体及び学科のアドミッション・ポリシー
- 【資料 2-1-2】学生募集要項 2024 年度
- 【資料 2-1-3】学校推薦型選抜(指定校)学生募集要項 2024 年度
- 【資料 2-1-4】総合型選抜入試学生募集要項・相談シート 2024 年度
- 【資料 2-1-5】編入学募集要項(3年次編入学)2024年度
- 【資料 2-1-6】東亜大学 CAMPUS GUIDE 2024 (大学案内)
- 【資料 2-1-7】東亜大学ホームページ:教育理念と3つのポリシー、学科別3つのポリシ

【資料 2-1-8】広報部委員会議事録

- 【資料 2-1-9】大学院全体及び専攻のアドミッション・ポリシー
- 【資料 2-1-10】2024年度 東亜大学大学院案内及び募集要項
- 【資料 2-1-11】2024 年度 東亜大学大学院学生募集要項(通信制大学院学生募集要項)
- 【資料 2-1-12】2024 年度 東亜大学通信制大学院(通信制大学院案内)
- 【資料 2-1-13】 東亜大学ホームページ: 大学院トップページ、 通信制大学院トップページ、 専攻別 3 つのポリシー
- 【資料 2-1-14】入試区分、方針、選抜方法
- 【資料 2-1-15】入試委員会規則、問題作成部会細則、学部入試委員会規則
- 【資料 2-1-16】入試委員会議事録
- 【資料 2-1-17】学部入試委員会議事録
- 【資料 2-1-18】大学院専攻主任会議事録

【資料 2-1-19】大学院研究科委員会議事録

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

定員充足率は、平成 29 (2017) 年以前から改善し、100%に近い水準で推移しているが、 充足には至っていない。今後も、日本人学生・留学生ともに各学科・専攻に適した広報・ 学生誘致活動を展開し、積極的に定員を充足させていく。

日本人学生については、これまで定員充足率を上昇させてきた基本戦略を継続させていく。つまり、山口県下および福岡県など近隣地域を重点的に、高校訪問やオープンキャンパスを実施、入学ガイダンスへの参加などの広報・学生誘致活動を展開する。各種資格が取得可能な学科については、資格および卒業後の具体的なキャリア展開の可能性を受験生・高校に対し PR していく。さらに、例年一定の入学者数を誘致している沖縄県内においても、積極的な広報活動を展開する。

留学生についても、引き続き積極的な誘致活動を展開する。日本や母国において活躍するグローバル人材の育成を目指し、各学科・専攻において専門的知識と理解、スキルの習得を目指す意欲と、その専門性を活かしたキャリア構築について明確なビジョンを持つ学生を誘致していく。そのために、各学科・専攻毎の特色を強調した学生誘致戦略を構築していく。あわせて、日本語別科での留学生受け入れも積極的に展開する。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<学部>

学修支援及び授業支援に関する方針・計画は、「教学部委員会」によって策定されている。 「教学部委員会」は、教員からは、教学部長、共通教育センター長、授業向上委員長、学 科ごとに選出される教学部委員が委員として参加し、事務局職員からは、事務局長、教務 室長、各学部の事務担当が参加して、運営されている。

学部・学科ごとの学修支援、授業支援に関しては、教授会、及び学科会議において、その方針、計画が策定されている。

新入生に対しては、授業履修に関することを含め、大学生活全般に関する案内書となる「新入生ガイド」という冊子を作成し、配布している。新入生の入学時ガイダンスでは、この冊子を基に授業の履修の仕方についての説明が行われている。

新入生のみならず、在学生全員についても、毎期初日に学科ごと、学年ごとにガイダンスが行われている。この中で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキ

ュラム・ツリー、カリキュラム・マップ、卒業要件や必修科目、資格取得のために必要な 科目等の確認が行われている。

オフィスアワー制度は全学的に実施されており、専任教員はオフィスアワーを週1コマ 設定することになっている。学生への周知に関しては学生用ポータルサイトを通じて行っ ている。

学生が閲覧可能な学生専用ホームページには、演習等一部科目を除くすべての科目で、 担当教員が毎回の授業内容について記録を行い、学生の学修支援に活用している。学内で しか閲覧可能ではないが、毎回の授業実施内容、連絡事項等を記載できるようになってい る。学修支援のための有効ツールとして利用促進を進めている。

本学では、全学年担任制を採用しており、退学者、休学者、留年者への支援も担任教員が中心となり、行われている。各期の最初には個別の履修指導が行われ、前期に2回、後期に1回の個人面談が担任等により実施され、「教職員ポータルサイト指導学生情報の中の申送り事項」に記録されている。学習面に関する問題等についても、担任に相談し、支援を受けることができる仕組みになっている。問題を抱えている学生については学科会議や教授会等で、情報交換が行われ、学科内で協力して支援する体制が取られている。また、学生が退学届、休学届を提出するにあたっては、必ず担任との面談を行わなければならないことになっている。

担任は自分の担当する学生の成績、出欠状況、履修状況、保護者連絡先等をウェブ上のポータルサイトで一括して閲覧できるようになっている。担任教員は、担当学生の出席状況を直近1週間前までは把握できるため、欠席が続いている学生については、本人を呼び出して指導を行ったり、保護者に連絡を取ったりして、対応が遅れないよう努めている。授業担当者も、受講生の担任教員をポータルサイトで調べることができるので、欠席が続く等の問題がある学生については、担任教員に連絡して、迅速な対応を講じることができるようになっている。

毎年9月には、西日本各地で「保護者懇談会」を開催し、学生の保護者との連携を図っている。特に学業成績の芳しくない学生、生活面等で問題が見られる学生の保護者については懇談会への参加を求め、情報を共有し、連携しての指導を行っている。

学修支援、授業支援に対する学生の意見のくみ上げに関しては、「教学部委員会」、「授業向上委員会」でいくつかのアンケートが実施されている。毎期2回行われる授業評価アンケートは、対象となる授業に関して、進度、難易度、担当教員の教授方法について学生の意見がくみ上げられる内容となっている。また、卒業生を対象とした学修成果アンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーに照らして卒業生の学修状況の自己評価、および大学に対する卒業生の意見のくみ上げを行っている。それ以外にも学生部委員会が実施するアンケート、東亜大学学生自治組織(TSC)、「要望箱」(目安箱)といったものが学生の意見をくみ上げる役割を果たしている。

<大学院>

大学院での学修支援及び授業支援に関する方針・計画は、大学院専攻主任会議、研究科 委員会及び各専攻会議によって策定されている。

通信制課程については、教職員が直接に指導しうる機会は限られているため、入学式後

に行われるガイダンスから、修士論文作成に関する補足説明を記載した資料を配布して、 指導をスタートしている。

また、通信制課程については、通信制学生用のホームページが開設されており、大学からの連絡については、基本的にそのページを通じてなされている。授業担当教員とは、主にメールを通じてコンタクトを取ることになっているが、必要に応じて、大学院事務室職員が仲介と支援を行っている。なお、通信制については、授業に関しての質疑応答を行い、担当教員から指導を受けることが、単位修得のための要件となっている。

通学制、通信制の両課程を有する専攻については、通信制のスクーリング時に通学制の 学生も参加し、発表と討論を行っている。学生は、専攻の教員による指導を受けるととも に、指導教員からの個別指導を受けている。

大学院生に関しても、授業評価アンケート、学習支援・学生サービスに関するアンケート、大学院修了生アンケートを実施しており、授業やカリキュラム、指導体制に関する学生の要望を収集し、分析を行っている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

東亜大学 TA に関する規程では、TA は「原則として本学大学院(通学制)の課程に在籍する者」とされているが、大学院生が多くないこともあり、研究生、学部生の採用も一部実施している。今後も学習支援の充実を図っていくために積極的に TA の採用を検討している。また、健康栄養学科では実験・実習等の補助と学修支援を行う助手 5 人が配置されている。

以上のとおり、本学では学生の学修支援に関わる各種委員会を諸規則に従って適切に運営し、教職員一体となって学生のサポート体制を構築している。学生の学修状況は、ポータルサイトシステムを通じて全学で共有され、年3回の面談とオフィスアワーにおいて適切な指導が担任によって行われている。また、学部・大学院ともに学修成果アンケートおよび学生支援アンケートを確実に実施し、学生の学修状況の把握とともに、大学への学生の要望をくみ上げて活用している。よって、基準項目2-2を満たしていると考える。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

前期に2回、後期に1回の個人面談やオフィスアワー制度等を活用して、学生の潜在的な学習意欲を掘り起こし、教員の得意分野とのマッチングを図り、学修支援、授業外学習の促進に繋がるようなより充実した学修支援体制を構築できるよう努めていく。

退学者数を減らすことが本学の重要課題の一つである。退学理由の分析を行うとともに、 入試形態、学業成績等との関連性も視野に入れて、全学的に退学者数削減への対策を立案 する。

大学院課程については、「東亜大学大学院修了生アンケート」をはじめとした各種アンケートをもとに、各専攻で学修支援の方策を再検討し、充実を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、学生の社会的・職業的な自立を支援し、大学から社会に役立つ人材を輩出するため、各学科から選出された教員組織「就職部委員会」および事務職員組織「キャリアサポート室」の協働体制を構築しキャリアセンターを運営している。【資料 2-3-1】

学生の進路・就職支援の大枠については、月1回開催される就職部委員会において教員と職員が情報を共有し、必要事項の審議を経て決定されている。【資料2-3-2】

学生の進路希望状況確認は、各教員がオフィスアワーを活用し行っている。さらに、各学科の担任教員・就職部委員とキャリアセンターが連携し、緻密なキャリア支援を実施している。また、教育課程内では学年ごとにキャリア科目を配置し、教育課程外ではガイダンスおよびイベントの開催、個別相談や就職活動支援などを実施している。以下で詳述するように学内では教職員一体となったキャリアサポート体制を敷き、外部では各支援機関と連携するなど学内外で学生への支援体制を確立している。

就職内定率については、過去5年間でみると90%以上の就職率を維持できている。新型コロナの影響など社会環境の変化に応じて対処や対策を取りながら学生へのキャリアサポートを継続してきた効果が反映された結果と考えられる(表2-3-1)。

学科名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子件石	就職率	就職率	就職率	就職率	就職率
心理臨床・子ども	91.7%	100.0%	100.0%	90.0%	94.4%
国際交流	0.0%	100.0%	100.0%	90. 9%	93.3%
スポーツ健康	97.9%	97.8%	98.0%	98. 0%	98. 2%
医療工	100.0%	84.0%	100.0%	100.0%	82.6%
健康栄養	100.0%	92.9%	100.0%	100.0%	96. 3%
アート・デザイン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
トータルビューティ	100.0%	0.0%	100.0%	92. 9%	100.0%
全 体	97.9%	93.9%	99.2%	96.6%	93.3%

表 2-3-1 就職内定率の状況

※令和 2 (2020) 年度まで日本人のみの数値で算出。厚生労働省の指示により、令和 3 (2021) 年度から外国人留学生を含む就職内定率での報告数値となった。令和 2 年度までで日本人就職者がいなかったときに 0.0%の値となった学科がある。

[※]就職率=就職者数÷就職希望者数、就職者数=正規の職員として最終的に就職した者 (1年以上の非正規職員を含む)

毎年、キャリアセンターでは、直近5年の就職先データから傾向を分析している。これを見ると、全学的には小売業・サービス業が一定の割合を占める。学部ごとに見ると、人間科学部では、卒業生は、教育機関(学校)を中心に多様な業種へ就職するか進学している。医療学部では、医療業(病院)、公務員(消防・警察)への就職が多い。芸術学部では印刷業や美容業への就職を希望した学生が多い。以上のことから、本学学生の就職は、各学科の専門性を反映しているといえる。なお、人間科学部の学生に医療業への就職者が多い理由は、柔道整復師として整骨院・接骨院へ就職する学生が多いためである。【資料2-3-3】90%を超える就職率を維持するため、本学では、1年次から4年次にかけて、学生の進路支援とモチベーション向上を目的に、キャリア科目を全学部全学科の共通教育科目として段階的かつ体系的に導入している。【資料2-3-4】

講義科目では、1年次に「キャリア能力基礎」【資料 2-3-5】、2年次に「数学教養基礎(キャリア準備講座)」【資料 2-3-6】、「社会教養基礎(キャリア能力応用)」【資料 2-3-7】、3年次に「キャリアプラン実践講座(キャリアプラン実践講座 I)」【資料 2-3-8】および「キャリアプランレベルアップ講座」【資料 2-3-9】を開講している。

さらに、共通教育科目として「インターンシップ」(2年次)【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】、 および「地域社会と個人の役割」を開講し、インターンシップ、ボランティア活動への参加を奨励している。【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

また、各種国家資格取得のため、在学中より学生の資格取得等をサポートする科目を正課授業として卒業単位要件科目に設置するとともに、国家試験模擬試験を定期的に実施して学生の成績状況を把握しながら指導を行っている。【資料 2-3-14】

高度専門的職業への就職には、国家資格取得の成否が就職内定獲得結果に直結する。令和 3 (2021)年より、新型コロナ禍の影響で実習の中止や延期、対面指導できない状況に本学も直面した。この苦境になんとか順応できた学生とできなかった学生の差が如術に表れ、国家資格試験対策の準備不足などで結果を出せなかった学生も散見された(表 2-3-2)。

	令和	元年度	年度 令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
国家資格名	合格	合格率	合格	△₩☆	合格	合格率	合格	合格	合格	合格率
	者数	口俗书	者数	合格率	者数	口俗争	者数	率	者数	口俗书
臨床工学技士	10人	90.0%	7人	63.6%	2人	22. 2%	6人	66. 7%	7人	63.6%
救急救命士	10人	76.9%	13人	68.4%	14人	77.8%	10人	83.3%	9人	60.0%
管理栄養士	4人	36.4%	7人	50.0%	5人	55.6%	6人	60.0%	11人	100.0%
美容師	3人	100.0%	1人	100.0%	0人	0.0%	1人	33. 3%	1人	16. 7%
柔道整復師	7人	87. 5%	7人	100.0%	1人	100.0%	4人	80.0%	5人	50.0%
愛玩動物看護師	-	-	ı	-	-	_	2人	40.0%	5人	62.5%
介護福祉士	-	-	-	-	_	_	_	-	2人	40.0%

表 2-3-2 本学国家資格試験合格者数と本学合格率 (新卒)

[※]愛玩動物看護師の国家資格試験は令和4年度が第1回。

[※]介護福祉士の国家資格試験は令和5年度が第1回。

本学では、国家資格以外にも公的資格および民間資格取得に関わる支援をしている。さらに、教員および公務員を志望する学生向けに、採用試験対策講座を行っている。【資料2-3-15】【資料2-3-16】【資料2-3-17】

上記の全学的な取り組みの他に、実践的な企画力、行動力、協調性等を培うことを目標とする各学科の専門性を活かした実習・就業体験が用意されている。【資料 2-3-18】

キャリアサポート室では、進路・就職相談、履歴書・エントリーシートの書き方、模擬面接指導等の具体的な就職サポートを行っている[キャリアセンター利用状況:令和 4 (2022) 年度利用延べ人数 716 名、令和 5 (2023) 年度利用者述べ人数 555 名]。

学内で開催される週1回のハローワークによる出張相談でも、学生ごとに丁寧な対応が行われている[令和4(2022)年度利用件数27件、利用人数12名、令和5(2023)年度利用件数17件、利用人数7名]。本学のプログラムとしては、学生の進路支援とモチベーション向上を目的に、学内・学外イベントを組み合わせて、1年次から学生自身の主体的な職業選択や高い職業意識の養成を図っている。就職部委員会並びにキャリアサポート室は、各種就職講座、就職活動セミナーや企業・業界説明会、外国人留学生対象の業界研究フェアへの学生参加促進を図っている。

本学では、3年次提出の「進路登録カード」を用いて学生情報の収集や進路希望を把握し、4年次提出の「進路状況報告書/内定届」により最新活動状況を確認して学生指導に活用している。その結果を基に、支援が必要と判断される学生には大学に届く求人情報を中心に希望業界の情報を紹介している。【資料 2-3-19】

設備環境は、キャリアセンター内に学生用パソコンを2台配置するほか、求人票を学外からも閲覧できるように運用するなど学生が就職活動を行いやすい環境を整備している。 進路・就職・キャリア関連図書の貸し出しも行っている。活動の一部は、オンライン(Zoom) と対面を併用し実施している。

また、同センターは、卒業生(学部卒生、大学院卒生)の相談窓口も担っている[利用卒業生数は、令和4(2022)年度の利用件数11件、利用人数8名、令和5年(2023)年度利用件数20件、利用人数13名]。

本学の大学院生は、すでに社会人経験を持ち、就労している者が多い。大学院生向け就職支援は、その専門性に合致した研究指導担当教員が中心となり指導・助言を行っている。免許・資格の取得によるキャリアアップやそれを活かした就職も想定されるため、学部生と同様に、必要に応じて大学院生の相談窓口をキャリアセンターが担っている。必要に応じて学部プログラムを利用できる体制も構築している。【資料 2-3-20】

学部卒業後に直接大学院へと進学する学生も一部存在するため、社会人経験不足を補う目的のもと、令和 5 (2023) 年 3 月に大学院生向けのマナー講座を実施した。同講座への出席は 11 名であった。【資料 2-3-21】

以上のことから、本学は、教育課程内・教育課程外を通した各種プログラムにより、 学部生と大学院生、卒業生を網羅する学生全体への就業準備支援と、学生一人ひとりに対 する細やかな個別就活指導の両方を高いレベルで継続していることが明白であり、学生の キャリアサポートが十分できていると判断する。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和5 (2023) 年度卒生の就職先企業に対し、2023年度にアンケート調査を実施した。 就職先アンケートは令和 4(2022)年度から実施して 2 回目となる。卒業生の資質に関す る評価では、今年度は昨年度同様「仕事に対する意欲・熱意」「コミュニケーション能力が ある」「誠実である」という3項目において高い評価を得たが、「責任感がある」という項 目については、昨年度よりも就職先企業が重要と考える項目としてさらに重要視している ことが分かる。採用にあたって、企業は人柄・性格的要素だけでなく、本学卒業学生の仕 事に対する姿勢・態度にさらなる向上を求めていると考えられる。また、昨年度と同様、 本学の強みであるはずの「専門分野の基礎知識」を中心とした「論理的思考力」「課題発見 力と問題発見力」等の項目にはあまり加点評価がつかなかった。本学としては、学生に対 して、さらなる社会人基礎力向上と専門性・技術力の習熟度を高めるための指導を継続し、 社会に必要とされる人材育成につなげていきたい。この調査結果を本学就職部委員会およ び全学教員と共有し、次年度以降のキャリア支援への取り組みに役立てていく所存である。 【資料 2-3-22】

キャリア教育の改善として、令和 4 (2022) 度に低学年次に特化したキャリア科目を新 設した。たとえば、2 年次対象に新設した「数学教養基礎」「社会教養基礎」は、教養試験 対策の早期導入を図り、学生の幅広い能力向上を目指している。令和 5 (2023) 度は、同 授業の内容をより強化する目的で、教養試験対策を専門とする教員を招聘し開講した。

3 年次対象の「キャリアプラン実践講座」では、インターンシップとの連動を強化する とともに、就労意欲の向上と職業選択の早期化を目指している。また、令和 4 (2022) 年 度後期より「キャリアプランレベルアップ講座」を新たに開講し、実践的な就活力の習熟 度向上を図った。このように、体系的なキャリア授業を継続的に提供するとともに、実状 に合わせたカリキュラムのブラッシュアップを続けていく計画である。

本学は、全学カリキュラムとして日本人学生の海外への留学・実習を単位必修化してお り、同カリキュラムに対する学生留学支援プログラムも存在する。そのような全学の実情 に配慮し、キャリアセンターは留学中の学生に対するキャリア支援体制の強化も実施して いる。令和5(2023)年度は、韓国の提携校へ3年次1名(半年間)、台湾の提携校へ2年 次1名(半年間)、3年次1名(1年間)を交換留学派遣した。これらの学生に対し、留学 前オリエンテーションにおいて留学中・留学後の就職活動準備について外部講師によるレ クチャーを行った。日本人学生の海外留学希望者が、新型コロナの終息後には増加するこ とが予想されるため、本学国際交流センターと協力し、日本人学生の留学サポートや留学 中・留学後の就職活動支援にも取り組んでいく。

外国人留学生に対しては、令和5年(2023)年度は、学部1年留学生向けキャリアガイ ダンスを開催した。今後は、外国人留学生に対して日本の雇用システムや、日本での就職 活動、就職するための在留資格変更、そのために必要な準備等を早期に指導可能とする学 内体制をさらに整備する方向である。(また、令和 5(2023)年度に初めて、全留学生を対 象とした日本語能力調査を実施し、学内全体で学生の日本語能力の実態把握と今後の留学 生就職活動対策に活用していくことにした。【資料 2-3-23】)

上記計画に向け、後期より2つの新たなる試みを開始した。1つ目は、ハローワークと 連携した外国人留学生向け就職支援セミナーの3回の開催である。日本で就職活動を進め るにあたっての意識づけ、就活スケジュールの確認と必要な準備などをレクチャーし、同

セミナーを入口に学内でのハローワーク出張相談への利用にもつなげることを意図している。【資料 2-3-24】

2 つ目は、全学年留学生対象とした共通教育キャリア科目「キャリアの日本語」の開講である。外国語としての日本語教育だけでなく、就職など社会に出たときに必要とされる日本語力を身に付けてもらうことを同科目設置のテーマとしている。【資料 2-3-25】

さらに、特記される令和6年度のキャリア事業として、山口県内大学コンソーシアムである「大学リーグやまぐち」との連携による本学内での合同企業説明会の開催計画があげられる。県内企業と学生のマッチング機会は双方にとって必要不可欠であるが、卒業後に日本での就職を希望する留学生を数多く抱える本学は、高度外国人材輩出までを意識し、即戦力留学生と企業採用担当者の面談の場を積極的に提供する使命があると考える。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-3-1】 就職部規則、キャリアセンター規程、事務組織規程
- 【資料 2-3-2】 就職部委員会議事録
- 【資料 2-3-3】 東亜大学 CAMPUS GUIDE 2024 (大学案内) 就職・進学実績 (8-9 ページ)
- 【資料 2-3-4】 東亜大学新入生 GUIDE BOOK 2023 「キャリアサポート・プログラム」(24-27 ページ)
- 【資料 2-3-5】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「キャリア能力基礎」
- 【資料 2-3-6】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「数学教養基礎」
- 【資料 2-3-7】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「社会教養基礎」
- 【資料 2-3-8】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「キャリアプラン実践講座」
- 【資料 2-3-9】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目 「キャリアプランレベルアップ講座」
- 【資料 2-3-10】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「インターンシップ」
- 【資料 2-3-11】 R5 山口県インターンシップ推進協議会 受け入れ事業所一覧
- 【資料 2-3-12】 共通科目「地域社会と個人の役割」資料
- 【資料 2-3-13】 北九州下関フェニックス 学生ボランティア募集チラシ
- 【資料 2-3-14】 国家資格取得等にかかわる科目専門教育科目
- 【資料 2-3-15】 東亜大学 CAMPUS GUIDE 2024 (大学案内) 目指せるおもな資格 (10-11 ページ)
- 【資料 2-3-16】 教員採用試験・公務員試験対策講座
- 【資料 2-3-17】 教員採用試験対策
- 【資料 2-3-18】 学科科目の演習・実習科目
- 【資料 2-3-19】 東亜大学 CAMPUS GUIDE 2024 (大学案内) キャリアサポート (70-71 ページ)
- 【資料 2-3-20】 大学院生配布チラシ、2023 年度大学院便覧キャリアセンターページ、魅力発見フェアチラシ
- 【資料 2-3-21】 大学院向けマナー講座資料
- 【資料 2-3-22】 2023 年度就職先アンケート結果報告

【資料 2-3-23】 2023 年度外国人留学生全員対象「進路希望調査」ならびに「日本語能力 試験(JLPT)の結果」の案内

【資料 2-3-24】 ハローワーク 留学生就職支援セミナー資料

【資料 2-3-25】 東亜大学シラバス 2023 (学部) 共通教育科目「キャリアの日本語Ⅱ」

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生に対する修学支援、生活支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学修環境の保持に努めている。そのため学生サービス、厚生補導等のための組織として「学生部」が設置されている。「学生部」の所管事項は、「学生部規則」によって、「(1)学生の厚生(学習支援、生活支援)に関すること、(2)学生の補導に関すること、(3)学生の賞罰に関すること」と定められている。この所管事項を審議する委員会として、「学生部委員会」が組織されており、学生部長、各学部から選出された学生部委員、事務職員から学生支援室長、またオブザーバーとして健康相談センター長等が参加している。【資料2-4-1】

「学生部委員会」は、夏期休暇中の8月を除き毎月1回の定例委員会及び必要に応じて臨時の委員会を開催し、上記の所管事項のほか、以下の関連する事項について審議を行っている。①担任教員等による個人面談に関する事項、②新入生歓迎セミナー及び在学生ガイダンスに関する事項、③東亜大学大学祭(亜蒔祭)及び「東亜大学学生自治組織(TSC)」の活動支援、④クラブ・サークル活動支援、⑤奨学金、⑥生活の安全に関する事項、⑦学生支援に関わる情報のホームページ及び学生ポータルサイト上での提供等。「学生部委員会」において報告及び審議されたことは、学部の学生部委員より全教員に報告されている。学生に周知・指導すべきことは、担任教員等を通じて行われており、全学生が安定した学生生活を送ることができるよう支援組織体制は適切に機能している。【資料2-4-2】

さらに、「学生部委員会」は、事務局「学生支援室」との連携を図りながら、教職員一丸となって学生生活のサポートを行っている。「学生支援室」の学生サービスに関する主な業務は、①課外活動及びボランティア活動、②学内施設等の使用、③学生の規律及び賞罰、④学生の車両通学、⑤学生相談及び生活指導並びに助言、⑥奨学金、⑦学生の保健衛生及び健康診断、⑧遺失物及び拾得物の届出並びに保管、⑨学生教育研究災害傷害保険、⑩学生相談室及び健康相談室(保健室)、⑪学籍異動、⑫下宿等の紹介、⑬アルバイト等、⑭通学証明書及び健康診断証明書等の各種証明書の発行に関することなどである。

また、留学生に対する学生サービスについては、「国際交流センター」、「国際交流支援室」、

「学生部」が協力して行っている。留学生の就学及び生活指導のガイドラインとして「留学生ハンドブック」を作成し、活用している。【資料 2-4-3】

学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構による奨学金制度を学生に紹介しており、令和 5 (2023) 年度は対象となる全日本人学生のうち、64.8%の学生が本奨学金制度を利用している。内訳としては、給付型が186名、I区分から III区分の学生が168名となっている。中でも、令和 2 (2020) 年度より開始された給付奨学金及び国の授業料等減免制度については、約24.5%が利用している。

また、少数の学生ではあるが、山口県ひとづくり財団、宮崎県育英会、山口県保育士修 学資金等による奨学金の貸与を受けている学生もいる。さらに、留学生に関しては、日本 学生支援機構学修奨励費等の給付を受けている者が 2023 年度は 9 名いた。

本学独自の奨学金制度として、学部留学生全員を対象とする留学生奨学金制度における 授業料減免措置がある。これは、留学生に対し、奨学金を給付するという形で授業料のみ を半額減免する制度である。令和 5 (2023) 年度は前期に 285 人、後期には 291 人が給付 を受けている。この奨学金制度については、その趣旨に基づき、修得単位数の基準が設け られており、基準を満たさない場合には、奨学金給付対象から除外される。【資料 2-4-4】 クラブ・サークル活動に関しては、教員が顧問、監督または部長として指導及び活動の 支援を行っている。また「学生支援室」は、クラブ・サークル運営に関する調整、活動予 算の調整を行っている。【資料 2-4-5】

平成 18 (2006) 年度から学生生活をより充実させ、学生間の交流を深め、大学生活に学生の意見を反映させることを目的に、「東亜大学学生自治組織(TSC)」(以下、「学生自治組織」)が、「学生部委員会」のワーキンググループを中心にして、教職員がその活動をサポートしている。この「学生自治組織」は各演習等から選出された代議員による代議員会を開催し、学生の意見・要望を取りまとめ、スポーツデーの企画・運営などを行っている。【資料 2-4-6】

本学では、全学的に担任制度を設けて学生の個人面談を定期的に行っている。この個人面談は、学生ひとりひとりの大学生活の様子を教員が把握し適切に対応することで、学生の大学生活への適応を支え、人間的成長を促すことを目的としている。面談に関しては、「個別面談マニュアル」が担任に配布され、面談の中で健康相談、心的相談、生活相談等も行われることになっている。面談によって入手された学生の情報は、教職員用ポータルサイトの学生情報―申送り事項」に記録され、学科教員間で情報が共有されている。【資料2-4-7】

本学では、学生生活安定のための支援が適切に行われており、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握、分析が行われており、その結果の活用についても適切に行われていると自己評価する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-4-1】学生部規則

【資料 2-4-2】学生部委員会議事録

【資料 2-4-3】 留学生ハンドブック

【資料 2-4-4】授業料減免対象者リスト

【資料 2-4-5】学生の課外活動への支援状況(前年度実績)

【資料 2-4-6】東亜大学学生自治組織(TSC)代議委員会資料

【資料 2-4-7】個別面談マニュアル

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学における学生支援は、学生部委員会と事務組織である学生支援室が綿密に連携し、 学生の健康状況、経済状況、生活状況といった学生に関わる全般において継続的に支援を 実施している。

さらに、学生からの意見・要望の把握、分析に努めており、その結果から具体的な施設・サービスの改善を実施している。一方で、大規模な施設修繕やシステム改修などは、財政的・組織的に慎重に実施すべき内容を含むため、対応が長期化しやすい傾向にある。これらの問題を可能な限り早期に実現していきたい。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備本学のキャンパスは、JR新幹線の停車駅のある新下関地区に位置し、交通の便もよい環境にある。校地については総面積61,235.2 ㎡(校舎・講堂・体育施設敷地39,470.7㎡、屋外運動場敷地21,764.5 ㎡)を保有しており、校舎は学校建物の総面積(延面積)49,883㎡である。その内講堂、体育館アリーナ、クラブ棟、学生厚生施設等の基準外面積を除く基準内面積、すなわち、現有面積は41,994.6㎡である。【資料 2-5-1】

教育研究目的を達成するために必要な校舎として学長室、会議室、事務室、教室(講義室・演習室、実験・実習室)、研究室、講堂、体育館、その他のスポーツ施設、健康相談室、学生相談室、学生自習室等を整備している。部屋の内訳は、講義室49室、演習室4室で、総面積7,703.3㎡、講義室収容人数4,475人である。令和2年度にはほとんどの講義室、演習室、実験・実習室においてWi-Fi設置工事を行った。また、令和5年度には1号館6階の1605教室(収容定員90名)を整備した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設等

実験・実習室は3学部で総面積7,793.4㎡を保有している。医療学部実験実習棟(6号館)では、コメディカルスタッフ養成を目的に、自動体外式除細動器(AED)、自動式心臓マッサージ器、自動式人工呼吸器、心電計等を使って「救急装置実習」が、また人工透析装置、人工心肺装置、人工呼吸器、生体計測教育システム等を使って「生体機能代行装置学実習」が行える環境を整えている。また、健康栄養学科実習のために給食経営管理実習棟を整備している。芸術学部実習棟(3号館)は、立体と平面の実技が行える環境を、10号館は木材工房、金属工房、デッサン室、映像工房、印刷版画工房を備え、12号館は陶芸工房、コンピュータルーム(20台)を備えている。

医療学部の附属施設として総面積330㎡の共同実験棟(生物棟)、3,415.5㎡の実験・実 習棟及び大学院の附属施設として総面積189.8㎡の臨床心理相談研究センターを有する。

人間科学部スポーツ健康学科柔道整復コースの施設所として1号館5階に開設していた東 亜大学附属接骨院は、地域医療、社会に貢献できる治療所であること、学生の臨床実習と 教育、研究の場として活用することを目的につくられており、令和3年度には施術場所を7 号館1階に変更することで、より一層地域医療、社会に貢献することが可能となった。【資 料 2-5-2】

スポーツ施設としては、2号館多目的講堂、4号館武道場、8号館体育館アリーナ、小体育室、フィットネスルーム、さくら塾体育館アリーナがあり、合計面積9,247㎡の屋内運動施設を保有する。また屋外スポーツ施設(グラウンド、野球場、テニスコート)の合計面積は76,477㎡であり、スポーツ施設として総面積85,724㎡を保有している。他に学生アメニティに配慮した施設としてクラブ棟(延面積1,170㎡、19室)及びコミュニティセンター(延面積1293.01㎡)がある。前者には、クラブの部室が入っている。【資料 2-5-3】

これらの施設設備の整備・管理・運営に関しては、総務・施設室が法人室と連携して行っている。施設設備の整備・管理・運営に関係する部局としては、「IT科学センター」「スポーツ科学センター」「教育研究機器センター」等が組織されており、各部局が定めている利用規定に則って活動している。【資料 2-5-4】

2) 図書館

図書館は「図書館運営委員会」に則り運営されている。図書館の面積は、1,489 m²で閲覧席 155 席を設け、館長 1 名、兼任職員 2 名、兼任司書 1 名、パート 1 名、アルバイト 5 名 (2024年1月まで)を配置している。開館日数は年間 237 日であり、通常開館時間は月曜日から金曜日までは 9 時から 20 時まで、土曜日、長期休暇中、授業期間外及び補講・再試験期間中は 9 時から 17 時までである。定期試験期間前及び期間中の開館時間延長については、事前に掲示及び図書館ホームページにて詳細を通知している。

図書は 2024 年 2 月時点で 111,582 冊を所蔵しており、そのうち開架図書は 104,659 冊である。 定期刊行物は内国書 1,268 種類、外国書 331 種類を数える。

下関市内の5大学(下関市立大学、梅光学院大学、水産大学校、下関短期大学、東亜大学)で締結する「下関市内5高等教育機関附属図書館相互利用協定」に基づき、5大学に在籍する学生は相互に加盟大学の図書館を利用できる。また、図書館ホームページでは、東亜大学OPACによる学内の蔵書検索はもとより、国立国会図書館の蔵書検索にアクセスできるほか、論文・雑誌記事などは国立情報学研究所のCiNii(学術情報ナビゲータ)機関

定額制に登録し学内外の蔵書検索ができるともに、図書館相互協力事業 (ILL) の料金相殺システムに加盟しており、他機関との緊密な相互協力体制を築いている。【資料 2-5-5】 【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

平成 26 (2014) 年度からは、山口県大学 ML (ミュージアム・ライブラリー) 連携事業 に参加し、毎年テーマに沿って学術資料・研究成果を地域に広く公開するため、館内にて 約 3 ヵ月間連携特別展を催している。 【資料 2-5-8】

入館者数は、2024年度2月末時点で1,848人(令和4年度1,868人、令和3年度1,916人、令和2年度4,252人、令和元年度5,119人)、うち学外利用者数は、187人(令和4年度35人、令和3年度0人、令和2年度6人、令和元年度138人)と利用者数は微減となった。令和5(2023)年度も東側閲覧室の一部にホワイトボードを設置し、図書館の教材資料を用いた授業等があるときにはラーニング・コモンズ空間として利用可能とした。

併設の漫画図書館ではスタッフがツイッターやインスタグラムなどの SNS を介し漫画図書館関連のニュースを定期的に公開した。たとえば、4 月にキャンパス桜マップや冬瓜30 東亜大学クイズ(1 個の重量をあてるクイズ)の実施のお知らせ等、本学図書館の新着情報もあわせて SNS に公開し広報に努めた。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性については、学内各所にスロープ、手摺り、しょうがい者専用駐車場を設置し利便性に配慮している。主として使用する建物には、エレベーター、多目的トイレを設置している。また、学内のトイレについては、和式便器を洋式(ウォシュレット付)に順次改修し、しょうがいを持つ人も使用しやすいよう機能の向上を図っている。

施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みとしては「要望箱」(目安箱)を 学内3箇所に投稿用紙と共に設置している。

施設・設備の安全性については、消防設備、変電設備、エレベーター設備等に係る各種 法定点検を適切に行っており、安全を十分確保している。

なお、懸案事項であった旧耐震基準での構造物であり、耐震診断の対象となっている1棟(1号館)については昨年度耐震調査の予備審査を実施し、令和8(2026)年度までの3年以内に補強箇所の特定と費用計上を具体的に進めることとしている。【資料 2-5-9】

令和元(2019)年度には消防法施行令第3条第1項第1号の規定による甲種防火管理新規講習の課程を1名修了、同年消防法施行令第47条第1項第1号の規定による防災管理新規講習の課程を1名修了、同年自衛消防業務講習を8名修了、学内には少量危険物取扱貯蔵所が設置されているため、平成31(2019)年度から令和3(2021)年度にかけて危険物取扱者免状(乙種4類)を2名が取得している。このことにより、以降防火管理の適切な維持、消防並びに防災訓練を地元消防署の協力を得ながら確実に実施できるようになった。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う際の学生数の制限については、特に定めていない。履修者数が当初の想定に 比して多かった場合は、学期初めに教室変更を行って適切に対応している。

また、演習、実験、実技、実習等に関しては、適宜定員を設けて、必要に応じてクラス 分けを行っている。語学の授業においてはその性格上、1クラスあたり30人程度に収まる

ようにしている。なお、令和4(2022) 年度は新型コロナウイルスの感染予防として、受講者数は教室の座席数の6割以下となるよう調整した。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-5-1】校地、校舎等の面積
- 【資料 2-5-2】東亜大学附属接骨院
- 【資料 2-5-3】キャンパスマップ
- 【資料 2-5-4】スポーツ施設利用規則、実験・実習棟利用規程
- 【資料 2-5-5】東亜大学附属図書館運営委員会規則
- 【資料 2-5-6】下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定
- 【資料 2-5-7】東亜大学ホームページ:図書館利用案内
- 【資料 2-5-8】山口県大学 ML(ミュージアム・ライブラリー)連携特別展ポスター
- 【資料 2-5-9】学校法人の耐震化率の公表、電気工作物点検結果報告書、昇降機定期検

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の施設・設備は老朽化が進んでいる箇所も見られる。優先順位を決定して、学生の 要望に応えられるよう整備を進めていく。

建物の耐震化に関しては、診断調査の結果をみて、令和8年度までの3年以内に実施していく予定である。また、現在、本学の一部の施設については、使用されないままになっている箇所もあるため、有効利用方策を検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生 の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

個人面談やオフィスアワー等を利用した随時の相談で把握した学生の意見は、学科教員会議や教授会、「学生部委員会」等でくみ上げる仕組みになっている。また、「学生自治組織」の活動や学内3箇所に設置された「要望箱」(目安箱)も、学生の意見や要望をくみ上げる役割を果たしている。

毎年9月に実施される「保護者懇談会」も学生の要望をくみ上げる一つの仕組みとして 機能している。保護者と場合によっては学生本人が参加するこの懇談会では、大学に対す る要望が面談担当者に直接伝えられ、この情報は大学事務局へと報告されることになっている。【資料 2-6-1】

授業科目の改善・改革を進めるために学生による「授業評価アンケート」を実施し、Web上で回答している。このアンケートは、共通質問事項と学生による自由記述欄の記入から構成されており、共通質問項目は後日、集計・分析され、担当教員にはアンケートの数値結果と自由記述欄の内容が通知される。各教員はアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かしている。【資料 2-6-2】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生 の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2014年度からは、「学生サポート室」を週1日開室している。客員教授がアドバイザーを務めており、第三者的な立場から学生への助言を行うことを目的としている。具体的には、学生生活全般に渡って不安を感じている人のケアや、問題解決のための学生本人への助言を行っている。利用状況については、適宜「学生部委員会」で報告されている。【資料2-6-3】

精神的な問題や人間関係の悩みなどを抱える学生への対応には十分注意し、「学生相談室」の利用を促す等の対応をしている。「学生相談室」は、「健康相談センター」内に設けられており、主に心の問題に関する支援・相談を行っている。またそのような悩みを抱える学生たちへの対応に際して助言を求める教職員に対するコンサルテーションも行っている。更に、自然災害等で報道が多くなされた際には、「惨事報道」による心理的反応に関する説明や対処を記載した掲示を行うなどして、学生のメンタルへルスの維持増進を目指した取り組みも行っている。同相談室には公認心理師や臨床心理士の有資格者が相談員として配置されており、深刻な問題を抱えた学生についても対応できる体制を整備している。利用状況については「学生部委員会」で報告されている。【資料 2-6-4】

「健康相談室」(保健室) については、養護教諭資格を有する職員が配置し、怪我等の応急処置等を行っている。利用状況は「学生部委員会」で報告されている。【資料 2-6-5】

「学生サポート室」「学生相談室」「健康相談室」については新入生向けガイダンスにて健康相談センター長が説明を行い、必要に応じて利用するよう促している。【資料 2-6-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-1】2023 年度保護者懇談会案内、実施状況、アンケート結果

【資料 2-6-2】2023 年度学生による授業評価アンケート総括および 2023 年度東亜大学大学院授業評価アンケート

【資料 2-6-3】学生サポート室利用状況

【資料 2-6-4】学生相談室利用状況

【資料 2-6-5】健康相談室利用状況

【資料 2-6-6】学生サポート室・学生相談室・健康相談室利用案内

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生からの学修環境に関する意見は、個人面談やオフィスアワー等を利用した随時の相

談によりくみ上げられるものと、後期ガイダンスで実施される「学生アンケート」、「保護者懇談会」や保護者からの要望も反映している。

学修環境に関しては、明確な改善項目が要望として挙がってくるものに加え、抽象的なものもある。抽象的な意見に関しては、企画検討し、改善するようにしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、これまでの学生個人面談を確実に実施していく。また、学生の個人面談によって入手された学生情報は、ポータルサイトの申し送り事項に登録され、関係教職員間で共有し、協働で、迅速に学生対応を行っている。

「学生相談室」、「健康相談室」(保健室)については、利用者が増加している状況に鑑み、 学生がより利用しやすいような環境整備について、「学生部」と「健康相談センター」で検 討を進めていく。

学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるシステムについては、今後も学生面談、 アンケート調査、「学生自治組織」、「要望箱」、「保護者懇談会」等を活用して、サービスの 改善・向上を実現していく。

[基準2の自己評価]

学生の受入れに関しては、アドミッション・ポリシーを明確に定め、さまざまな媒体で 周知を図っており、それに沿った入試を実施している。入学者数に関しては、全学で定員 を充足していないが、大学全体及び学科ごとに新たな施策を講じて学生確保に注力してい る。令和5年(2023)年度から新たな広報戦略を立案し体系的な募集努力を開始している。

学修及び授業の支援に関しては、教職員協働の体制を整備しており、オフィスアワー、 担任制、ポータルサイト等を活用して、学生の学修支援を行っている。

キャリアガイダンスに関しては、教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する 指導のための体制を整備しており、適切に運営している。

学生サービスに関しては、「学生部委員会」、「学生支援室」が中心になって、学生生活の 安定のための支援、及び学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握、分析を行ってお り、その結果の活用についても適切に行っている。

以上のことから、「基準2学生」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、学則第1条において、その目的を「教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に応え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする」と定めている。この教育目的ならびに教育理念を踏まえて、全学共通のディプロマ・ポリシーを定めている。

「他人のために汗を流し、一つの技術を身につける」という教育理念は、ディプロマ・ポリシーの「1. 知識・理解」の「幅広い教養」「専門職業人として必要な知識・理解」、「2. 技術」の「専門職業人として必要な技能」、「3. 態度・志向性」の「社会への奉仕の精神、人を思いやる心」といった言葉において明確に反映されている。二つ目の教育理念である「地域に生き、グローバルに考える」という理念は、「3. 態度・志向性」の「グローバルな視点から物事を把握しようとする態度」に示されている。

この全学ディプロマ・ポリシーに基づいて、各学科及びコースのディプロマ・ポリシーを策定している。すべての学科で「知識・理解」「技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と想像的思考力」の4領域に区分して設定されている。大学院研究科においてもそれぞれのディプロマ・ポリシーを策定しており、それぞれの専攻分野における固有の学識と技能を、そこに隣接・関連する分野への広がりにおいて修得し、それぞれの分野において高度専門職業人として貢献できる人材を育成するために、この実力を身につけた修了者に学位を授与することが定められている(ディプロマ・ポリシー)。この方針は、大学院の目的に掲げられた「理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究め」、「奉仕の精神と健全な身体をそなえ、人びとの幸せと学術の進展に寄与しうる人材を育成する」という趣旨に通じている。それぞれのディプロマ・ポリシーはホームページに掲載し、さらに前・後期開始前のガイダンスにて印刷物を配布して学生に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

本学では、卒業するために修得すべき授業科目および単位数について学則第7条に「共通教育科目22単位以上と専門教育科目80単位以上を含む総単位数124単位以上を修得すること」と明記し、各学部の履修細則で単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めている。

なお、大学設置基準第二十一条改正(令和4年10月)による1単位の認定に必要な学修時間の規定変更については、学則第8条を改訂し、令和6年度入学者から適用する予定である。

<医療学部>

単位認定については、学部細則第6条で「講義科目及び演習科目については担当教員の

指導のもと、講義要項に沿った履修を行わせることとする。また、臨床工学技士、救急救命士、管理栄養士等の病院や施設での実習は、教員及び病院や施設等の実習担当者が実習要項の内容を熟知した上で、これに則った指導を行うものとし、実習終了時には評価報告書等で教員に報告されるものとする」と定め、第7条で「科目を履修し、試験に合格した者には、その科目の単位を与える」としている。受験資格及び試験の方法としては、第8条に「試験の受験にはその科目の総授業時間数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、医療福祉コースの「介護実習」については、5分の4以上の出席を必要とする。科目試験は、原則として学期末に行う(定時試験)。ただし、科目によって随時に試験を行うことがある(随時試験)」と定め、第9条で「実験、実習、演習の科目においては平常の成績をもって試験成績に代えることができる」とも定めている。

進級基準としては、学部細則第4条で「医療学部の学生は、次の要件を満たして進級することができる。2年次への進級-1ケ年以上在学すること。3年次への進級-2ケ年以上在学すること。4年次への進級-3ケ年以上在学すること」と定めている。

卒業認定基準は、学部細則第3条で「本学医療学部に4ヶ年以上在学し、共通教育科目合計22単位以上(大学基礎の2単位、キャリア能力基礎の2単位、教養科目の3分野からそれぞれ2科目4単位以上、外国語科目から4単位以上を含む)と専門教育科目80単位以上(医療工学科は指定された必修科目及び卒業研究単位を含む、健康栄養学科は学則別表に指定された必修科目及び卒業研究単位を含む)を含む総単位数124単位以上を修得したとき卒業できる」とし、「専門教育科目の中には、他学部他学科の開講科目の単位を『専門共有科目』として20単位まで含めることができる」としている。さらに第10条に「卒業研究は指導教員の指導のもとで1ヶ年行い、その結果を卒業論文として所定の期日までに提出し、審査を受けるものとする」と定めている。

<人間科学部>

単位認定については、学部細則第6条で「科目を履修し、試験に合格した者には、その科目の単位を与える」とし、受験資格及び試験の方法としては第7条で「原則として全授業時間数の3分の2以上出席した科目についてのみ、定時試験を受験することができる。正課活動および大学が認める競技会等における活動中に被った傷病により授業を欠席した場合には補習等の措置を講じることができる」とし、第8条で「定時試験は各学期の期末に行う。また、科目によっては平常の授業時間中又はその他の時間に随時試験を行うことがある。ただし、平常の成績もしくは担当教員の指示した方法で試験に代えることができる」と定め、第9条で「演習、実験、実習、実技の科目においては、平常の成績をもって試験成績に代えることができる」とも定めている。

進級基準としては、学部細則第4条で「人間科学部の学生は、次の要件を満たして進級することができる。2年次への進級-1ケ年以上在学すること。3年次への進級-2ケ年以上在学すること。4年次への進級-3ケ年以上在学すること」と定めている。

卒業認定基準は、学部細則第3条で「本学人間科学部に4ケ年以上在学し、共通教育科目22単位以上と専門教育科目80単位以上を含む124単位以上を修得したとき卒業できる。(1)共通教育科目22単位以上には、「大学基礎」2単位、「キャリア能力基礎」2単位、「人

間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の各分野から4単位以上と、外国語科目4単位以

上の修得を含む。(2) 専門教育科目 80 単位以上には、人間科学部の各学科各コースが学則別表に指定した必修科目及び卒業研究単位の修得を含む」とし、「専門教育科目の中には、他学部他学科の開講科目の単位を「専門共有科目」として 20 単位まで含めることができ」としている。さらに第 10 条に「卒業研究は指導教員の指導のもとで 1 ヶ年以上行い、その結果を卒業論文として所定の期日までに提出し、審査を受けるものとする」と定めている。

<芸術学部>

単位認定については、学部細則第6条で「科目を履修し、試験に合格した者には、その科目の単位を与える」とし、受験資格及び試験の方法としては第7条で「試験の受験にはその科目の総授業時間数の3分の2以上の出席を必要とする。ただしトータルビューティ学科の学則の別表8に定める国家試験受験資格「必修」に関係する科目については5分の4以上の出席を必要とする。科目試験は、原則として学期末に行う(定時試験)。ただし、科目によって随時に試験を行うことがある(随時試験)。正課活動および大学が認める競技会等における活動中に被った傷病により授業を欠席した場合には補習等の措置を講じることができる」と定め、第8条で「実技、実習、実験、演習、研修の科目においては平常の成績をもって試験成績に代えることができる」とも定めている。

進級基準としては、学部細則第4条で「芸術学部生は、次の要件を満たして進級することができる。2年次への進級—1ヶ年以上在学すること。3年次への進級—2ヶ年以上在学すること。4年次への進級—3ヶ年以上在学すること」と定めている。

卒業認定基準は、学部細則第3条で「本学芸術学部に4ヶ年以上在学し、共通教育科目22単位以上と指定された必修科目を含む専門教育科目80単位以上を含む124単位以上を修得したとき卒業できる。共通教育科目22単位以上は、導入科目「大学基礎」2単位、教養科目「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の3分野よりそれぞれ2科目4単位以上、外国語科目より4単位以上、キャリア科目「キャリア能力基礎」2単位を含めて修得するものとする。芸術学部の専門教育科目の中には、他学部他学科の開講科目の単位を「専門共有科目」として20単位まで含めることができる」としている。さらに、第9条に「卒業研究は、指導教員の指導のもとで1ヶ年行い、その研究成果を所定の期日までに提出し、審査を受けるものとする」と定めている。

<大学院>

大学院(通学制)の修了要件については、「東亜大学大学院学則」及び「修了要件、履修申告及び履修規程」において次のように定めている。

(1) 博士前期課程の修了要件

博士前期課程は、2年以上4年以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。

(2) 博士後期課程の修了要件

博士後期課程は、3年以上6年以内在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。

通信制大学院の修了要件については、「東亜大学大学院学則」及び「修了要件、履修申告 及び履修規程」において次のように定めている。

- (1) 標準修業年限(標準2年、4年を超えて在学することはできない)以上を在学。
- (2) 各専攻が定める選択科目6科目(合計24単位)以上の授業科目、および必修科目の特別演習(論文指導、スクーリングを含む)6単位の合計30単位以上を修得。
 - (3) 修士の学位論文を提出し、論文審査と最終試験に合格すること。

通信制大学院の単位の認定については、次のように定められている。

- (1) 授業科目の単位は、科目ごとに課されるレポート(作品)の提出とその成績評価、 および面接スクーリングの受講によって認定を行う。
- (2) 面接スクーリングへの参加は授業科目の単位認定および「特別演習」の単位認定に 必須となる。したがって、履修科目の面接スクーリングに不参加の場合は、レポート(課 題)を提出し、その成績評価が合格であっても単位の認定はされないので注意すること。な お、レポート課題の内容については、原則的にその科目の指定配信期間中に、ホームペー ジの掲示板に掲示する。
- (3)「特別演習」(必須科目)の単位は、各指導教員より修士論文の指導を受け、修士論文を提出し最終試験に合格した場合に与えられる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 <学部>

授業の成績評価の基準は「大学学則第 12 条」及び各学部の履修細則で定められている。 60 点以上が合格で、100~90 点が S、89~80 点が A、79~70 点が B、69~60 点が C、60 点未満は不合格となっている。期末試験の受験資格として、当該科目の授業時間数の 3 分の 2 以上の出席を必要とすると学部履修細則で定めている。ただし、医療工学科医療福祉コースの「介護実習」及びトータルビューティ学科の美容師国家試験受験資格「必修」に関係する科目については 5 分の 4 以上の出席を必要としている。

科目によっては、60 点未満の履修生を対象に再試験が行われている。期末試験期間の後に、補習・再試期間が1週間設けられており、ここで再試験は行われ、再試験で合格になった学生については、評価はC のみということになっている。

GPA については、S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点、不合格を 0 点として算出している。GPA は成績表に表示され、担任教員による履修指導をはじめとする教育指導において活用している。卒業時に表彰する成績優秀賞の基準ともなっている。さらに、平成 29 (2017) 年度入学生からは退学勧告に活用している。1 年次後期以降に 2 期連続 GPA が 1.0 未満となった学生については、保護者に連絡を取ったうえ、面談を行い、厳重注意及び学修指導を行っている。また、次学期には担任以外の指定された教員による面談を毎週受けることにしている。1 年次後期以降に 3 期連続で学期の GPA が 1.0 未満となった学生については、教授会の議を経て、学部長により退学を勧告する。ただし、その際、上記の面談状況を勘案し、勧告に猶予を与える場合があることを明記している。この GPA を活用した退学勧告の目的は、成績不良の学生について早期に発見し、学習がきちんと継続できるように指導することにある。GPA 制度を活用し面談することによって学生が抱える問題点を共有し、該当学生と保護者、教員が共に解決策を模索することで休退学を減少につなげている。なお、留学生については、この退学勧告の規定の対象外とし、別途退学勧告の

規定を定めている。さらに、2022 年度から学科毎に年間取得 GPA 上位学生を選出し、該当する学生に「年間優秀学生賞」を授与している。

成績評価に関しては、シラバスにおいて「成績の評価法」の記載を行うことになっており、担当教員は、授業の1回目か2回目において、この成績の評価法を含めて、シラバスについての説明を行うことになっている。

成績評価に関する異議申し立ての手続きが定められており、その手続きについては大学 掲示板に掲示されている。科目担当者に成績評価の説明を受けることができること、その 説明に納得ができない場合は、学科長、更には教学部長、学長に異議を申し立てることが できることが定められている。また、成績評価資料に関しては1年間の保管が定められて おり、退職する教員が保有する成績評価資料に関しては、事務局で保管されることになっ ている。

全学共通の共通教育科目については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー に則って、全学で次のとおり卒業要件が定められている。

- (1) 共通教育科目が合計で22単位以上であること。
- (2) 「大学基礎」の単位を修得していること。
- (3) 「教養科目」のうち、「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の3分野それぞれから4単位以上(合計12単位以上)修得していること。
- (4) 「外国語科目」を4単位以上修得していること。
- (5) 「キャリア能力基礎」の単位を修得していること

上記に加えて、専門科目 80 単位以上で、合計 124 単位以上が全学の卒業要件となっている。

以上、進級、卒業・修了等の要件については、それぞれの履修規程で定め、学生便覧に 学則と合わせて学部細則を掲載して明示し、ガイダンス時に年間履修上限単位数、進級要件、卒業・修了要件と併せて適切な履修指導を行っている。また、1年生に対しては、履修上の基本的なルールをさらに詳しく説明するために、「新入生ガイドブック」を作成している。そのうえで、新入生・在学生のガイダンス時に丁寧に行っている。卒業判定に関しては、毎年2月終りに学部ごとに卒業判定会議が開催されている。そこでは、4年生の成績が卒業要件に照らして確認され、厳正に卒業判定が行われている。また同時に進級判定も行っている。

医療学部、人間科学部、芸術学部及び大学院(通学制・通信制)において、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学部細則に単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、「学生便覧」に明示している。学生への周知は前期ガイダンス及び後期ガイダンスにおいて履修指導時に行っている。

<大学院>

授業の成績評価の基準は、「東亜大学大学院総合学術研究科授業科目履修規程」で定められている。60 点以上が合格であり、 $100\sim90$ 点が S、 $89\sim80$ 点が A、 $79\sim70$ 点が B、 $69\sim90$ 点が C、60 点未満は不合格となっている。

成績評価法についてはシラバスに記載し、周知している。

大学院の修了判定に関しては、3月修了予定者については、毎年1月前半に開催される 大学院研究科委員会で、審査委員会の発足が審議されている。博士号取得希望者について は、学位請求論文の詳細が指導教員より説明されたうえで、審査委員会の発足が審議され ている。審査委員会は、審査会を開催し、大学院研究科委員会で論文概要と審査結果を報 告し、その報告を受けて、博士学位認定会議委員が投票により博士号授与の適格性を判定 している。

学位授与に関する規程としては、「東亜大学大学院学位規程」と具体的な審査手順について定めた「学位論文の審査等に関する規程」がある。すべての専攻でこの規程に従って、学位論文の審査が進められることになっている。

以上のとおり、単位認定、修了認定については、シラバス、「東亜大学大学院学則」、「東 亜大学大学院学位規程」、「学位論文の審査等に関する規程」「東亜大学大学院総合学術研究 科授業科目履修規程」、ディプロマ・ポリシーにおいて、明確な基準が定められている。か つその適用に関しても、手続きが適切に定められており、厳正に運用されていると自己評 価する。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

単位認定、卒業要件等の基準については、学則に基づいて、厳正に運用され教授会で意見を聴取し、学長が学士の学位を認定している。学生が充分な成績を修めるために、授業時間だけではなく事前・事後の学修が不可欠であるため、シラバスにおいて「準備学習等」で自己学習の方法等を明示し、加えて授業時間を充実したものにするために教室外での学習方法・内容について授業の中で具体的に指導を行っていく。あわせて厳格な成績評価の仕組みを引き続き検討していく。大学院課程では、「学位論文の審査等に関する規程」を厳格に運用し、科目の充実も図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<学部>

東亜大学の教育目的は、ディプロマ・ポリシーにおいて具体化され、さらに、そのディ プロマ・ポリシーを基盤として、カリキュラム・ポリシーが制定されている。大学全体の カリキュラム・ポリシーは本学の教育目的のポイントとなる「実学教育」「人間教育」という要素が明確に反映されている。

学士課程のカリキュラム・ポリシーは以下のとおり定められている。

- 1. 全学共通の共通教育科目を開設し、そのうちに、初年次導入科目「大学基礎」、「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の3領域からなる教養科目、および外国語科目、キャリア科目を含める。また、正課外の優れた社会的・実践的活動を人間教育科目として単位認定する。
- 2. 各学科の専門教育科目は、基礎的な科目から高度に専門的な科目へと年次進行に即して 段階的に配置し、4年次においては卒業研究を必修とする。専門教育科目のうちには、ICT 科目を含める。
- 3. 真の実学教育を実践するため、国家資格など資格・免許取得を推進する。加えて、実践的能力を養成するため学内外での多様な実習科目を開設する。

この全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、さらに学科ごと、コースごとのカリキュ ラム・ポリシーが定められている。

これらカリキュラム・ポリシーはホームページ上で公開されている。また、各科目の意味づけを明確にするために、ディプロマ・ポリシーとの関係を明示したカリキュラム・ツリーを学科、コース別に作成しており、ホームページに掲載することで、学生への周知を図っている。

<大学院>

大学院課程では、本研究科の名称「総合学術研究科」が示すように、学問の全体性と専門深化の両立を目指している。学問とその応用の融合研究、原理的研究と応用的研究の融合と言ってもよい。これに加えて「人間教育」を謳う。

この教育目的に、教育課程は対応している。教育課程の編成については、それぞれの専攻の人材育成に必要な授業科目群について、初年次には基礎的、共通的なものを置き、セメスターの進行に合わせて高次専門的なものへと進んでいくように配列している。この方針は大学院の目的にある「学術研究を理性と感性の融合ととらえ」、「学問とその応用の融合研究に加え、人間教育のできる環境を整備する」という教育姿勢に対応している。

博士後期課程においても、独創的な研究を進めることを可能とする総合的、学際的な指導に開かれたカリキュラムが構築されている。博士前期課程(修士課程)、後期課程共に教育課程編成方針には本研究科の教育目的が貫かれている。

大学の専攻別のカリキュラム・ポリシーは、「大学院学則」別表1として、学生便覧及び ホームページに掲載されており、学生への周知を図っている。

このように、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーは、学士課程、大学院課程共 に適切かつ明確に定められ、ホームページ、「学生便覧」等に掲載し周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-1-①で述べたように、本学は全学ディプロマ・ポリシーを定め、各学科及びコースのディプロマ・ポリシーを策定している。すべての学科で「知識・理解」「技能」「態度・志

向性」「総合的な学習経験と想像的思考力」の4領域に区分して設定されている。大学院研究科においても、それぞれのディプロマ・ポリシーを策定しており、それぞれの専攻分野における固有の学識と技能を、そこに隣接・関連する分野への広がりにおいて修得し、それぞれの分野において高度専門職業人として貢献できる人材を育成するために、この実力を身につけた修了者に学位を授与することが定められている。

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得という目標の達成のために、共通教育 科 目及び各学科の専門教育科目、その他必要な科目を体系的に編成している。カリキュラム の体系を示し、それぞれディプロマ・ポリシーに即した内容となっている。従って、本学 のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<学部>

専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門学術科目」からなり、前者は文字とおり、専門課程の基礎をなす科目であり、主に 1~2 年次に配当されている。後者は、発展的な科目であり、2~4 年次に配当されている。各学科・コースにおいては、専門教育課程の核となる科目が、必修科目となっている。また、4 年次においては、ディプロマ・ポリシーにある「総合的な学習経験と創造的思考力」を養うための集大成の科目として、全学科で「卒業研究」が必修科目となっている。これらの点は、全学科・コースのカリキュラム・ポリシーの基本線となっており、それに沿って全学科で体系的な教育課程編成がなされている。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に則り、全授業科目に係る体系的で有機的な連携を明確化し、学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示して履修を促すために、履修系統図としての「カリキュラム・マップ」および「カリキュラム・ツリー」を学科ごとに策定している。

全学科で、他学科の専門科目を履修し単位認定する「専門共有科目」が設けられている。 他学科で「自己開発科目」となっている科目や履修者制限が設けられている科目等は対象 外になるが、合計 10 単位まで学科の専門科目の卒業単位として認定されることになってい る。

教育上有益と認められるときには、入学者が入学前に他大学または短期大学で修得した 単位、および入学後に他大学または短期大学で履修して修得した単位を本学での卒業単位 として認定できることになっている(東亜大学学則第9条および第10条)。これについて は、30単位を限度とすると定めている。

学士課程の履修登録単位数については、全学で1年あたり48単位以内と定められている。 資格・免許等取得のために必要な単位は、卒業単位に含まれない「自己開発科目」として、 48単位外で履修できるようにしている。

シラバスには、「準備学習の内容」という箇所を設けて、授業外でどのような学習をすべきかについて学生に指示している。2014 年度より、「授業評価アンケート」にて学生の授業外学習時間の調査を行っている。さらに、就職先の企業アンケートでも卒業生の学修成果を把握するように努めている。これらの調査を基に現在は、授業外学習の促進を全学の教学上の課題としている。

<大学院>

大学院の教育課程の編成については、それぞれの専攻で初年次には基礎的、共通的なものを置き、セメスターの進行に合わせて高次専門的なものへと進んでゆくよう、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

2015 年度より、研究科全体でシラバスが統一され、学士課程同様に「準備学習の内容」という箇所を設けられ、学生が授業外でどのような学習をしたらよいか、ということを明示している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学学部課程の教養教育は、共通教育科目が主に担っている。共通教育科目の構成は、全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、「導入科目」「教養科目」「外国語科目」「キャリア科目」「学外履修科目」「人間教育科目」から構成されている。「導入科目」は、1年前期に開講される「大学基礎」1科目であり、これは全学で必修となっている。「教養科目」は、「人間と文化」「人間と社会」「人間と科学」の3分野に分かれており、それぞれの分野から2科目4単位以上修得することが、全学で卒業要件となっている。2023年度より「人間と文化」の分野の新たな科目として「ことばと文化I」を開講し、教育内容の充実を図った。「外国語科目」は、英語、ドイツ語(2023年度は開講せず)、スペイン語(2023年度は開講せず)、フランス語(2023年度は開講せず)、中国語、韓国語、日本語(留学生対象)からなり、4単位以上修得することが全学で卒業要件となっている。「キャリア科目」は、学生のキャリア支援に関する科目群であり、1年前期から3年後期まで段階的に5科目が開設されている。

「学外履修科目」は他大学との単位互換によって単位認定を行う科目であり、共通教育科目としては10単位まで卒業単位として認定されることになっている。この制度では他大学に在籍する学生が本学開講科目を履修することも可能である。

「人間教育科目」は、ボランティア活動(「地域社会と個人の役割」)とクラブ活動(「心とからだの体験実習」)に関する単位認定の科目であり、学生自身が申請し、「共通教育センター委員会」で審議のうえ単位認定するものである。単位数は、「地域社会と個人の役割」は 40 時間相当のボランティア活動で1単位、「心とからだの体験実習」は一般のクラブ活動での優れた活動に対して年間 1単位(心とからだの体験実習 B)、本学が指定する強化クラブ活動での優れた活動に対して年間 4単位(心とからだの体験実習 A)が認定されることになっている。なお、令和5年度の大学機関別認証評価において、「地域社会と個人の役割」と「心とからだの体験実習」の成績評価基準および授業計画を明示する必要があるとの指摘を受けたため、2024年度はこれらの科目のシラバスを作成し、成績評価基準および授業計画を明記することとする。

共通教育科目の管理・運営は「共通教育センター」が担っている。共通教育センターの 構成員はセンター長と各学科から選出される委員、および事務職員の代表である。共通教育センターは不定期であるが年に数回、会議を行い、教育内容、教育方法等について協議を行い、教養教育における諸課題の共有化とその改善・解決に努めている。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

教授方法の改善を進めるための組織としては、「授業向上委員会」が組織されている。「教

学部委員会」と連携して、「学生による授業評価アンケート」「同僚教員による授業参観」「授業公開期間の設定」「優秀授業の選出」「FD講習会の開催」等のFDに関する企画の立案、実施を担っている。

< 共通教育科目>

共通教育科目での全学的な取り組みとしては、1年次前期に全学共通の必修科目として「大学基礎」を開講している。これは、文字とおり、大学での学びの基礎を学ぶ授業で、1クラス 10 人程度で構成され、大学の授業でのノートの取り方、図書館等での資料の探し方、レポートの書き方、レジュメの作り方、発表の仕方等を学ぶものである。授業内容、成績評価基準の全学統一化を図り、共通教育センターが「大学基礎」担当教員に対して、授業運営方法についての指導を行っている。

学科毎に開講されている専門教育科目の授業方法の工夫・開発および効果的な実施については次のとおりである。開講科目は「学生便覧」別表 2~8 に記載されている。

<医療工学科>

初年次教育(リメディアル教育)の一環として、1年次前期に「基礎数学」「基礎物理学」「基礎化学」「基礎生物学」を開設している。これらの科目を高校で未履修でも、後期から専門科目を履修できるようにするためである。「基礎科学」を開講したが履修する学生が少なく、令和6年度から薬剤師の資格を持つ講師が「基礎化学」を開講する。

医療工学科全体的な医学、工学、救急救命、獣医看護学、医療福祉に関する基礎知識を 有するための各関連科目に関して、今年度は原則として、遠隔授業から対面授業で行うこ とになった。

臨床工学コースでは、2年次、3年次前期での病院見学など行う予定がコロナ渦で数年行えず、臨床経験豊富な教員が臨床現場での動画や写真を用いて学習の動機付けを行った。また、工学系教員1名と臨床工学技士資格を持った工学に精通した教員および臨床工学技士教員4名で医学および工学に関する基礎知識の充実を図った。4年次の臨床実習はコロナ渦の前に戻り近隣の依頼病院での臨床実習を行った。なお、学生に新型コロナワクチンやその他のワクチン接種を必須として積極的に臨床実習に対応した。また、郷里での病院施設による臨床実習1名も実施した。近隣実習病院や臨床工学コース各教員の協力で医療機器の整備が整いつつあり、各生命維持管理装置や医療機器を用いた実習も8割程度出来るようになった。今後は臨床工学技士の業務拡大に向けての機器の充実が望まれる。臨床工学コースの達成度は医療機器の充足度もあり8割程度と思われる。

救急救命コースでは、2年次の基礎臨床実習がコロナ禍等の問題で数カ所の医療機関から断られ、3年次への延期等で対処した。臨床基礎実習は、3年次の臨床実習の前段階として、医療・介護現場を体験して実習生のあるべき姿を自覚し、その後の学習へ生かすためである。救急救命コースも臨床実習には学生に新型コロナワクチン接種などを呼びかけて積極的に臨床実習に対応した。例年どおり救急救命士国家試験合格に向けての対策はコース教員全員で取り組んでいる。実習人形の更新時期も来ているが修理をしながら対応している。救急救命コースも今年度は8割の達成度と思われる。

獣医看護学コースでは、令和 4(2022)年度「愛玩動物看護師法」施行に伴いカリキュ

ラム編成に対応した。この数年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学内外の動物実習が満足に出来なかったが、できる限りの病・医院実習を行い、愛玩動物看護師国家試験全員合格に向けて今後の学習への動機付けを高めた。獣医看護学コースは実習動物の老齢化が進み、学生数増員もあり6割程度の達成と思われる。

医療福祉コースは、コース開講5年目にあたり、留学生が多いが、社会福祉士受験希望の日本人学生も入り、学内実習の充実に加え、社会人としてのコミュニケーション能力、グローバル社会で活用できる言語能力および社会への奉仕の精神、人を思いやる心を身に付けるように努力している。医療福祉コースは教員の充足度等の問題で7割程度の達成率と思われる。

国家試験合格状況は次のとおりである。

受験生	国家試験	合格者/受験者	当大学	全国新卒	全国既卒	前項総合
入学年	実施年	(留学生:合格/受験)	新卒平均	平均 (%)	平均 (%)	平均 (%)
			(%)			
2016	2020	10/11 (3/3)	90.9	90. 7	34.0	82.1
2017	2021	7/11 (0/1)	63.6	91. 2	36. 5	84. 2
2018	2022	2/9 (0/3)	22. 2	88. 1	20.1	80. 5
2019	2023	6/9 (1/2)	66. 7	92.8	25. 4	85. 4
2020	2024	7/11 (1/1)	63.6	_	_	_

<健康栄養学科>

専門基礎分野の科目は、専門科目履修の前提となる基礎学力の育成、専門分野履修への動機づけ、さらには専門科目に関する基礎知識を学ぶことを目的として設置している。

管理栄養士専攻では、管理栄養士関連科目の導入として「管理栄養士入門」を1年次前 期に開講している。15回のうちに管理栄養士の栄養管理実践の概要について DVD や関連 動画により授業展開をおこなっている。さらに、モチベーションを高めるために、企業で 働く管理栄養士の講義・地元食文化の代表である河豚のゼミナールなどを取り入れた。初 年次に管理栄養士資格取得のためのモチベーションを高めることができた。また、生化学 や解剖生理学を学ぶために必要となる高校理系科目の学びなおしとして、「基礎栄養科学」 を開講している。専門学科や総合学科からの入学者が多いため、大学の学びに関連した高 校理科を強化することによって、効果的な専門教育に繋げることができる。管理栄養士養 成教育課程の単位外ではあるが、公衆衛生学・公衆栄養学・卒業研究等で統計学知識が必 須となるため、2年後期に「栄養統計学」を開講している。3年次及び4年次には学内での 学びの集大成である、給食施設・医療施設・保健所、保健センターなどの臨地実習があり、 管理栄養士の専門科目の総括となる。実習先での効果的な学びのためには、事前に課題作 成や、接遇などの指導が必要となる。実習後にもお礼の手紙や実習の報告、実習ノートの まとめを仕上げることによって、臨地実習が終了となり、事前事後の学内での指導が重要 である。これらの取り組みにより国家試験合格者率は、令和元(2019)年度36.4%(4/11 名)、令和2(2020)年度50.0%(7/14名)、令和3(2021)年度55.6%(5/9名)、令和4 (2022) 年度 44.4% (4/9 名)、令和 5 (2023) 年度 100%と 11 名全員が合格を果たすことができた。

フードビジネスコースには、留学生が多く在籍し、1年次においては日本語科目を中心に履修し、2年以降の専門科目に対応している。専門科目では、コミュニケーションは徐々に可能になっているが、「書く」力がないため、卒業研究の指導に苦慮しており、初年次から書く力の強化が必要である。

年度初めのガイダンスにおいて、入学年度別の便覧により必修・選択科目の確認と、資格関連科目について指導した。特に3年生については、資格関連科目の単位取得ができていない場合は、臨地実習に行くことができないため、必ず関連科目を次年度に回さないように指導した。フードビジネスコースは、コミュケーションが難しい学生については、個人対応で指導した。

<心理臨床・子ども学科>

学生の情報収集力、論理的思考力およびプレゼンテーション力を高めるために、初年次後期に「人間科学基礎演習」を必修科目として開設している。この授業では、最後に発表会を開催し、学生がスライドを使って発表を行い、レジュメも作成している。授業担当以外の教員も発表会に参加してコメントを述べ、学生の意欲向上に努めている。

学生の論理的思考力、問題分析能力、プレゼンテーション力およびディスカッション力を高めるために、4年次前期から計 3回の卒論関連発表会をコース別に実施している。3年次学生にも各発表会への参加を義務づけ、観察学習を促している。

心理臨床コースでは、さらに、以下のような取り組みを行っている。①学生のコミュニケーション力を向上させるために、「対人関係論」(1 年前期)で対人関係に関する基礎理論を学び、「コミュニケーションの心理学」(2 年前期)では、ロールプレイやグループディスカッションによりコミュニケーションの基本的スキルを修得し、チーム対抗のディベートを行うことでディベート力の向上を目指している。②公認心理師養成に対応するカリキュラムを備えており、基礎から応用まで幅広い知識と技能の修得が可能な科目を揃えている。③心理学の専門知識を深めるために、認定心理士および准学校心理士資格の取得や心理学検定へのチャレンジを勧めている。

保育・幼児教育コースでは、以下のような取り組みを行っている。①2 年次科目「乳児保育」の授業では、学生が乳児と直接かかわる経験や母親と乳児のかかわり方を間近で観察する経験をさせている。②実習前の3年生には、授業外で保育所・幼稚園を訪問させ、乳幼児と直接触れ合う体験をさせている。③4 年次後期には、現場で活躍する準備をするために、地域の子ども発達支援施設にボランティア活動に参加させている。

初等教育コースでは、以下のような取り組みを行っている。①2022 年度から教職課程で必修化された「教職における ICT の活用法および指導法」を 1 年次に開講し、ICT を活用した小学校授業の実施方法の体得を目指している。②4 年次科目「教職実践演習」では、実践的な能力を高めることを目的として、小学校校長、支援学校教諭、スクールカウンセラーを講師として招聘し、事例研究を行っている。③小学校教員採用試験合格者を増やすために、3 年生、4 年生を対象に「教採対策セミナー」「教採対策講座 I・Ⅱ」を授業外で実施している。また、保育・幼児教育コースと共同で「体験実習指導」(1 年次前期・後期)

にて初学年から保育所、幼稚園、小学校での業務を見学・体験し、その社会的意義や役割、 幼児・児童と触れ合う楽しさを体験させている。

国際教養コースでは留学生が多く在籍していることを勘案し、以下の取り組みを行っている。①1 年次の「国際教養基礎理論 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」(前期・後期)および 2 年次の「国際教養特論 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」(前期・後期)にてリベラルアーツ、アカデミックスキル、クリティカルシンキングの基礎訓練から実践までを実践を通して修得させている。②専門科目を「組織マネジメント」「分析科学」「文化コミュニケーション」「造形表現」「スポーツ・マネジメント」の各領域で体系的に開講し、学生の興味や卒業後に希望する進路・就職に合わせた科目履修をさせている。③「日本語教育」科目を開講し、日本語を学ぶ側から教える側になるための基礎知識を修得し、日本語教員の資格取得にチャレンジさせている。

心理臨床・子ども学科では心理臨床コースにて公認心理師、保育幼児教育コースで保育 士および幼稚園教諭(一種)、初等教育コースで小学校教諭(一種)の各種国家資格を有し た人材の育成を行っている。各資格・免許を規定する法律および細則で定められた科目を 開講するだけでなく、各科目では実学としてふさわしい知識と技能を受講生が獲得できる 授業を行うため、地域の福祉施設、保育所、幼稚園、小学校と連携をはかり、実践的な教育を行っている。各種資格・免許の取得状況は、表 3-2-1 のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公認心理師**	0名	6名	4名	6名	3名
保育士	3 名	3名	3名	3 名	6名
幼稚園教諭	3 名	3名	3名	1名	5 名
小学校教諭	3 名	2名	5 名	3 名	4名

表 3-2-1 心理臨床・子ども学科で取得できる国家資格、免許の取得状況

※ 公認心理師資格は学部にて指定科目の単位を修得後に専門カリキュラムを有する大学院を修了する必要があるため、この表には該当する大学院への進学者数を記載した。

<国際交流学科>

幅広い知識や技能を身につける基礎として、1 年後期に前期「大学基礎」の継続的学習である「人間科学基礎演習」を開設し、基礎学習の方法や発表会におけるプレゼンテーションの方法などを修得させている。また、本学科の基礎となる観光学を体験するための 1 年の学外授業として「観光実習 Ia」(留学生)「観光実習 Ib」(日本人)を設けている。この授業では、留学生は下関・門司港の観光地において、日本人学生は台湾・韓国において、自分たちで立てた計画に基づいた観光実習を行っている。また、日本人学生は 2 年次に「海外研修」を行い、海外で短期・中期の語学研修・文化体験を行い、語学力の向上にも努めている。2022年度は 1 年生の日本人は海外での実習を行うことができなかったが、留学生は現地で実習を行い発表会も実施した。 2 年生の日本人については観光実習を韓国で実施し、また、3 年生についても韓国で海外研修を行い、報告会を実施した。

日本語・英語・韓国語・中国語の実践と資格取得のために、それぞれの語学に「実践 I (前期)・ Π (後期)」、また日本語については、「検定対策 I (前期)・ Π (後期)」の科目を

設け実践力の育成と検定試験合格のための指導を行っており、より多くの留学生が日本語 能力試験の上級資格を取得するよう取り組んでいる。

日本語教師を目指す学生の日本語教育の実践的な力を養うために、 $1 \cdot 2$ 年生の専門科目にある日本語関連科目に加え、3 年次に「日本語教育学概論」(前期)、「日本語教育方法論」(後期)、4 年次に「日本語教育カリキュラム論」、「日本語教育実習」(前期)を設けている。また、令和 3 (2021)年度よりさらに科目を追加して「日本語教員養成プログラム」に基づいた規定の科目の単位を修得することにより、卒業時に日本語教育関連科目取得証明書を取得できるようにした。日本語については、「検定対策 I (前期)・II (後期)」の科目を設け実践力の育成と検定試験合格のための指導を行っており、より多くの留学生が日本語能力試験の N1 を取得するよう取り組んでいる。

国際ビジネスコースでは、大学中期目標・計画に定められる「課題解決型教育」「学生参加型学習」「アントレプレナー教育」「産官学連携」の更なる推進を図り、プロジェクトベースの演習を実現するために、令和4(2022)年度より3・4年生科目に「国際ビジネス実践演習」を設け、さらに関連する2科目を追加設置した。

留学生の異文化理解と地域の方々との交流を目的として、2 年次の「日本語コミュニケーション I・Ⅱ」においては、地域の日本人と交流をしながら、留学生と様々なテーマについて話や討論を行っている。

<スポーツ健康学科>

スポーツ健康学科では、1 年次後期に「大学基礎」の継続授業として「人間科学基礎演習」を必修科目として開講している。この授業では、全学生が班内で調査内容の発表を行うことが単位修得の要件となっており、加えて、学期末には学科全体での発表会を行っている。

スポーツ健康学科には、「保健体育専攻」が設置されており、中学、高校の保健体育の教員免許取得が可能となっている。近隣の学校の体育ボランティアにも学生が参加し、早い段階から学校教育現場で経験を積んでいる。保健体育専攻に所属する学生は、心理臨床・子ども学科初等教育コースの授業を履修することにより、中高の保健体育教員免許と同時に小学校の教員免許状を取得することが可能となっている。令和 5 (2023) 年度卒業生では、2 名の学生が教員採用試験で小学校教員に、1 名が中学校教員に採用されている。卒業生の中には、教員として活躍している者も多くなってきた。

スポーツ健康学科のカリキュラムの集大成となるのが、「卒業研究」である。ゼミの定員を1学年で6-10名とする少人数指導を行い、2年間かけて「卒業研究」を行っている。3年次のテーマ発表と4年次の中間発表会を経て、4年生1月には、卒業研究発表会を4分野(コーチング、マネジメント・文化、スポーツ健康科学、柔道整復)ごとに実施している。

スポーツ健康学科では、毎年度末に教員向けに Faculty Development (FD 研修会)を実施しており、学科教員全体で教授方法の工夫・開発を学習する機会を設けている。2021年度は遠隔授業実施時の教授方法について FD 研修会を実施しており、遠隔授業下が想定されたコロナ禍での授業実施について、オンライン授業、オンデマンド授業、対面と遠隔を併用したハイブリッド授業の教授方法を教員全体として学習を行った。そのため、学生に対

して遠隔授業下であっても適正な教育機会を提供することができたと考えられる。

また、加えて、アクティブ・ラーニングを取り入れる授業形態を推奨しており、一部の 教員がアクティブ・ラーニングを活用した授業展開を実施しており、一方的な教授方法の みならず、双方向的な教授方法の授業を実施しており、学生が授業の中で考えることの教 育機会を提供することができている。

<アート・デザイン学科>

アート・デザイン学科の教育課程の体系性は、とりわけ初学年を「基礎教育課程」とし て位置付け、本課程においてあらゆるタイプの造形活動に通底する十分な基礎的な技能を 身につけた上で、「専門教育課程」、すなわち専門工房教育に進むという二段構成によって、 まずその大枠において構造的に保持されている。加えて、この形式的な構造は、提供され る学年ごとの授業内容によって内容的な構造化によって裏打ちされることになる。具体的 には、まず「基礎教育課程」では、描画、グラフィックデザイン、映像、ビジュアルデザ イン、陶芸、立体造形、建築領域の授業を通して後の専門課程での様々な造形活動の基礎 となる技術や見識、実践的な教養を身につけるべく教育活動が展開される。2 年次におい て「絵画・造形」「アニメ・映像」「ビジュアルデザイン」「建築・インテリア」という 4 つのコースの選択がなされる。それに応じて、先の授業内容も一段高度なものへと発展的 に移行する。さらに、色彩の問題に関して深く学ぶ授業や、日本・西洋の美術史、デザイ ン史といった理論的にも充実した内容の授業が提供され、この学習プロセスの深化が側面 から補強されることになる。3年次になると、最も特筆されるものとしては、これまでに 深めてきた専門教育課程での技能や教養を結集させつつ、学生がそれぞれの課題を設定し、 携わる「特別研究」の授業が必修科目として設置されている。これは後の「卒業研究」の 前段階となる内容である。ここに及んで、学生たちはそれぞれの指導教官につき、よりマ ン・ツー・マンに近い体制で、高度な専門的技能の育成が図られることになる。最後に、4 年次には「卒業研究」が必修科目として設定されている。これは文字通り、4 年間の学業 の集大成となるべき学習・教育活動となる。ここにおいて個々の指導教官のもとにおいて 学生たちは、先にディプロマ・ポリシーに謳われた理想を体現するような成果をもたらす べく全ての学習成果をその専門性において結晶化させつつ、制作や研究を行うことになる。 こうした形式と内容の両面にわたる体系性は、授業相互の連関をシラバスにおいても明記 するという仕方で、教学システム上においても十全に保証されている。

本学科では、ディプロマ・ポリシーにおいて「良質で普遍的なアートやデザインを探求し、人間生活、生活空間も含めて美しく豊かにしようとする」技能が、それ自体では内実を持ちえず、「文化、社会、自然に関する幅広く深い教養」、「社会に貢献できる感性」、「グローバルな視点から物事を把握しようとする態度」とのみならず、アート・デザインの現場において発揮できるような柔軟な発想力と社会人にふさわしいコミュニケーション能力、グローバル化する国際社会において活かすことのできる柔軟な言語能力を習得するといった真の意味でのリベラルアーツ、教養教育に裏付けられて初めて本来的な意味でその力を発揮するものとなることを謳っている。それにふさわしく、専門英語、西洋美術、日本美術史、近代デザイン史、建築概論、建築史をはじめとする多様な授業を教養教育の一翼を担うものとして各学年において提供している。加えて、共通教育科目における「文化・芸

術」といった授業も本学科のカリキュラムにとって密接な接点を持ったものとして勧めている。

本学科の所属研究室は、他学科のものと比べると小規模なものになっているが、この強みを生かし、各コースとも極力個別指導に近い体制で専門教育を実施しており、そのおかげもあってきめ細かい指導が実現できている。それを通して、単に与えられた課題をこなすだけの受け身の授業に終わることなく、学生たちの興味や関心、探究心を前面に押し出し、最大限尊重した、あくまでその主体性に立脚した教育を実施している。この教授方法は、3年次後期の「特別研究」、4年次の「卒業研究」においてさらに高度なレベルでステップアップされていくことになる。とりわけ「卒業制作展」においては、学生自身が企画・運営からポスター、パンフレット、DM、卒業アルバムの制作にいたるまで自分たちで責任を引き受け、運営に携わることで、文字通り包括的なアクティブ・ラーニングの実践の場としても機能していることを特筆しておきたい。それは、すでに全学年を通して提唱されている、地域の社会活動や産官学連携プロジェクトなどへの参加とそこでの活動においても実践されている。これらはいずれも教育的な配慮に立ってカリキュラムを通して内的に構造化されたものなのである。研究室に分かれてのゼミ活動とも言える所属研究室における教育活動も、縦割りになることなく、必要に応じて適宜横のつながりを活かしながら、有機的でフレキシブルかつ可動的な組織づくりが構築されている。

<トータルビューティ学科>

実学の精神を反映した教育として、トータルビューティ学科では美容師国家試験受験のための実学教育を行っている。合格率の年次比較は以下の通りである。合格率の下がった年度は教員確保ができなかったことが主たる原因であると考えられる。反省を活かして教員確保をして国家試験に臨んだ。

令和元(2019)年度受験者 3 人、合格者 3 人、合格率 100%、令和 2(2020)年度受験者 1 人、合格者 1 人、合格率 100%、令和 3(2021)年度受験者 3 人、合格者 0 人、合格率 0%(※筆記合格者 2 名)、令和 4(2022)年度受験者 3 人、合格者 1 人、合格率 33.3%、令和 5(2023)年度受験者 6 人、合格者 1 人、合格率 16.7%であった。

交換留学生の受け入れのみならず、留学生の受け入れも増加してきている。2023 年度春期は留学生 11 人、秋期は 4 人の受け入れを行った。コロナ禍で留学生関連の動きが滞っていた部分が少しずつ解消されつつある。韓国人留学生確保のために、韓国入試所との関係性も深めている。

当学科では、段階的にレベルアップしていくように学期ごと編成している。たとえば、「美容デザイン実習」は1年生春期から4年生秋期まで段階的に4年間を通して設定しているのに対し、国家試験対策は3年生春期から4年生秋期までの国家試験に近い時期に編成している。2023年度から美容デザイン実習内で学年を混在させた合同制作授業を実施した。大学1年から大学3年生までが1年間を通して、チームで作品制作する授業である。目的は、大学4年間という時間的余裕がある中で、美容師国家試験対策だけでなく、チームの中で個人がいかに価値を発揮するかを体験的に学び、社会に出た後も活躍できるコミュニケーション能力を養うことである。1月に最終発表会を行なった。自作ドレスを創作した学生や先輩の振る舞いを見て、自身が上級学年になったときのリーダーシップについ

て考えた学生もいたり、各自が経験から必要なことを身につけたように見えた。

<大学院>

臨床心理学専攻(通学制)は、臨床心理の専門家を養成するためには、臨床心理学の専門知識だけではなく、広く人間や文化を理解する教養教育が欠かせない。専門書のみならず、多方面の図書や専門的知見を紹介することで、広く教養としての人間理解が必要であることを授業において伝達するように努めた。また上記にも述べたが、臨床心理学は実学的側面が重要であることから、アクティブ・ラーニングを促進するよう、ロールプレイや実習教育を通して、より実践的に専門技術を習得できるよう、教育体制を整えている。

近年は、新型コロナウイルスの影響もあり、対人接触に対し、高い緊張が表れる大学院生も見られる。臨床現場における知識や体験を備えておくことは必要であるが、実践現場で必要になるのはそれ以上に、他者、患者、クライエントの理解しようとする気持ちであったり、寄り添える態度である。そのためには、他者の視点という理解を大切にし、現場において、心理サービスを受ける当事者の声を大切にできる教授法の確立が重要であり、教育や研究を通しても、当事者の視点を大切にするなど、そのような教育に努めている。これは実習教育やマナー指導において、随時、行っている。毎年、開催している、研究の中間発表や公聴会を通して、最新の研究法に関しても触れられるよう、研究法、教育方法についても、随時、取り入れるよう工夫し、実践的な研究が行えるよう教育環境の整備に留意している。

人間科学専攻(通学制・通信制)は、異なる分野から構成されている専攻であるが、スクーリングにおいては、学際的大学院という本大学院の特色を踏まえ、分野合同での発表会を行っている。異なる分野の教員、大学院生からの所見を踏まえて、より広い視野で研究に取り組んでもらうと共に、研究成果を広く非専門家の人々にも発信できる能力の育成を目指している。

東アジア文化研究分野の日本語教育ゼミには、中国の大学で日本語教育に従事している 大学院生が複数名在籍しているが、そうした学生にとっては専門的な日本語を非専門家へ とわかりやすく伝える能力を養うことはとりわけ重要である。授業の中では専門的な日本 語をわかりやすい日本語に言い換える活動を重視し、非専門家にとってわかりやすい日本 語を参加者全員で検討するといったアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業を行っている。さらに、県内の日本語教育専攻の大学院生や指導教員との交流による研究促進 と発表機会創設のため、令和4年度には「山口県内大学日本語教員連絡会」主催の大学院 生合同発表会を開催した。また、大学院生には関連学会での発表を奨励しており、令和5 年度日本語教育学会春季大会では、博士後期課程の大学院生1名が口頭発表に採択されている。

健康・スポーツ科学分野には、実務経験のある柔道整復師の大学院生が多く在籍し、理論と実践を繋げるべく研究に取り組んでいる。これらの院生にも、関連学会での積極的な発表を指導しており、令和4年度には日本柔道整復接骨医学会学術大会で計4題の発表を行った。

医療科学専攻では、病院等での実務経験をもつ社会人が大学院生として多く在籍し、医学、工学、栄養学を総合的に学修している。各分野の高度な専門知識と技能を習得し、科学的思考のできるコメディカルスタッフとして、医療および教育の現場で活躍できる人材の育成を行っている。

令和5年度は大学院生5名の研究指導・論文指導を行なった。内訳は、博士前期課程2年2名,博士後期課程1年が1名、2年が1名、3年が2名であった。また、刊行された著書は14冊、英語論文は2編、和文誌論文は1編であった。

デザイン専攻(通学制・通信制)では、カリキュラム・ポリシーの理念を実現すべく、 本専攻では以下のような教育課程が編成されている。通学制博士前期課程では、まず専門 科目として「美学・美術史特論」「建築特論」「機能形態特論」「視覚伝達デザイン特論」 「システムデザイン特論」「ブランディングデザイン特論」「写実造形特論」「映像表現 特論」「アニメーション特論」の9科目を開設しており、立体・空間デザインや建築学、 視覚伝達デザイン、映像、彫刻や陶芸、美学・美術史といった多様かつ多元的なスペクト ルムを視野に納めた実践的な学びが可能となるよう配慮がなされている。通信制修士課程 では、「美学・美術史特論」「生活機器デザイン特論」「立体造形特論」「平面造形特論」 「平面デザイン特論」「情報デザイン特論」「映像デザイン特論」「美容の美学」「美容 構成学」「香粧品科学」「生命デザイン特論」と都合 11 の科目を提供しており、美容の各 種領域もその領域に取り込んだ充実した内容となっている。これら専門科目に加え、個々 の学生の制作・研究に対する指導のためのシステムとして、研究・演習科目が設置されて いる。 通学制博士前期課程では、学年ごとに「デザイン研究1」「デザイン研究2」を配し、 通信制修士課程では「特別演習」を組み込むことで、個々の指導教官からそれぞれの研究 活動への直接的な支援を受けることのできる仕組みが構築されている。いずれもマンツー マンでの指導体制を取っているが、必要に応じて専任教員が集まり、多角的な視点からア ドバイスを行うなどの措置も取っている。制作を主とする者に対しては、発表までのプロ セスを重視し、プレゼンテーションなどの指導も行い、学外における各種発表の場を積極 的に利用するよう勧めている。

博士前期(修士)課程の修了時の学年末には、「卒業・修了制作展」への出品が義務づけられており、論文研究を行った学生もパネル展示というかたちで参加している。通学制博士後期課程では、高度に専門的なその要求に応えるべく、「デザイン特別研究 1」「デザイン特別研究 2」「デザイン特別研究 3」と「特別演習」が設置されている。こうした形式と内容の両面にわたる体系性は、授業相互の連関をシラバスにおいても明記するという仕方で、教学システム上においても十全に保証されている。

法学専攻(通信制)の教育課程は、法的素養を十分に備えた高度職業人の養成を目的とし、個別法律科目(実定法の基本科目として憲法、行政法、刑事法、民法、商法、先端的科目として知的財産法、税法)の学習と修士論文の作成とを柱としている。本専攻の院生は高度職業人として税理士を目指す者が多いが、本専攻では院生に対して、単に税理士資格の取得だけではなく、現行の租税法規や租税実務に精通したうえで、それらを所与のものとせずに、判例や学説、税制調査会の資料等の法的知見をふまえ、あるべき租税法規や

租税実務のあり方を考え、実践できる能力を備えた高度職業人となる旨の目的意識を持た せ、そうした高度職業人としての能力を養成するための教育を行っている。

本専攻には憲法、行政法、刑法、民法、商法、知的財産法、税法の科目があり、それぞれの科目について複数の教員が配置されている。各科目において集団的な指導体制がとられており、教授方法について、適宜、学生の状況を踏まえた意見交換がなされている。また、教員全体においても、教員会議の際に、適宜、教授方法について意見交換がなされている。修士論文の指導に当たっては、学生の報告を主体としたアクティブ・ラーニングの手法がとられている。また、修士論文以外の各科目のスクーリングにおいても、学生に事前に資料を配布し読了させた上で、可能な限り授業中に学生を指名し、教員からの質問に答えさせ、議論させる手法を用いている。

以上のとおり、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)は、本学の教育目的を踏まえて明確に定められており、教育課程編成方針に沿って、教育課程は体系的に編成されており、全学及び学科、専攻においては様々な教授方法の工夫・開発が行われている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育課程編成方針については、学科コースの改編等に併せて、適切に見直しを行ってい く。また、学生への周知についてはまだ不十分な点があるので、ガイダンス等様々な機会 を通じて、しっかり周知できるための方策を検討する。

授業評価アンケートの結果を基により詳細な学生の学修時間の動向実態や学修行動の把握を行い、全学的な IR 活動として分析を進める。加えて、各学科の教育課程を通じた学修成果の把握をするため卒業時アンケートの活用や学生の学修成果を社会に提示するための手法の開発などの具体的な質保証の取り組み強化の方法等も検討を進めていく。シラバスの「準備学習の内容」については、全学的に授業外学習時間は不足しているので、授業外学習の促進を図っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

<学部>

1) 学修成果アンケート

学修状況に関しては、1年生前期終了時、3年生前期終了時、4年生卒業時に学修成果アンケートを実施している。これらは、学生が本学のディプロマ・ポリシーに示される能力や、一般に学士課程で身につけるべきとされる能力を、どれだけ身につけられたと考えて

いるかを調査するものである。この結果は、「大学基礎」「キャリア能力基礎」を始めとする初年次教育や、共通教育科目の点検、学科専門科目の点検に活かされている。また、これらの報告書については、ホームページ上で公開し、学生を含めて関係者が閲覧できるようにしている。

1年生前期終了時と3年生前期終了時の学生アンケートでは、学修時間の調査も行っている。全ての授業において、「必要な1週間当たりの授業関連学習」をシラバスに明記している。新入生ガイダンスの際にその指示を守るよう指導を行っている他、それぞれの授業の中でも指導することになっている。

3 年次の学修成果アンケート結果は、本学での教学の取り組みが一定の成果を上げていることを示している。過去4年分の推移を下記に示す。アンケートは各質問項目について「とても身についた」:5点、「ある程度身についた」:4点、「どちらとも言えない」:3点、「あまり身につかなかった」:2点、「まったく身につかなかった」:1点で評価させている。「外国語能力」と「プレゼンテーション能力」を除いたすべての項目で、得点の増加傾向が認められる。

3年次学修成果アンケートにおける評価結果の推移

	- 1 2 4 12 7 9 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
知識・理解	3. 51	3. 47	3. 52	3. 58	3.71			
専門的な知	2 70	9. 70	9 67	2 00	2 05			
識・技能	3. 70	3. 70	3. 67	3.80	3. 95			
ICT 能力	3.39	3.58	3.46	3. 45	3. 52			
コミュニケ	2 00	9 50	9. 40	2 60	2 00			
ーション能力	3. 66	3. 58	3. 49	3. 60	3.80			
外国語能力	2.83	2. 97	3.04	3.05	2.97			
論理的に考	2 49	2.27	2 42	2 50	2 54			
える力	3. 42	3. 37	3. 43	3. 50	3. 54			
文章を作成	3. 27	3. 53	3. 36	3. 49	3. 50			
する力	3. 21	ა. მა	3. 30	3. 49	5. 90			
プレゼンテ	3. 28	3. 31	3. 23	3. 52	2 44			
ーション能力	3. 20	3. 31	ა. 2ა	3. 32	3.44			
グローバル	3. 19	3. 25	3. 33	3. 42	3. 45			
な視点	3. 19	3. 25	ა. აა	3. 42	3.45			
奉仕の精神	3. 58	3. 78	3. 62	3. 72	3.80			
課題解決能	3. 52	3. 66	3. 58	3. 68	3.84			
力	3. 32	3.00	3, 30	3.00	3.04			

これらのアンケート結果は教学部委員会にて共有され議論されたあと、各学科にてカリキュラムの改善を検討する上での基礎資料として使用されている。

2) 授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートを前期後期に各 1 科目以上実施している。このアンケートは各期の中間時と期末時に行われており、進度、難易度、予習復習にかけた時間等が学生自身によって評価されている。これらの評価を踏まえて、教員は、授業改善を行っている。また、このアンケート結果を参考にして、専任教員は担当する全科目(演習は除く)で自己点検評価を行い、自己点検評価報告書を作成している。さらにそれを踏まえて、次年度各科目の教育目標を作成している。これらの報告書は、教職員のみが閲覧できる学内サーバーにおいて公開されている。

また「授業向上委員会」では、授業評価アンケートの結果を取りまとめて、総括を作成し、「教学部委員会」及び審議会で報告して、教員に周知を図るとともに、ホームページ上に掲載し、学生も閲覧できるようにしている。この結果は、学部学科等の部局において、学修指導を点検するうえでの基本的な資料となっている。

本学が定める「優秀授業賞」についても、この学生の授業評価アンケートの結果に基づいて候補となる授業を選出している。通常は授業向上委員による授業参観を実施して授業評価を行うが、昨年度に引き続きコロナ禍で遠隔授業が実施されていたため、授業参観を実施することができなかった。そのため、学生の授業評価アンケートの結果をもとに授業向上委員が合議を行い、優秀授業賞を選定した。

3) 卒業生学修成果アンケート報告

毎年3月学位記授与の日に、当該年度の卒業生を対象として大学での学修成果に関する アンケート調査を行っている。

全学で、「身についた」という評価が高かったのは、「①人間の文化や社会、および自然に関する幅広い知識・理解」(3点満点中2.46)および「②専門的な知識・技能」(2.46)であった。相対的に評価が低かったのは、「⑤外国語能力」(1.73)であった。外国語能力についての評価は、これまでのアンケート調査でも最低であり、本学における継続した改善課題といえる。

「③IC 能力」を除くすべての項目で得点の低下が認められたものの,過去8年間(2016年度2.18,2017年度2.18,2018年度2.10,2019年度2.19,2020年度2.26,2021年度2.25,2022年度2.43)を見渡すと上昇傾向が見られている。教学面での改善の成果が得られていると言える。

4) 卒業研究

全学で卒業研究が必修となっており、最終的な教育目的の達成状況は、この卒業研究によって把握される仕組みになっている。学科によりその重みは異なるが、卒業研究によっては、論理的思考力、文章力、プレゼンテーション力といった学士課程教育の基本となる能力を把握することが可能である。すべての学科で卒業研究発表会が行われ、学科教員はその成果を評価、判定するとともに、以後の学修指導に活かしている。

5) 授業目標・自己点検評価の作成

開講されているすべての共通教育科目・専門教育科目では、科目担当者が開講前までに「授業目標」を作成ことになっている。「授業目標」では当該授業の一般目標と到達目標が

明記され、加えてこれらの目標を達成するために実践する具体的な授業方法が詳述される。 「自己点検評価」では「教育目標」に記載された一般目標と到達目標が実際に達成された 程度が記述される。また、授業評価アンケートの結果を踏まえ、実施方法の改善点や次年 度に向けた課題を記述することになっている。「授業目標」および「自己点検評価」は「授 業評価アンケート」の結果と併せて学内サーバー上で教職員および学生に公開されている。

<大学院>

学修状況に関しては、平成 27 (2015) 年度より、在学生および修了生を対象とした学修成果に関するアンケート調査を開始している。この集計結果は、大学院課程での学修成果を把握するための一つの手段として活用されることになる。

大学院課程においては、修士論文、博士論文、加えてそれらの公聴会での発表は学修成 果把握の最も重要な要素である。さらには、スクーリング等での中間発表会は、中間段階 での学修成果について振り返る機会であり、専攻や分野の教員により学生指導に関して意 見交換が行われ、必要に応じて指導の修正が図られている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学修成果アンケートは、今後も内容を見直しつつ、継続実施していきデータを蓄積していく。特に、既存設置科目等が外国語能力の向上に十分機能しうるかという点について注視し、点検を行っていく。授業評価アンケートについては、その結果が授業改善に十分生かせるような仕組みを考えていく。

その他のアンケートも含めて調査の集計・分析結果から出てくる新たな課題への迅速な対応を図っていきたい。 また、必要な IR 活動については、全学的視野での推進を強化し、各種データの収集・管理の一元化し、分析結果に基づいた大学教育の質保証や向上に関する支援をより組織的に推進していく。

[基準3の自己評価]

本学は、教育目的を実現する方策として三つのポリシーを明確に定めている。教育課程にふさわしい入学者受入れのためのアドミッション・ポリシーを明確に定めている。ディプロマ・ポリシーで定めている人材育成に沿った単位認定基準と学位授与基準を定め、目標とする人材育成に対応したカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を作成・実施している。この三つのポリシーは相互間に一貫性を持っている。

教育課程および教授方法については、教育課程の編成方針を明確にし、その方針に沿って編成した教育プログラムを全学的に実施している。また、教授方法についても工夫している。学修および授業の支援については、各学科が工夫を凝らして多様な支援を行っている。単位認定、進級および卒業認定については、基準を明確にし、適正に行っている。教育目的の達成状況については、学修成果アンケート、卒業研究、就職状況、資格試験合格率等で点検・評価しており、この達成状況の評価、分析は、学修指導の改善にフィードバックされて、有効に活かされている。

以上のことから本学は、「基準 3. 教育課程」の趣旨を満たしていると自己評価できる。

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「東亜大学学則」第42条において、学長の職務を「大学を統轄しこれを代表する」と規定し、本学における意思決定の最終責任を学長が負うことを明確にしている。また学長の下に副学長を置き、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどることと規定している。

【資料 4-1-1】

副学長は現在3人体制であり、それぞれ職務を分担し学長を補佐するとともに、3学部の 学部長もそれぞれ兼務している。【資料 4-1-2】

教学上の重要問題を審議し、組織としての意思決定を行う機関としては、「審議会」を置いている。審議会は、学長、副学長、各学部長、各部長、センター長、事務局長、監事等で構成されている。なお、審議会では学長(理事長兼任)から経営に関わる諸事項も報告、発議され、教学と経営の間に密接な連携がはかられている。【資料 4-1-3】

学長の組織運営方針は、学部、大学院研究科における各種の会議体、事務組織を通じて 具現化される。学長が各種会議体、事務組織に具体的な指示を与えるにあたり、副学長、 各学部長、大学院総合学術研究科長、事務局長、法人事務局長、その他必要に応じ学長が 指名する者等で構成される「企画運営室」を設置して、重要な案件の基本方針策定を補佐 している。原則として毎週開催する「企画運営室会議」において、学長は議長を務めて議 事の進行をつかさどる。審議事項には、大学の教育理念、教員配置、教育課程編成及び授 業実施結果の点検、卒業・進級・留年等の基準、就職指導、学生募集活動、入学試験制度、 学生の生活指導、施設設備の整備、予算計画、学外団体との交流、大学の将来構想、その 他関連事項を含む。「企画運営室会議」での審議を参考として、学長は運営方針を定め、 上述した審議会等に議事提案を行っている。また、学長が必要と認めた場合には、通常の 「企画運営室会議」の構成員に加えて、教学部長、広報部長、就職部長、学生部長、その 他必要に応じて学長が指名する者等が参加する「拡大企画運営室会議」が開催されている。

【資料 4-1-4】

学長の組織運営方針は、各種の会議体、事務組織を通じて随時適切に伝達されるが、なかでも重要な事項については、全学教員を対象とした会議を開催して周知を行っている。 また、毎年開催する開学記念式、始業式は、全教職員に参加を求め、学長が大学の全体方 針について説明する機会としている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

また、学長は7学科の学科会議に年2回(前期と後期)に参加し、大学の方針を各学科教員に周知し、学科教員からの意見聴取も行われている。【資料4-1-7】

以上のとおり、本学では、平成27 (2015) 年4月より施行された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」に準拠し、学長、副学長、教授会の位置づけが明確に規定されている。学長業務を補佐する体制も整備されており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制は担保されていると自己評価する。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学部における審議機関として教授会を置いている。その役割は「東亜大学学則」第48条に定めてあり、学長が意思決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとすると規定している。学長裁定では、教授会の意見を聴くことが必要な事項として、卒業認定・学位授与の方針の改訂、教育課程編成・実施の方針の改訂、入学者受入れの方針の改訂、教育課程の編成に関する事項、授業科目の担当に関する事項などを定めている。なお、教授会には各学部の所属教員に加え、学部事務担当が出席する。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】

大学院における学長の職掌は、「大学院学則」第54条に「大学院を統轄しこれを代表する」と規定している。なお、学長を助け、大学院の研究教育に関することを統括するものとして大学院研究科長を置いている。研究科長は学長も参加する研究科委員会の議長となっている。学長が意思決定を行うに当たり、研究科委員会は意見を述べるものとすると規定している。学長裁定では、研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項として、卒業認定・学位授与の方針の改訂、教育課程編成・実施の方針の改訂、入学者受入れの方針の改訂、教育課程の編成に関する事項、授業科目の担当に関する事項などを定めている。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

このように、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップ及び副学長、学部長他による補佐体制は確立されている。本学の意思決定については、各組織の権限と責任は規程により明確化されている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人東亜大学学園就業規則」前文に「建学の理念を推進・具現並びに大学運営を円滑にするため服務の規則を定め、勤務者の職域・職制とその職責を明らかにする」とあるとおり、本学の職員の組織編成の基本視点は、「建学の理念(精神)」の推進・具現並びに大学運営の円滑化にある。すなわち建学の精神・大学の目的を達成するための組織である教務組織に対し、これを推進・具現し、大学運営を円滑にする組織が事務組織である。

【資料 4-1-12】

本学園の事務組織は、「学校法人東亜大学学園事務組織規程」及び「東亜大学事務組織規程」に基づいて組織される。【資料 4-1-13】に示すとおり、大学事務局と法人事務局に分かれており、業務分担・連携をとりながら学園全体の事務業務を遂行している。事務局長は教務室(図書館事務を含む)、学生支援室、国際交流室、キャリアサポート室、広報・入試室、学習情報室、看護教育事務室、総務・施設室、大学院事務室、また法人事務局長は法人室を統括し、事務局長が全体の総括をしている。また、令和3(2021)年度より事務

局次長1名を配置し、事務局長を補佐することにしている。【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】 各室長は、教員組織である各部、各センターとの緊密な連絡を取りながら、業務の連携 を図っており、教職協働を行っている。現在、専任職員 34 人、非常勤職員 27 人(令和 5 年 5 月 1 日現在)を適切に配置し業務遂行にあたっている。

職員については、「学校法人東亜大学学園事務・教務職員勤務評価規程」に基づき勤務評価、上司評価が行われ、これらの評価が昇任・昇格等に活用されている。職員採用については、公募制をとっており、採用後12ヵ月間の試用期間を設けている。【資料 4-1-16】

また、定期的な人事異動を行い、多様な業務を遂行できるようにしている。職員は年度末に年度の目標に対する達成度についての自己評価を上司に提出することとなっている。

【資料 4-1-17】

役職者については、年度初めに目標と抱負を、年度末には自己点検書を学長に提出している。【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

【資料 4-1-13】にあるように、事務局全体の統括は、学長の指示のもと、事務局長が行っている。事務局次長は事務局長と連携をとりながら各室長に指示し、各部署の業務遂行を図っている。また、平日は専任職員の事務局全体朝礼を実施している。毎週火曜日の朝礼時には、学長より東亜大学の目標にそった多様な事項について全事務職員(パート職員も含む)が、資料配布とともに説明を受けている。法人事務局についても、全体朝礼のあと、法人事務局長のもとで毎週の業務打ち合わせ、連絡事項の確認等を行っている。事務局は図書館、学習情報室を除いて1号館1階のフロアに集中しており、学生対応等、職員間の連携もとりやすく配置されている。【資料 4-1-20】

事務局長、法人事務局長(現在事務局長が兼務)は、定期的に行われる「企画運営室会議」、審議会、理事会等を通じて絶えず学長と協議を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-1】東亜大学学則第 42 条

【資料 4-1-2】副学長の職務分担

【資料 4-1-3】東亜大学審議会規則・議事録

【資料 4-1-4】東亜大学 企画運営室規程

【資料 4-1-5】学長・理事長開学記念式挨拶

【資料 4-1-6】学長・理事長始業式挨拶

【資料 4-1-7】学長参加の学科会議開催依頼書

【資料 4-1-8】東亜大学学則第 48 条

【資料 4-1-9】教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに 係る定め(学長裁定)

【資料 4-1-10】東亜大学大学院学則第 54 条

【資料 4-1-11】教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要な ものに係る定め(学長裁定)

【資料 4-1-12】学校法人東亜大学学園就業規則前文

【資料 4-1-13】法人運営の事務組織図

【資料 4-1-14】学校法人東亜大学学園事務組織規程

- 【資料 4-1-15】東亜大学事務組織規程
- 【資料 4-1-16】学校法人東亜大学学園事務・教務職員勤務評価規程
- 【資料 4-1-17】貢献度調査シート
- 【資料 4-1-18】年度初めの目標と抱負提出依頼書
- 【資料 4-1-19】年度末の自己点検依頼書
- 【資料 4-1-20】理事長朝礼資料

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

役職者による学長の補佐体制が機能し、教授会等からの意見聴取も十分に行われており、 学長のリーダーシップが発揮される体制が形成されている。この体制を強化しながら、大 学改革と教育改革を強力に進めていく。教授会、研究科委員会の意見を聴いて、学長が重 要事項について決定する仕組みはすでに確立されているため、今後もこれを維持していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・ 開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学士課程の教員配置は表4-2-1のとおりである。設置基準上必要な教員数は全学で67人であるのに対して、令和5(2023)年度の学士課程の教員数は、89人である。設置基準上必要な教授数は全学で35人であるのに対して、教授数は50人である。

农 1 2 1 于即获良效						
学部・学科		専任教員数	大学設置基 準上必要専 任教員数 教授数		大学設置基 準上必要専 任教授数	
医療学部	医療工学科	21	8	12	4	
	健康栄養学科	8	8	4	4	
人間科学部	心理臨床・子ども学科	12	6	8	3	
	国際交流学科	11	9	7	5	

表 4-2-1 学部教員数

東亜大学

	スポーツ健康学科	22	9	11	5
芸術学部	アート・デザイン学科	7	6	4	3
	トータルビューティ学科	8	6	4	3
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		-	15	-	8
合計		89	67	50	35

大学院課程の教員配置は表 4-2-2 のとおりである。いずれの専攻においても、設置基準 上必要な研究指導教員数、研究指導補助教員数を充たしている。

表 4-2-2 大学院教員数

~ · / · / //// // // // // // // // // // /								
研究科・	設置基準上 必要研究 指導教員数	研究指導 教員数	設置基準上 必要研数 導動員数 が研 動 が が 動 動 も 計 る 計	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数合計				
	医療科学専攻(M)	4	8	7	8			
総合学術研究科	人間科学専攻(M)	4	15	7	15			
(博士前期課程)	デザイン専攻(M)	5	10	7	10			
	臨床心理学専攻 (M)	3	8	6	8			
	医療科学専攻(D)	4	4	7	8			
総合学術研究科	人間科学専攻(D)	4	13	7	15			
(博士後期課程)	デザイン専攻(D)	5	6	7	10			
	臨床心理学専攻(D)	3	4	6	8			
	法学専攻(M)	5	10	10	10			
総合学術研究科 (通信制修士課程)	人間科学専攻(M)	4	26	7	26			
(地口的形工水性)	デザイン専攻(M)	5	8	7	8			

専任教員の配置については、採用時に担当科目に関する教育研究能力について十分審査 し、教育課程で授与する学位の種類及び分野との適合性を考慮している。

令和 5(2023)年度の教員年齢構成は、66 歳以上が全体の 28.7%、51 歳から 65 歳までの教員が全体の 37%、26 歳から 50 歳までの教員が全体の 34.3%となっている。本学の定年は 65 歳であるが、定年を超えた教員も配置されている。7 年前の平成 28(2016)年度では 66 歳以上が全体の 22.2%であったことから、高齢化が進んでいることは否めない。

新任教員として若手の教員を毎年採用しており、少しずつ年齢バランスの是正を進めている。【資料 4-2-1】

教員の採用・昇任の方針は、「東亜大学教員選考基準」に「東亜大学の教員の選考にあたっては、候補者の人格、健康、教育業績、研究業績、学界及び社会における活動並びに本学への貢献度などについて審議する」と明確に定められている。大学院の教員採用及び昇任については「東亜大学大学院教員資格審査基準」に「担当する専門分野に関し、高度の研究教育上の指導能力があると認められる者」と定められている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

教員の任用(採用)及び昇任は、「東亜大学教員人事委員会」(以下「人事委員会」という)の意見に基づき理事会の審議を経て理事長が行う、と「東亜大学教員人事規程」に定められている。委員会は新任人事の審査、昇任人事の審査、教育職員募集(推薦及び公募)に関する協議、教育職員人事の将来計画に関する協議を業務とし、審査は「東亜大学教員選考基準」及び「東亜大学大学院教員資格審査基準」により行われている。「人事委員会」は、学長、副学長、事務局長及び法人事務局長によって組織され、理事長は「人事委員会」に参加して経営の方針を伝え、意見を述べることができるとされている。教員の昇任に関しては、年度末までに委員長(学長)が学部長に適任者の推薦を依頼し、「人事委員会」は学部長から依頼された候補者について適性を審査することになっている。【資料 4-2-4】

教員の公募に関しては、「東亜大学教員人事規程」において、公募を行うことを決定した際にはその都度「教育職員公募選定委員会(以下「公募委員会」という)」を組織すると定められている。「公募委員会」は副学長 1 人、公募対象者の所属する学部学科の学部長・学科長、学長の指名する専任教員数名及び法人事務担当者によって組織され、応募者の適性を評価し、候補者を絞り、順位を付けて委員会に答申することになっている。令和 6 (2024) 年度に向けて 19 人の教員の採用と、5 人の教員の昇任があったが、全て上記の「東亜大学教員人事規程」に基づいて行われた。【資料 4-2-5】

また、専任教員の採用、昇任に関しては、担当科目に関する教育研究能力について十分に審査し、学科の専門分野との適合性を考慮して、配置を行っている。

教員評価に関しては、年度末に学長を中心とする「企画運営室」により「貢献度調査」が実施されている。これは、当該年度の教員の教育活動及び研究活動を評価するものであり、調査の結果に基づいて年度末特別手当を配分することになっている。【資料 4-2-6】

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動は「授業向上委員会」と「教学部委員会」がマネジメントを行っている。具体的な活動は以下のとおりである。

<学生による授業評価アンケート>

前期と後期それぞれの中間期に専任教員と非常勤教員の全科目(ただし教育実習、博物館実習、卒業研究は除く。)で学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート項目は、大きく「学生自身の授業への取り組みとその成果」、「授業担当者の授業の進め方」、「総合的評価」の3要素からなる13項目で構成されており、評価は5段階である。アン

ケートへの回答はウェブ上で行われ、自動で結果が集計されるようになっている。各教員は自分の担当する授業の結果を教職員ポータルサイトからダウンロードすることができる。結果は各質問項目の平均値が全授業の平均値と対比する形でグラフ化されており、教員は自分の授業への評価の特徴を一目で把握することができるようになっている。各教員はこのアンケート結果を踏まえ、期末に授業の自己点検評価を作成し、学内サーバーにアップロードする。この自己点検評価は全ての専任教員が自由に閲覧できるようになっている。また、授業向上委員会は年度末、アンケート結果を総合的に分析し、学科や授業の種類ごとに結果をまとめ、問題や課題を分析した「学生による授業評価アンケート総括」を作成して全ての専任教員にフィードバックしている。各学科はその結果を受け、学科単位でも授業改善に取り組んでいる。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】

<同僚教員による授業参観>

専任教員は前期と後期それぞれ1科目において、同僚教員による授業参観を受け、参観者から評価、コメントをもらうことになっている。前期は同じ学科の教員、後期は他学科の教員による参観である。どの授業を誰が参観するかの決定は、前期は各学科の教学部委員(または学科長)、後期は教学部長が行う。参観者は9つの領域からなる計42の評価項目で授業を評価し、自由記述コメントを付記した同僚授業参観所感リストを授業担当教員に提出する。授業担当教員はそのリストを確認し、コメントを記入した上で、そのコピーを学科長と教学部長に提出し、チェックを受けることになっている。この授業参観は、参観を受けた側の教員が授業の改善点を知るだけでなく、参観を行った側の教員も授業の優れた点を学び、自身の授業の改善に繋がるヒントを得る良い機会となっている。【資料4-2-10】【資料4-2-11】

<授業公開期間の設定>

上記の同僚による授業参観に加え、各教員が関心のある授業を自由に参観し、優れた事例を学んだり、情報交換したりすることができるよう、授業公開期間を年に 4 回設けている。令和 5 (2023) 年度は (1) 6 月 12 日~6 月 17 日、(2) 7 月 10 日~7 月 15 日、(3) 11 月 27 日~12 月 2 日、(4) 12 月 18 日~12 月 23 日の 4 つの期間であった。【資料 4-2-12】

<優秀授業の選出と受賞者による講演>

授業の質向上への教員の意識を高めるために、授業向上委員会が毎年、専任教員が担当する授業の中から、各学部1科目ずつ優秀授業を選出し、優秀授業賞として学長が表彰している。優秀授業の選考では、学生による授業評価アンケートの評価点だけでなく、複数の授業向上委員が行う授業参観での評価点を総合して検討し、優秀授業を決定している。こうすることによって、できる限り多角的な視点で授業を評価し、真に優れた授業を選出できるよう工夫している。優秀授業に選ばれた教員は後述のFD講習会で講演を行い、授業での取り組みや工夫など、授業向上に繋がるノウハウを全ての専任教員に公開することになっている。【資料 4-2-13】

<FD 講習会の開催>

授業向上委員会が FD 講習会を企画している。令和 5 (2023) 年度は、上述の優秀授業 賞受賞者 3 名による講演会を開催した。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-2-1】教員の年代別構成表
- 【資料 4-2-2】東亜大学教員選考基準
- 【資料 4-2-3】東亜大学大学院教員資格審査基準
- 【資料 4-2-4】東亜大学教員人事規程
- 【資料 4-2-5】教員人事委員会議事録
- 【資料 4-2-6】令和 5 年度教員の貢献度調査
- 【資料 4-2-7】2023 年度「学生による授業評価アンケート」実施案内
- 【資料 4-2-8】2023 年度「学生による授業評価アンケート」総括
- 【資料 4-2-9】2023 年度東亜大学大学院授業評価アンケート
- 【資料 4-2-10】同僚教員による授業参観所感リスト
- 【資料 4-2-11】同僚教員による授業参観 2023 年度実施実績
- 【資料 4-2-12】授業公開期間告知のチラシ
- 【資料 4-2-13】優秀授業賞選考会議議事録および評価表

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に関しては、これまで同様今後も適切に行っていく。教員の採用・昇任についてはこれまで同様、「東亜大学教員人事規程」に則り適切に行っていく。

FD については、これまでと同様に授業改善の視点を盛り込んだ取り組みを進めていく。 新型コロナウイルスの影響で学外の FD 研修には参加が難しかったが、様々な機会をとら えて積極的に参加していきたい。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力 向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力 向上への取組み

令和5年度は、事務局長の諮問機関として「業務標準化委員会」「職員研修委員会」「環境整備委員会」「同窓会連携委員会」の4つの委員会を設置し、専任の職員はいずれかの委員会に所属している。SD に関しては、職員研修委員会が担当し実施している。職員研修委員会は毎月開催しており、研修については、新任職員研修(6月1日開催)、職員向けICT研修会(8月30日、31日開催)、職員向けAED 講習会(9月12日開催)、職員向けSD研修会〜学生対応向上のために〜(2月14日開催)を4回実施した。【資料4-3-1】【資料4-3-2】新規採用職員は、基本的にはOJTに基づく指導を行っている。全職員向けには毎週4回、

始業時に学長、事務局長、法人事務局長からの事務業務の推進に伴う基本的な方針、通達 事項の確認を行い、各部の円滑な業務遂行を図っている。事務職員は、必ず、毎年、学外 研修を行うことが義務づけられており、令和 5 (2023) 年度は 15 件の研修に参加した。【資 料 4-3-3】

事務職員個人の能力向上のために業務研究図書購入費(専任職員:上限 10,000 円、非常勤(パート)職員:上限 3,000 円)を予算化し、補助している。大学運営に関連する書籍やIT 関係の書籍、簿記資格に関する書籍等が購入され、事務職員の各担当業務における能力向上に役立てている。【資料 4-3-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-3-1】2023 年度職員研修委員会議事録

【資料 4-3-2】2023年度職員研修実施報告書

【資料 4-3-3】2021-2023 年度職員外部研修参加状況一覧

【資料 4-3-4】2023 年度業務研究図書費関係資料

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学運営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の果たすべき役割は大変重要であるため、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、調整能力が求められる。大学運営をさらに強化するため、SD 研修会等の実施によりさらなる職員の能力および資質の向上に取り組んでいく。そのために、学内及び学外の様々な研修会等への参加をさらに促進する支援体制を整備していく。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

すべての専任教員にインターネット環境、書架等を備えた個室を研究室として割り当てている。また本学が支援する研究プロジェクトには専用のプロジェクト研究室を供与している。【資料 4-4-1】

本学の構成員が関与する研究を支援し適切に管理するため、学内外の研究費等の執行に 関する運用ルールを定め、適切な研究費の執行・管理に努めている。 研究を推進するため の環境整備として「東亜大学研究推進委員会規程」を策定している。研究推進委員会は、(1) 本学の研究活動に係る基本的方策に関すること、(2)研究助成金、研究費補助金等の情報提供及び応募促進等に関すること、(3)大学紀要の編集・発行に関すること、(4)各種研究会及び研究報告会の開催に関すること、(5)大型研究設備・機器の利用及び学内共同研究の推進に関すること、(6)本学教育研究成果の公開における地域との連携活動の推進に関すること、(7)学内各種補助金の助成に関すること、(8)その他研究活動に関し必要な事項(組織)を審議し、本学の研究活動全般に関わっている。多岐に渡る業務を実際に実施、管理するための委員会として(1)研究助成委員会、(2)紀要編集委員会、(3)教育研究機器センター運営委員会、(4)地域連携センター運営委員会を専門委員会として置き、研究環境の整備及び適切な運営・管理に努めている。【資料 4-4-2】

研究活動を補助する人的な支援としてリサーチ・アシスタントの活用、有期契約職員の 雇用を進めるため、規定を整備している。【資料 4-4-3】

研究助成委員会は教員を対象として研究環境についてのアンケート調査を実施しており、研究時間、研究費、研究スペース等の満足度を調査するとともに、研究の阻害要因についても確認して改善に活かしている。【資料 4-4-4】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「東亜大学における研究不正対応に関する規程」において、大学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、本学で行われるすべての研究活動に適用している。規程の第4条では、研究者等の責務として「研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない」「研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない」「研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない」と定めている。【資料4-4-5】

また公的研究費の取扱いに関し、不正使用を防止し適正な管理を図ることを目的とした「東亜大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を定めて、関係法令並びに交付等の際の条件を遵守することを求めている。不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、東亜大学における公的研究費の不正使用に係る調査について定めた「不正使用に係る調査等取扱規則」に基づき、不正使用に係る調査委員会を発足して必要な調査を行うものしている。【資料 4-4-6】

毎年「研究不正・研究費管理に関するコンプライアンス説明会」を実施し、受講を義務化している。研修内容は、(1)研究活動の不正行為に関する基本的考え方、(2)不正行為の事前防止のための取組、(3)特定不正行為への対応、(4)研究費の不正使用の事前防止のための取組、(5)公的研究費(競争的資金等)の運営・管理に関わる全ての構成員のコンプライアンス等を含む。コロナ禍に配慮し、本年度は学術振興会が運営するオンデマンド教材による自習を義務付け、受講証明書の提出を求めた。【資料 4-4-7】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の自由な研究活動に充てる研究費として年間3万円の基本給付を行っている。前年

度に研究発表及び研究助成等申請を行った場合は、それぞれ5万円ずつ増額されるため、支給額上限は13万円となる。さらに科研費等の競争的資金の申請において、次年度以降採択が期待できると判断される場合は8万円を上限として個人研究費の追加配分を可能としている。【資料4-4-8】

また、研究目的での海外渡航に対し、費用の一部を補助する制度を設けている。2023 年度は研究計画 3 件に対し航空運賃の一部を補助した。【資料 4-4-9】

科研費等の競争的資金の獲得を支援するため、毎年、説明会を開催して、補助制度の周知を図るとともに申請書類の作り方などを含めきめ細かく情報提供を行なっている。2023度科研費には12件の申請があり新規採択2件であった。また前年度までに採択された課題1件が継続している。【資料4-4-10】なお、競争的資金の間接経費の取り扱いについても規定を定め、適切に管理している。【資料4-4-11】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-4-1】研究室配置及び使用状況図
- 【資料 4-4-2】東亜大学研究推進委員会規程
- 【資料 4-4-3】人的支援に関する諸規定
- 【資料 4-4-4】研究環境アンケート調査報告書
- 【資料 4-4-5】東亜大学における研究不正対応に関する規程
- 【資料 4-4-6】東亜大学における公的研究費の取扱いに関する規程
- 【資料 4-4-7】研究不正・研究費管理に関するコンプライアンス説明会資料
- 【資料 4-4-8】個人研究費支給関係資料
- 【資料 4-4-9】海外渡航費補助申請に係る資料
- 【資料 4-4-10】科研費申請・支給関係資料
- 【資料 4-4-11】公的研究費競争的資金に係る間接経費の使用方針

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

外部資金獲得の支援体制の強化に引き続き取り組む。今年度から着手した科研費審査に 関わった経験をもつ教員による講習や、産業界との連携による研究シーズの掘り起こしを 拡充し、競争的資金の採択率向上を目指す。

[基準4の自己評価]

本学は学長を補佐する体制を整備しており、学長の適切なリーダーシップは発揮・運営されている。大学運営に関する各種審議を行う機関としては全学委員会が設置され、それぞれの規程に基づき運営されている。

大学設置基準に基づき適切な数の教員が配置され、教育課程を適切に運営している。さらに、教員の採用、昇任等については、規程に基づき適切に行われている。職員の資質・能力向上のためには研修会を実施している。教育環境については、適切に整備、管理、運営している。

研究支援については、研究費の執行、管理を学内規程や各種ガイドラインに沿って実施 しているほか、競争的資金の獲得をサポートしている。研究理倫理についてもガイドライ

ンに基づき規程を定めるとともに、教員に研修の受講を義務づけ適切な研究活動を推進している。以上のことから本学は、「基準4教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は「学校法人東亜大学学園寄附行為(以下、寄附行為という)」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めており、学校基本法及び学校教育法に基づき、堅実な経営を行っている。これは、本学の「寄附行為」、「学校法人東亜大学学園理事会運営要項」、「学校法人東亜大学学園教学運営要項」及び「東亜大学ガバナンスコード」等により、基本的な本学の組織、職務権限を定めている。事務職員については「学校法人東亜大学学園事務組織規程」及び「東亜大学事務組織規程」を定め、事務組織、事務分掌についての事項を定めている。【資料5-1-1】~【資料5-1-6】

また、建学の精神を推進・具現並びに大学運営を円滑にするために「学校法人東亜大学学園就業規則」を定め、服務の規定、勤務者の職域・職制とその職責を規定している。倫理規定としては「東亜大学学園セクシュアルハラスメント防止に関する規定」、「個人情報の保護に関する規定」、「東亜大学における公的研究費の取扱に関する規定」により教職員の倫理に関する規定を定め、本学教職員はこの規定に基づき、本学園の規律が維持されており、適切に運用されている。【資料 5-1-7】~【資料 5-1-10】

併せて大学における就労、就学、教育及び研究のための適正な環境の維持並びに法人の教職員及び大学の学生等の利益の保護を図ることを目的として、「学校法人東亜大学学園ハラスメントの防止等に関する規程」が令和5年12月1日に制定され、更なる規律と誠実性の維持する様に務めている。【資料5-1-19】

そして、東亜大学ホームページには、私立学校法第63条の2、学校教育法施行規則第172条の2及び教育職員免許法施行規則第22条の6に定められる事項を公表している。【資料5-1-11】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、現在、第3期(令和3(2021)年度~7(2025)年度)となる事業計画(中期目標・中期計画)を策定し、スタートしている。この事業計画は「中期目標・中期計画」の

諮問機関である審議会に意見を求め、その後、学校法人東亜大学学園評議員会で本計画の 内容が諮問され、本学の業務の決定機関である理事会が承認している。「中期目標・中期計 画」に基づき、単年度の事業計画・予算編成を計画し、部局ごとにその目標に沿って計画 を実行している。年度末には、計画の見直し・改善等も踏まえ、次年度の向けた事業計画・ 予算編成を立てるといった継続性を維持している。【資料 5-1-12】

この事業計画(中期目標・中期計画)に基づいて、教育機関としての使命・目的を実現するため組織的に継続的な努力を行っている。全教職員が中期目標・中期計画を共有し、目標の達成に向けて協力して使命・目的の実現に取り組むこと、及び保護者や地域社会の理解を深めてもらう為に東亜大学ホームページにも掲載している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の施設・設備に関する環境保全の対応として、電気設備、ガス設備、衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機等の点検・改修は外部専門業者に委託し、法定検査等の実施を確実に履行している。環境への配慮として、緑の多い本学キャンパスを維持するため、7名の警備作業員及び外部業者に依頼し、定期的に環境整備に従事している。専従の清掃作業員の他、事務職員が月に一回程度の周期で学内行事等に併せて日程を定め、定期的に清掃活動を実施している。また、環境保全への配慮として、学内では節電に取り組むために各教室のエアコンのタイマーを設定し、起動時間を前後させることで、電力の集中的使用を控えている。また、東亜大学学内サーバーには毎月の時間ごとの電気使用量を掲載し、情報を閲覧することが可能となっており、電力使用量が多い時間帯には可能な範囲で、全教職員に対して節電の協力を依頼している。そして、授業終了後は、各教室の照明の消灯を教職員自ら心掛け、実施している。

人権への配慮としては、「セクシュアルハラスメント防止に関する規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「公益通報者保護規定」、「マイナンバー制度等に係る特定個人情報の適正な取扱に関する規程」及び「学校法人東亜大学学園ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、教職員に対する高い倫理性と責任を規定している。特にハラスメント防止に関しては、毎年4月1日に執り行われる辞令交付式終了後に、全ての新任教職員に対し、学長及び副学長が新任者説明会を実施している。そして令和5年11月より東亜大学ハラスメント相談室を1号館3階に開設し、専門の相談員(横山美栄子客員教授)が学生及び教職員の相談に対応している(事前予約が必要)。併せて「ハラスメント防止及び対応ガイドライン」を令和5年12月に作成され、学生及び教職員の配布し、本学のハラスメント防止及び対応に関するガイドラインを周知している。【資料5-1-13】~【資料5-1-15】追加【資料5-1-20】~【資料5-1-21】

安全への配慮では、「東亜大学防災等危機管理規程」を定め、「防災対策委員会」を設置し、防災に関する規程、施設、対策、訓練等の整備を図っている。また「東亜大学消防・防災基本マニュアル」を作成し、火災・地震の発生に際し、防火、防災、通報、避難等の措置を適切、迅速に行い、人的、物的被害を最小限にするための必要な基本的かつ具体的な行動を示している。基本マニュアルに基づき自衛消防隊を組織し、定期的な点検等、また地元消防署の指導を受け、「東亜大学防災訓練計画」を作成し、防災訓練・避難訓練等を行うこととしている。なお、AED は校内に4箇所(1号館、2号館、8号館、13号館)設

置されている。また、24 時間常駐の警備員による警備等も実施し、学内の安全管理を図っている。【資料 5-1-16】~【資料 5-1-18】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-1-1】 学校法人東亜大学学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人東亜大学学園理事会運営要項
- 【資料 5-1-3】 学校法人東亜大学学園教学運営要項
- 【資料 5-1-4】 東亜大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-5】 学校法人東亜大学学園事務組織規程
- 【資料 5-1-6】 東亜大学事務組織規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人東亜大学学園就業規則
- 【資料 5-1-8】 東亜大学学園セクシュアルハラスメント防止に関する規程 他
- 【資料 5-1-9】 個人情報の保護に関する規定
- 【資料 5-1-10】 東亜大学における公的研究費の取扱に関する規定 他
- 【資料 5-1-11】 情報の公表
- 【資料 5-1-12】 第3期中期目標・中期計画の作成にあたって
- 【資料 5-1-13】 公益通報者保護規定
- 【資料 5-1-14】 マイナンバー制度等に係る特定個人情報の適正な取扱に関する規程
- 【資料 5-1-15】 キャンパス・ハラスメントの予防と対策
- 【資料 5-1-16】 東亜大学防災危機管理規程
- 【資料 5-1-17】 東亜大学消防・防災基本マニュアル
- 【資料 5-1-18】 東亜大学防災訓練計画
- 【資料 5-1-19】 学校法人東亜大学学園ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-20】 東亜大学 ハラスメント相談室のご案内
- 【資料 5-1-21】 ハラスメント防止及び対応ガイドライン

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

経営の規律と誠実性は十分維持されており、適切に対応している。今後も各種規程、規則そして規律を適切に整備し、教職員に定期的に情報を発信し、組織の規律の維持及び整備を継続していく。

使命・目的の実現への継続的努力については、「事業計画(中期目標・中期計画)」の立案を起点として PDCA サイクルが適切に循環するよう、学内及び部局間での情報共有そして連携を図ることで継続していく。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を引き続き遵守していく。法令改正に注意し、変更には迅速、適切に対応していく。

変化の早い社会にあって、特に人権への配慮は、同時代的な基準への適合を意識した組織運営が求められる領域であり、社会的なコモンセンス(常識)を敏感に学び取り、常に進歩していくことを組織の方針としている。この様な考え方に立ち、教職員の研修及び啓蒙活動を積極的に行い、人権に適切に配慮していく。

環境保全、安全に関しても、学生及び教職員からの意見を取り入れ、迅速に対応してい

く。また、自然災害への対応等に備え、学生及び教職員に対し定期的な防災訓練を継続し ていく(令和5年度は、令和6年1月17日に実施済)。

教育環境・財務状況等の公表については法令を遵守し、改正には迅速に対応していく。 議事録等の閲覧については法人事務局内で開示できる様に資料を揃えており、東亜大学ホ ームページでは適切な情報公開を行っている。情報の開示については、これからの社会の 変化やニーズに適切に対応していく為、 内容と見せ方を工夫しながら一層拡充していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行う体制を構築するために、「学校法人東亜 大学学園寄附行為 | 、「学校法人東亜大学学園理事会運営要項 | の定めに従い、本学の業務 の決定機関である「理事会」を設置し、学校法人全体の管理運営に関する重要事項を審議、 決定している。 理事会は、 近年では定例会議を年間 10 回開催しており、 令和 5 年度は出席 率 99.1%(定例 10 回(98.8%)、臨時 4 回(100%)、合計 14 回開催)である。審議事項 は、①事業計画(中期目標・中期計画)、予算、事業報告、決算の承認、②学部、学科、大 学院研究科・専攻の設置、廃止、名称変更、③寄附行為に定められた役員、評議員の選任、 ④寄附行為の変更、⑤学則等重要な規定の制定、改正、⑥土地建物等不動産の取得、処分 等を含み、学園の運営にとって重要な事項を審議する。理事会を構成するのは、理事長を 含む理事7~8人(令和5年5月1日現在8人)、監事2人と定めている。理事には、寄附 行為第6条第1項のとおり、第1号理事(東亜大学長)、第2号理事(評議員のうちから 評議員会において選任したもの2人)及び第3号理事(学識経験者のうち理事会において 選任したもの4人ないし5人)を要件に選任している。理事の任期は、第1号及び第2号 理事を除き4年である。なお、令和5年度も学外理事を3人選任し、内部の意見だけでは なく外部からの意見も取り入れ、理事会は運営されている。そして、学校法人の重要な審 議事項の決定においては、諮問機関である評議員会が設置されており、理事会における審 議事項に対し、意見及び助言を求めている。なお、理事会及び評議員会には必ず監事にも 会議への出席を求めており、審議事項について必要に応じて適切な意見を述べる等、役員 の業務を監査している。評議員会は、年間3回の開催を原則としている。【資料5-2-1】~

【資料 5-2-3】

なお、認証評価時に<改善を要する点>としてあがっていた「2 号理事の選任」につい ては、寄附行為を違反しているつもりではなかったが、誤解を招く理事会議事録の記載に 問題があった為にご指摘をいただいた。そして、令和6年3月30日に開催された理事会及 び評議員会では、当日の議事の進行及び議事録の記載を改めることで、誰が確認しても寄 附行為に違反する行為はなくなり、改善出来ていると考えている。

関連法令に基づいた学内規程により、適切な理事会運営がなされていると自己評価する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】 学校法人東亜大学学園寄附行為(第5条及び6条抜粋)

【資料 5-2-2】 理事会·評議員会開催状況

【資料 5-2-3】 役員名簿

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

理事会は学内の理事に偏らず、豊富な経験と本法人の運営に高い識見を持つ学外理事が 2 人以上選任されることとなっており、経営事項や教学事項に関する緊急性の高い議案に ついても外部の意見も聞き入れることが可能な意思決定機関となっている。そして、教学 の責任者である学長の諮問会議として企画運営室会議が毎週開催されており、本会議には 副学長、研究科長、学長補佐、事務局長及び監事が参加している。学内及び教学事項に関する諸問題があれば、本会議で協議を行い、その結果を学長は理事会へ報告することが可能な体制を整備している。今後も理事会と教学との意思疎通が十分に反映できる体制を維持、充実させ、学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼と更なる支援に繋げていく。特に、地方私立大学を取り巻く環境が大きく変化している昨今、正確な情報を確実かつ速やかに取り込み、教職員と正確な情報を共有することのできる環境及び体制づくりを実施していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長の職務は「学校法人東亜大学学園寄附行為」第11条に「この法人を代表し、その 業務を総理する」と規定されている。また、教学の責任者である学長は、教学の最高の審 議機関である審議会の会長であり、審議会には会長である学長、教学役職者である副学長、 研究科長、学部長等、そして事務の責任者である事務局長及び事務局次長が出席しており、 円滑な情報発信、意見交換及び意思疎通が経営と教学そして事務の間で図られる環境が整っている。必要に応じて法人の理事、法人の監事及び法人事務局長等も会議に出席できる 環境を整備している。

本学では現在、学長が理事長を兼任している。学長は教学の代表者であるが、教学の場でも必要に応じて理事長としての立場から説明を行っている。また、学長の諮問会議であ

る企画運営室会議、そして事務局の室長を招集し定期報告及び意見を出し合う事務室長会議を毎週開催しており、理事長との情報共有及び意思疎通を図る場が設けられている。【資料 5-3-1】~【資料 5-3-4】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学の監査・業務点検を行う者として監事を置いている。監事の選任は「学校法人東亜大学学園寄附行為」第7条において、「この法人の理事(その親族その他特殊な関係がある者を含む。)、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。この場合において、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。」と規定している。また、同第5条第1項第2号には2人の監事を置くことが規定されており、公正で厳格な監査が行われるよう配慮している。令和5年5月1日現在、学園は2人の監事を選任しており、理事会・評議員会への出席(令和5年度:理事会出席率85.7%、評議員会出席率83.3%)、定期的な学内の監査・業務点検、大学の重要な会議への参加、そして毎会計年度終了後、2月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

評議員会の設置については、「学校法人東亜大学学園寄附行為」第19条に定められており、同第2項のとおり定数17人以上20人以内の評議員(令和5年5月1日現在:現員17人)で構成されている。諮問事項については、同第21条に規定されており、理事会での決議の前に、あらかじめ評議員会での意見を求めている。また、同第22条のとおり評議員会は、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。本学の評議員会では会議中に理事長に対し、評議員が個別に質問を求める機会を設けており、諮問事項に関してだけでなく、大学の近況、教育の在り方等に関しても質疑・応答を行い、意見聴取を行っている。評議員会は原則年3回開催されており適切に運営されている。【資料5-3-5】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-1】 学校法人東亜大学学園寄附行為(第 11 条抜粋)

【資料 5-3-2】 東亜大学審議会規則

【資料 5-3-3】 東亜大学企画運営室規程

【資料 5-3-4】 室長会議 会議録

【資料 5-3-5】 学校法人東亜大学学園寄附行為(第 5 条、7 条、19 条、21 条抜粋)

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、学長の諮問会議である企画運営室会議(教学)、そして、事務局の連絡事項を確認する事務室長会議(事務)と2つの会議が毎週開催されており、その中で新たな情報発信、意見交換及び意思疎通が取られている。また、監事及び事務局長も本会議に参加しており、役員と職員ならびに経営と教学とのコミュニケーションを十分に図っている。今後も、社会からの要請・情勢の変化に対応できる様、さらに大学を活性化させていく。ま

た、評議員会及び理事会も適切に運営されており、学内からでは確認しづらい社会的な情報も、学外理事、監事及び評議員と他方面からの情報や意見を聴取できる場となっている。 内部監査については、平成31年3月に常勤監事を選任し、日常的に本学の運営及び教学の 状況が確認できる環境が整備されており、相互のチェック体制を今後も堅持していく。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

東亜大学における令和 4 年度の教育研究費比率は、36.9%(令和 3 年度は 36.3%)とな っている。日本私立学校振興・共済事業団の発刊する「令和4年度版 今日の私学財政」 における令和3年度の本比率の全国平均値は34.3%となっており、一定の教育・研究活動 における環境基準を維持していると考えている。しかし、過年度から借入金の返済が本学 の財務状況を圧迫していることも事実であり、教育・研究の質を担保しながらの経費削減 には困難を伴うが、年度計画に記載の無い突発的な経費の支出の制限、そして人件費及び 管理経費の抑制を図りつつ、施設設備の維持を図っている。財務の中で大きな割合を占め る人件費は、令和4年度の経常収入に対する人件費比率は47.2%となっており、過去5ヵ 年の内、平成30年度実績である49.4%から比べると、減少させている。これまでも人件 費比率50%を下回る運営を目標(令和3年度の全国平均値は51.3%)として進めてきたが、 近年この目標を達成できている。これは、新入生の安定的な獲得及び収容定員の充足が多 きな要因であり、収容定員の充足に伴う学生納付金収入の増加が経常収入の増加に直結し ている。人件費は原則抑制方針であるが、その中でも長く抑制していた昇給、そして賞与 とはいかないが、この数年別途手当を計画的に支給している。中期計画に沿って予算編成 を組み立てており、人件費を抑制しつつも、教育施設の整備等において、限られた予算の 中で運営している。

そして、過年度からの債権者に対する借入金及び未払金等の返済についても、厳しい財務状況ではあるが、返済計画をたて履行している。 金融資産の運用状況については、資産運用管理規定に基づいているが、現時点では特定資産等のその余裕金は保持していない。 【資料 5-4-1】~【資料 5-4-3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業活動収支差額比率は、6.4%(令和4年度)を維持しており、令和3年度の全国平均値である6.4%と同水準を維持している。引き続き教育研究活動を維持していくためには、定員充足率の安定に伴う学生納付金収入の増加が前提である為、さらに比率の指数の上昇

を維持するには、恒常的な学生確保に努める必要がある。平成30(2018)年度の学生数合計が997人であったのに対し、令和4年度は1,386人と大きく実績を伸ばしている。しかし、令和4(2022)年4月に本学が新たに設置した東亜大学附属下関看護専門学校については、1学年の収容定員120人に対し、令和4年度の入学者は26人という実績であった。本専門学校の設置認可は令和3年12月であった為、学生募集(入学試験)を実施できる期間が短かったことも要因の一つであるが、本専門学校も同様に収容定員を充足させ、東亜大学及び法人全体の安定を図る様努める。

流動比率は21.8%(令和4年度)と過年度の負債を返済することで徐々に減少させているが、本比率の全国平均値は262.9%であり、本学はそれを大きく下回る結果となっている。しかし、本学は債権者と定期的に連絡を取ることで、返済計画について毎年打ち合わせを実施した上で、無理のない程度での返済を行っている。理事会には本学の資金面の現状について資金繰り表を作成し、毎月の理事会で報告することで、支払計画に齟齬をきたさないよう十分に配慮している。純資産構成比率は64.5%(令和4年度)と全国平均の88.0%を下回っており、過年度の借入金の返済及び未払金等の負債を返済計画通り履行することで、長い年月はかかるが改善に努めている。

また、教育研究の中では、科学研究費補助金の獲得について、教員に申請の推進を実施している。外部資金の獲得も大きな割合を占めるようになった。特に教育研究を支援する科学研究費補助金の獲得金額はこの数年、一定の規模を維持していることもあり、さらにそのための教育研究環境整備を進めていき、安定的な収入として財政的な基盤確保に努めている。【資料 5-4-4】~【資料 5-4-5】

自己評価として財務状況は、過年度からの債務等の割合は大きいが、これまでも事業計画(中期目標・中期計画)通りの計画的な返済を履行しており、単年度収支についても、まだまだ十分とは言えないが、縮小均衡のとれた収支バランスを確保できている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-1】 事業活動収支計算書関係比率

【資料 5-4-2】 学校法人東亜大学学園資金運用管理規程 他

【資料 5-4-3】 要積立額に対する金融資産の状況

【資料 5-4-4】 貸借対照表関係比率

【資料 5-4-5】 科学研究費補助金採択一覧

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の建学の理念に照らし合わせた実学教育の推進を進め、在学生の満足度の向上と学生のニーズに応える教育改革をさらに推し進める為に事業計画(中期目標・中期計画)にそった単年度予算編成を計画し、本学の財務規模にあった堅実な運営を心掛けている。また、外部資金の獲得拡大についても進めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

教育研究活動の具体的な計画について、事業計画(中期目標・中期計画)のもと当該 年度の活動方針に沿って、学校法人会計基準に基づき予算編成を行い運営している。予算 編成については各部局の次年度予算の取り纏めを行い、当該年度の学生数(収入)に見合 う予算概算を法人事務局が編成し、理事長に報告している。理事長は最終予算案を事業計 画書との整合性も取りながら修正を施している。そして、3 月理事会までに評議員会を開 催して意見聴取をしており、その後に理事会へ予算書を提出して承認を得ている。承認さ れた予算及び事業計画は各部局に対し、理事長及び事務局長から各部局の責任者に毎年通 達されている。

予算管理は、各部局の責任者が行い、執行については各部局より総務・施設室を経由し、 事務局長に各種伺書及び稟議書が提出され、事務局長の承認を得た上で執行される。なお、 起案の内容によっては理事長の承認も必要としている。また、当初予算計上にない年度途 中での重要案件については補正予算作成の協議を行い、理事会及び評議員会の審議を経る ことで承認され、執行している。会計処理は理事会等の議事録の内容が確認され、それに 基づき公認会計士と情報を共有した上で、経理規定に基づいた会計処理を実施している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、当該会計年度終了後2月以内に、財産目録、事業報告書及び計算書類(決算書)、そして役員等名簿を作成し、法人事務局内に備え付けている。作成された計算書類は監事2人(1人は税理士)、その後に公認会計士複数名による監査を受けている。理事長は、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に事業報告書と併せて計算書類を提出しており、当該年度の業務報告及び計算書類の説明が行われる。その後、監事は理事会及び評議員会に対して監査報告が実施されている。監事による監査及び独立監査人による監査が完了した後、本学では会計年度終了後3月以内に資産総額の変更登記手続きを実施している。

独立監査人(公認会計士)による会計監査は、例年、年間を通して10月を目途に開始され、翌年の6月中旬にかけて定期的に指摘及び助言を受けながら監査が実施される。公認会計士の監査には監事も参加を求められ、監査計画の概要説明、意見交換そして監査報告が実施されており、公認会計士との連携を図りつつ監査は実施されている。

【資料 5-5-1】~【資料 5-5-3】

自己評価として会計基準に基づき適正に会計処理を行い、公認会計士、監事による会計 監査が年間を通して適切に実施されている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-5-1】 学校法人東亜大学学園稟議規則

【資料 5-5-2】 学校法人東亜大学学園経理規程 他

【資料 5-5-3】 2023 年 3 月期 年間往査計画

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

本学では事業計画(中期目標・中期計画)を策定し、計画的な財務の運用、予算編成を 実施していく。また、日本私立大学協会等が開催する各種研修会に会計担当職員を参加さ せ、他大学と情報交換を行うことにより会計処理の理解及び習得も促進しており、「学校法 人東亜大学学園寄附行為」、「学校法人東亜大学学園経理規程」及び「東亜大学ガバナンス コード」等に定められた通り、今後も学校法人会計基準に則った適切な会計処理を行って いく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性については、「学校法人東亜大学学園寄附行為」、「学校法人東亜大学学園理事会運営要項」、「学校法人東亜大学学園教学運営要項」を基本に、学内諸規程は整備されており、諸規程に基づいて運営している。そして学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令も遵守しており、併せて教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報の公表も東亜大学ホームページで適切に実施しており、本学の運営の適正と透明性及び社会的責任を保っている。

理事会の機能については、現在3人の学外理事が選任され、学内の理事の意見に偏らず、外部の意見も聞き入れる機会及び体制を整えており、意見交換をしながら事業計画にそった使命・目的の達成に向けての戦略的意思決定ができる体制を整えている。また本学ではこれまでも理事会及び評議員会を開催する際には必ず監事に会議案内を送付し、会議への出席を依頼しており、重要な議案及び諮問事項等について監事の助言も踏まえた適切な会議の運営が行われている。

また、学長が理事長を兼務している現況において、経営の方針、教学の方針等は、学長自身が教授会、学科会議、審議会、企画運営室会議及び事務室長会議等多くの会議に参加することで、多くの教職員と情報の共有が図られている。理事会及び評議員会においても学内で得られた情報を基に学長、そして理事長としてリーダーシップが発揮できる体制ができている。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、学長を含む学内の役員が教員及び職員と毎週決まった日時に会議を開催し、教育及び大学内における様々な状況に関する情報交換及び意思疎通を取ることが可能な環境も整備されており、経営と教学及び事務のコミュニケーションが図られている。また学外役員が多く参加する評議員会においても、会議中に本学の状況または社会情勢等に関する情報交換及び共有を目的として、委員一人ひとりに発言及び意見を聴取する機会を設けている。

財政基盤と収支については、近年、学部の定員充足率も90%を超えていることもあり比較的安定しているが、今後も引き続き収容定員を満たすべく、学生確保に努めていく。ただし、大きな債務に対する返済計画は現在も履行中であり、厳しい財務状況も継続するが

事業計画に基づき、収入・支出のバランスを考慮しながら安定した運営を続けていく。

会計処理については、「学校法人東亜大学学園寄附行為」、「学校法人東亜大学学園経理規程」及び「東亜大学ガバナンスコード」等に基づき、監事及び公認会計士の指摘及び助言を受けながら、会計処理・会計監査が適切に行われている。

以上より、「基準5経営・管理と財務」を満たしていると自己評価した。

基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
- (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の使命・目的は「大学学則」第1条に示されており、第1条の2においては、この大学の目的を達成するために、自己点検評価を行うことが明記されている。すなわち、「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的責任を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。この条項に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置、自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。【資料 6-1-1】

自己点検・評価委員会は、(1)教育活動、(2)研究活動、(3)組織及び運営、(4)施設及び設備、(5)自己点検・評価結果の公表、(6)その他について自己点検・評価の審議を行うとされる。委員は、審議会をもって充てることになっている。また、「自己点検・評価委員会」の下には、自己点検・評価報告書の企画、作成することを目的とした「自己点検・評価実施委員会」が組織されており、自己点検・評価の実施方法の提案、報告書の取り纏め等を行っている。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

令和 2 (2020) 年度までは、学内の主要部局ごとに自己点検・評価を実施する方法をとり、各部局で作成した自己点検・評価書を全学で取り纏めていた。令和 3 (2021) 年度からは、日本高等教育評価機構のフォーマットに基づき、部局ごとではなく、項目ごとに部局間で検討し、自己点検評価書を作成している。評価書は、「自己点検・評価委員会」での審議を経て、その後、全教職員・学生及び広く社会に公表するために、ホームページで公開している。【資料 6-1-4】

また、令和5(2023)年度は、7年に1回の日本高等教育評価機構による受審を行い、令和6年3月15日付で同機構から「令和5年度大学機関別認証評価の結果本評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」との通知を受けた。

外部評価委員会を設置し、学外の有識者による助言を得る体制が整備されている。外部 評価委員会は、年1回開催し、「自己点検・評価報告書」を基に、教学マネジメントその他

に関わる重要事項について外部評価するものである。本学の教育、学生支援、キャリア、研究、国際交流、地域貢献等に関する事項や大学運営に関する事項について学外有識者が助言を行っている。外部評価委員会から受けた意見・提言の内容は、「自己点検・評価書」とともにホームページにおいて公表されている。【資料 6-1-5】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 6-1-1】 東亜大学学則第 1 条の 2
- 【資料 6-1-2】 東亜大学自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-3】 自己点檢·評価委員会関係組織図
- 【資料 6-1-4】 令和 4 年度自己点検・評価書
- 【資料 6-1-5】 令和 4 年度自己点検・評価書外部評価報告

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の課題は、中期計画を着実に実現していくことである。そのためにも、年度ごとの目標を明確に立て、PDCA サイクルを有効に機能させ、本学の教育研究活動及び運営の改善に資するような自己点検・評価を実施していく。そのためには今後もこれまでの活動を継続し、毎年、自己点検・評価を行い、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表についてはこれまで同様に着実に実施していく。

- 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価
- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の 共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

- (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の 共有

平成 23 (2011) 年度までは、認証評価に合わせて、自己点検・評価報告書の作成を行うという形になっていたが、「自己点検・評価委員会」で検討を行い、平成 24 (2012) 年度からは、毎年自己点検・評価を実施することになった。年度末を区切りとして、各部局からの報告を受け報告書が作成され、次年度の6月から7月にかけて、「自己点検・評価委員会」で内容の検討を行い、最終案を承認、その後教職員・学生及び広く社会に公表するためにホームページに掲載してきた。令和3 (2021) 年度からは、日本高等教育評価機構のフォーマットに基づいて評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会で承認後、教職員・学生・社会へホームページを通して公表している。【資料6-2-1】【資料6-2-2】

また、自己点検・評価報告書の完成後、外部評価委員による評価も実施し、その結果も

ホームページで公開している。【資料 6-2-3】

毎年自己点検・評価を行うというのは、非常に短期的な視点での点検・評価ということになるが、近年の大学を取り巻く環境の急速な変化に対応するためには、この周期は適切なものであると考える。毎年、前年度の点検を踏まえて、新たな課題を設定し、その実現に取り組み、年度末に点検・評価を行い、外部評価委員の評価も踏まえ次年度の新たな課題を検討することになっている。

自己点検・評価の実施については、収集したデータに基づいて行うことになっている。 教学関係、学生支援関係、その他のデータは、学内サーバーで共有されており、各部局は そのデータに基づき自己点検・評価を実施し、それを受けて評価書を作成している。また、 この評価書は、部局の複数の構成員により作成され、教職員はもとより学生、社会に公表 されることで、その透明性を担保している。

本学は、「第3期中期計画」について PDCA サイクルを用いて改善・改革を進めている。「第3期中期計画」は、「第2期中期計画」を発展させ、併せて自己点検・評価活動による課題や展望を踏まえたものであった。このように中期計画の達成状況が評価され、これを基に新たな課題を含めた次期中期計画を作成している。中期計画作成過程においても担当部局からの意見をくみ上げ、計画立案、実行に移している。【資料6-2-4】

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

「教学部委員会」、「学生部委員会」、「広報部委員会」等の部局が様々な調査を行い、データを収集している。「教学部委員会」、「共通教育センター委員会」、「授業向上委員会」では、教学に関するデータの収集、分析を行っている。1年生、3年生、卒業生を対象とした「学修成果アンケート」(ここには「学修時間調査」も含まれている)、「授業評価アンケート」といった学生アンケート、「大学基礎」担当教員による「大学基礎」の評価の集計、教員の同僚参観実施状況、授業科目の教育目標、自己点検の提出状況である。これらは、学内サーバーにアップロードされ、教職員が閲覧し、自己点検・評価の基礎資料として活用されている。

自己点検・評価報告書は年度末に取り纏められ、毎年6月の「自己点検・評価委員会」で報告され、必要に応じて修正が行われ、7月の「自己点検・評価委員会」で承認されるという手続きになっている。その後、報告書は大学ホームページにてPDFファイルで公表されている。

また、それ以外の「授業評価アンケート」、「学修成果アンケート」の報告書についても、ホームページ上でも公表されており、学生、保護者を含め、社会のステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

以上のとおり、本学では、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表も適切に行われていると自己評価する。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

IR センターの活動をさらに推進し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について学園全体で連携しあって評価体制の強化を図る。今後もエビデンスに基づいた透

明性の高い自己点検・評価を行っていく。データ収集に関しては、今後 IR センターの強化を図り、データ収集、分析、改善プランの提案において中心的な役割を果たすことができるよう整備していく。自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表についてはこれまで同様に着実に実施してく。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの 仕組みの確立とその機能性
 - (1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

- (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの 仕組みの確立とその機能性

学部、学科、研究科等と大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みの確立 については、自己点検・評価委員会で東亜大学 PDCA サイクルの概念図を作成し、教職員 及び各部局において実施している。【資料 6-3-1】

大学全体の取り組みとしては、前述のとおり日本高等教育評価機構の認証評価における 基準項目に沿って各部署が実施した内容を集約して自己点検評価書を作成し、PDCA サイクルの仕組みに従い自己点検・評価を実施している。

教員の個人レベルの自己点検・評価は、PDCA サイクルの一環として人事考課制度の中で教育、研究、学内運営、地域貢献活動、自己点検の項目について行い、年度末に報告・提出を義務付けている。【資料 6-3-2】

また担当の科目ごとに年度初めに授業の教育目標を作成し、前期及び後期の授業終了後に自己点検評価を作成し、学内サーバーで公開している。【資料 6-3-3】

職員についても課題形成、課題遂行、対人・組織影響、知識や技能、自己点検の項目について年度末に報告・提出を義務付けている。【資料 6-3-4】

教員及び職員の役職者については、年度初めに今年度の目標と抱負の提出を求め、年度終わりにはその自己点検・評価の提出も求めている。【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

自己点検・評価の結果活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立されており、授業改善や各種自己改革に役立てているなど機能性を有しており、本学の自己点検・評価は有効なものとなっていると自己評価する。

本学は「第1期中期計画」、「第2期中期計画」、「第3期中期計画」を策定し、定期的に自己点検・評価活動を実施してきた。自己点検・評価の結果活用ためのPDCAサイクルの仕組みを確立させ、本学の教育改革と大学改革を実行してきた。現在は、「第3期中期計画」に基づいたPDCAサイクルによって大学の改善・改革を進めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-3-1】 東亜大学 PDCA サイクル概念図

【資料 6-3-2】 令和 4年度教員の大学貢献度調査について

【資料 6-3-3】 授業科目の教育目標フォーマット・自己点検評価フォーマット

【資料 6-3-4】 令和 4 年度職員貢献度調査シート

【資料 6-3-5】 役職者への今年度目標依頼(辞令交付式配布資料)

【資料 6-3-6】 今年度自己点検評価のお願い(役職者)

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の課題としては、令和3年度からスタートした中期計画を着実に実現していくことである。そのためにも、年度ごとの目標を明確に立て、部局ごとにPDCAサイクルを有効に機能させ、本学の教育研究活動及び運営の改善に資するような自己点検・評価を実施していく。今後もエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っていく。

データ収集に関しては、今後 IR センターの強化を図り、データ収集、分析、改善プランの提案において中心的な役割を果たすことができるよう整備していく。

[基準6の自己評価]

本学では、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が実施されており、自己点検・評価体制、周期ともに適切である。エビデンスの収集、分析も行われており、それに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施されている。IR センターで、各部局において現状把握のための調査、データの収集、分析が行われている。自己点検・評価の結果の学内共有、社会への公表も適切に行われている。自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立されており、機能的なものとなっている。

以上により、本学は「基準6内部質保証」を満たしていると自己評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携と地域社会への貢献 A-1. 大学と地域社会との連携基盤の構築 A-1-① 地域連携ネットワークの構築

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、各学科の特色や特徴を活かした地域社会との連携意識の共有を基に、学科と地域社会を繋ぐ組織として地域連携委員会が外部からの要請や相談等に介入し、それぞれの学科と話し合い授業で活かした地域連携事業かどうかを精査した。その上で、支援・協力していくことと、それの詳細な計画と参加者の確認及び実行などについて相互に確認することができた。また、地域連携委員会では前期・後期後(通年の連携事業に於いては年

間一括もある)に各学科長から報告や意見を集約して反省や次年度の改善、目標と継承した。

A-1-① 地域連携ネットワークの構築

本学の教育理念である「地域に生き、グローバルに考える」を具体的実践に繋げ、地域社会への貢献を行っていくためには、その基盤となる地域連携や産学連携の構築が不可欠である。そのために、本学は人材育成プロジェクトやPBLの推進を行っている。全学的な連携事業は、多岐にわたり、各事業の背景や詳細も多様であることから、特に最近かつ主要な例を以下に記載した。

1) 下関市と業務委託連携協力に関するデジタル人材育成モデル実証事業

令和3 (2021年) 年と4 (2022) 年以来、本学は、地域社会の発展と地域人材育成のため、 多様な分野での連携協力を目的として、下関市と「DX 経営推進のための企業人材育成に 向けた産学連携プロジェクト」を行っている。この事業においては、本学国際交流学科・ 国際ビジネスコースが主体となって所属学生をDX経営人材として育成し県内企業へ継続的 に排出することを目的としている。教育研究、生涯学習、地域産業振興、都市全体の価値・ 魅力向上、まちづくり、人材育成等の分野において相互に協力することが定められている。

2) 課題解決型学習 (PBL: Project Based Learning)

PBLは、知識の暗記などのような受動的な学習ではなく、学生自ら問題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育法のことを指す。現在文部科学省が進める「アクティブ・ラーニング」の教育方法として非常に注目を集めている。本学では、令和3 (2021) 年度より山口県版PBLを授業カリキュラムに導入し、連携する団体/企業から授業実施に関わる資金の助成を受け、当該団体/企業と密接な打合せを行いながら、学生と参加団体/企業が設定した課題の解決に向けたプロジェクトを実施している。令和3年度より、本学スポーツ健康学科は医療法人茜会よしみず病院をPBLパートナー企業とし、また令和4年度(2022年度)より、国際交流学科は山口県中小企業家同友会を同パートナー団体として、地域における課題の解決をテーマとしたPBLに取り組んでいる。このようなPBL活動を通し、地域に関心を持ち、地域の生活・文化の中に新たな価値を創造し、地域の課題解決に生かすことのできる人材の育成につながる効果が期待できる。【資料A-1-1】

3) 大学リーグやまぐち

「大学リーグやまぐち」の前身、「大学コンソーシアムやまぐち」は、平成18(2006)年、山口県の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内の高等教育全体の質的向上に資するとともに、地域社会へ貢献することを目的として設立された組織である。現在では、県庁が主幹となり、高等教育機関をはじめ経済団体や支援機関、労働局や県の町村会も加盟している。「大学リーグやまぐち」と改称した後も、現在に至るまで、本学は本そ式の活動に積極的に参画しており、単位互換、公開講座、高大連携、入試広報、国際交流、合同就職説明会、FD・SD、問題解決型学習PBLの促進、山口県大学ML(ミュージアム・ライブラリー)連携特別展(博物館、図書館)などの連携事業に積極的に関わり、協働して事

業を推進している。

上記について、本学では、各学科の特色にを活かしつつ、それぞれの専門領域において、個々の教員や研究組織を通じた地域社会とのネットワークを軸に活動を展開しており、その幅を繋げつつある。様々なグループ間での情報の共有や定期的な打ち合わせを通して、相互利用できるネットワークを構築してきている。また、外部からの要請や相談等に対して、学内の各種委員会が各学科との間に介在し、個々の学科と連絡・協議の上、授業での機会を活かすなどして、地域連携事業に関する多くの事案を実りある成果に導いてきた。

4) 下関4大学連携協定

平成15 (2003) 年3月に、下関市内の東亜大学、下関市立大学、梅光学院大学、水産大学校が、それぞれの設立理念、経営形態、教育・研究活動における特徴を尊重しつつ、相互の連帯と交流を図り、地域社会への貢献度をさらに高めることを目指して、「下関4大学連携協定書」を締結した。本協定のもとで、「4大学附属図書館相互利用協定」、下関市立大学、梅光学院大学及び本学の3大学間では「単位互換協定」が結ばれている。また、下関4大学連携協定の発足以来、4大学長が定期的に学長懇談会を開催し、各大学の状況と高等教育全般について情報を交換し合っている。現在も継続して行っている。

【資料 A-1-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】「プロジェクト型課題解決」実施に関する覚書

【資料 A-1-2】下関四大学連帯交流協定書

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

連携のための基盤やネットワークの構築をする中で、最も重要な構成要素となる各学科の横断的な連携と本学の強みである専門性の高い人的資源をいかに地域に浸透させていけるかが今後の課題となっていくと思われる。その一方で、様々なメディアを通して学外関係者や学外機関にその都度迅速に情報を発信していく体制の構築も重要な要素になる考えられる。将来の課題としては、地域との交流と学内での継続的な情報交換を一層密にしていくことと、地域社会と連携することで、学生と地域住民が相互に地域の発展に寄与するような仕組みの構築が必要になってくると考える。

A-2. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、出前授業や山口県教育関係人材データバンクなどを通して、社会に対して広く本学の人的資源を提供すべく努めてきている。出前授業に関して、本学にはその強みとも言える社会の現状に対応した専門性の高い多数のスペシャリストが教員として揃っており、地域の学校(小・中・高)で要請を受けつつ、その活動を、市の内外を問わず展開しており、広報にも努めてきている。

物的面では、教材や機器、本学のグラウンド、体育館、テニスコート等において市民に活動の機会を提供し、地域の活性化に役立つよう取り組んできた。

A-2-① 公開講座、展示、イベント等の取り組み

公開講座などにおいては、学科教員の専門的な研究成果に基づく各種の講義やワークショップ、研修支援、学生による作品展示、アートイベントなど、多数の活動を行った。

A-2-② 学部・学科による取り組み

学部学科による取り組みは、それぞれの学科の特性によって極めて多様である。たとえば、芸術学部では、地域の小学校とのコラボレーションをはじめ、その成果に基づく展覧会や地域でのものづくりワークショップの実施、障がい者と学生との展示会を美術館で行うなど、積極的な活動を展開している。また、健康栄養学科では、生涯教育の一環として高齢者のための料理教室において学生がレシピを考えたり、教員が子育て支援を行う際の相談をしたりしている。このように、学外の様々な組織や人材とも交流しつつ、それぞれの学科の特色を活かした、裾野の広い地域貢献活動を実施してきた。以下に、令和5(2023)年度に行われた学部・学科の教員・学生による地域貢献の主な取り組みをまとめた。

<健康栄養学科>

- ・下関の鯨食文化を広めることを目的に、市民活動団体「しものせき鯨食復活プロモーション」[下関商業高、下関市立大、東亜大、(株)東冷、(株)吉田総合テクノ]に、学生と参加、鯨肉の商品開発を中心に、毎月1回(4~11月)の定例会出席と2回(②③④)のイベントを開催した。その上で、卒業研究として商品開発から販売、鯨肉に関する意識調査、商品の嗜好調査を実施、評価を行った。【資料 A-2-1】
 - ① 試食会(8月21日)
 - ② 開発商品販売、意識・嗜好調査(9月25日~28日)
 - ③ 商品販売(11月3日)
 - ④ 公開講座「赤間関」「くじらの街・下関からの発信」(11月3日)
- ・下関地域事業推進委員会としての活動
 - ① 定例会・実行委員会の開催
 - 年 5 回 (4 月 19 日、6 月 21 日、8 月 23 日、10 月 18 日、12 月 20 日)
 - ② 糖尿病性腎症重症化予防事業支援・評価委員会に保健指導担当として参加(年2回)
 - ③ 「口から食べることを考えよう IX (地域連携)」の低栄養予防教室開催(8月5日)
 - ④ 「世界糖尿病デーin しものせき 2023」での食生活チェックと栄養指導(11月 11日)
 - ⑤ 「食育しちゃおう」育メンパパとの料理教室(11月25日)
 - ⑥ 災害時に必要な食の備えのためのパンフレット作成(下関市防災危機管理への提供)

<トータルビューティ学科>

・第7回 JAL 向津具ダブルマラソン大会でのボランティア活動

主催: JAL 向津具ダブルマラソン実行委員会。JAL・長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課

日時: 2023年6月11日

趣旨:東亜大学の人的・知的リソースを提供し、JALと地域創生を目指し、専門性を最大限に活用することで貢献する。救急救命士・柔道整復師・美容師等のプロの卵が専門性を発揮する。教員の指導の下、現場の学びを体験することでプロの自覚を醸成することを意図する。

参加人数:全学で80名参加。

【資料 A-2-2】

「さおり織りファッションライブ」の手伝い

日時: 2023年10月15日

趣旨:「さおり織り(さをり織り)」とは、日本の織物技法の一つで、創作性と自由な表現を重視する手織りのスタイルである。この技法は、1940年代に大阪府堺市の城みさを (Misao Jo) によって考案された。さおり織りの特徴は、伝統的な規則や制約にとらわれず、個々の織り手の個性や感性を自由に反映させることにある。そのヘアメイク担当として、経験を積むことを目的とする。

参加人数:10名。

参加団体: さをり織り工房ふわふわり、さをり織り工房おりいね、

【資料 A-2-3】

<アート・デザイン学科>

・エキマチ de コミュニティアート 2023

開催日:9月16日

主催:下関、企画運営:エキマチ下関推進協議会

内容:下関市とエキマチ推進協議会と本学科との共催による毎年恒例の地域とのアート・イベント。学科教員や非常勤講師をはじめ、学生たちもアシスタントとして参加。

【資料 A-2-4】

・第8回 日・中・韓 国際交流美術展

開催期間: 2023 年 10 月 17 日 \sim 20 日 (第一会期)、2023 年 11 月 1 日 \sim 2024 年 1 月 30 日 (第二会期)

開催会場:山口県秋吉台国際芸術村

内容:東亜大学・嘉興学院・白石大学の共同企画で毎年行われている国際美術展。今回は、山口県秋吉台国際芸術村との共同開催。三大学から教員や学生150名が出品。セミナーや近隣の美祢市立綾木小学校と美祢市立秋吉小学校の生徒対象とするワークショップなども開催。第二会期は、本学附属図書館にてダイジェスト版として実施。

【資料 A-2-5】

・下関市・東亜大学包括的連携協力事業 下関市立美術館/東亜大学連携企画「新・山本二

三展 映像作品制作プロジェクト|

開催日時:11月19日

開催会場:下関市立美術館

内容:下関市立美術館 40 周年記念特別展「新・山本二三展」[2023 年 11 月 19 日(日曜日)~2024 年 1 月 21 日(日曜日)] に際して実施された下関市・東亜大学包括的連携協力事業の一貫による企画で、アート・デザイン学科の授業内で半期をかけて、ジブリアニメーションの背景監督として知られた山本二三の作品世界にちなんだ映像作品の制作を行う。期間中、KRY 山口のテレビ放送に取材を受けた他、各種メディアにて取り上げられる。「新・山本二三展」のオープニングの際にお披露目会と担当教員のトークショーが行われる。

【資料 A-2-6】

・下関市・東亜大学包括的連携協力事業 下関市立美術館/東亜大学連携企画「新・山本二 三展 トークイベント「アニメーションについて語る」」

開催日時:12月9日

開催:Zoom による遠隔開催

内容:上記のプロジェクトの一環として、本学教員や美術館館長、映像製作会社株式会社 COLT のスタッフによるトークイベント

【資料 A-2-7】

・mimi hana カフェ 東亜大学芸術学部アート・デザイン学科有志 共同企画作品展開催期間 12月 12日~17日

開催会場:下関市立美術館

内容: NPO 法人シンフォニーネット mimi hana (ミミハナ) カフェの障がいを持った方達の作品の展覧会を本学教員・学生が企画、サポートしつつ、下関市立美術館で実施。

【資料 A-2-8】

• 野球部室内練習場壁面画

野球部からの要請を受け、本学科の学部生が原案から制作までを請け負い、野球部室内練習場の正面の壁面に壁画を描く。約1年における制作期間を経て、2024年5月21日に完成披露式典が行われる。

【資料 A-2-9】

<医療工学科>

「救急救命コース]

- 県内の消防学校や大学医療従事者などの機関において本学教員が出向指導を行った。
- ・2023 年 9 月 2 日 山口県消防学校(消防職員 51 名)消防職員初任総合教育(高リスク外傷)
- ・2023 年 9 月 5 日 山口県消防学校(消防職員 51 名)消防職員初任総合教育(高リスク外傷)
- ・2023 年 12 月 22 日 私立桜ヶ丘高等学校(教職員 40 名) 救急救命 AED 講習会
- ・2024年2月4日 山口大学医学部 (県内医療従者16名) 山口県 MCLS (多数傷病者対応) 標準コース

- ・2024年2月5日 山口大学医学部(県内医療従者16名)山口県MCLS(多数傷病者対応) 標準コース
- 「地域連携講座」地元の学校に出向き救急救命の講習会を行った(学生も参加)。
- · 勝山小学校教職員救急救命講習会

開催日時: 2023 年 5 月 17 日

開催会場:勝山小学校体育館

参加人数:教職員40名、保護者20名、本学学生9名

·安岡小学校教職員救急救命講習会

開催日時: 2023年6月14日

開催会場:安岡小学校体育館

参加人数:教職員45名、本学学生9名

・向洋中学校(2年生)救急救命講習会

開催日時:2023年7月5日 開催会場:向洋中学校体育館

参加人数:生徒50名、教員5名、本学学生6名

· 菊川中学校教職員救急救命講習会

開催日時: 2023年8月23日

開催会場: 菊川中学校コンピューター室

参加人数:教職員12名、本学学生6名

<心理臨床・子ども学科>

○「クラシック音楽のススメ」CCT(コミュニティクラブ東亜)を対象とした企画。

• 「ウェーバーのジュングシュピール 『魔弾の射手』」

開催日時: 2023 年 4 月 22 日

参加人数:20名

・「歌舞伎 18番より『勧進帳』」

開催日時: 2023年5月20日

参加人数:20名

・「バルトーク オペラ『青髭公の城』」

開催日時: 2023年6月17日

参加人数:20名

・「バルトーク バレエ『中国の不思議な役人』」

開催日時: 2023年7月22日

参加人数:20名

・「西洋音楽史の概要『古代ギリシア〜現代』」

開催日時:2023年9月16日

参加人数:20名

・「初期キリスト教音楽からルネサンス典礼音楽」

開催日時: 2023年10月14日

参加人数:20名

「バロック時代の到来『イタリアバロック』」

開催日時: 2023年11月18日

参加人数:20名

・「ベートーベン『音楽を芸術に導いた楽聖』」

開催日時: 2023 年 12 月 16 日

参加人数:20名

・「バロック音楽『バッハの音楽 声楽編』」

開催日時: 2024年1月20日

参加人数:20名

・「バロック音窯『バッハの音楽 器楽編』」

開催日時: 2024年2月17日

参加人数:20名

・「バロック音窯『平和の音楽 ロ短調ミサ』」

開催日時: 2024年2月17日

参加人数:20名

・「バロック音窯『バッハの音楽 器楽編』」

開催日時: 2024年3月9日

参加人数:20名

・クラシックサロンコンサート

開催日時: 2024年2月10日

趣旨:地域のクラシック愛好家を中心としたコンサート。演奏を発表する機会として、

音楽に広く親しむことを目的としている。

参加人数: 100名、東亜大学「アゴラ東亜」、CCT (コミュニティクラブ東亜)

○ 「子育てひろば in 東亜大学」

主催:NPO法人下関子ども子育ちねっと

開催日時: 2023年10月24日

参加人数(計 75 名): 心理臨床・子ども学科学生 28 名、大学院生 2 名、教員 5 名、子ども(0 歳児~2 歳児) 18 名、保護者(母親) 15 名、NPO スタッフ 7 名

○ 下関市次世代育成拠点施設「ふくふくこども館」地域連携月間「大学生とあそぼう」

主催:下関市「ふくふくこども館」

開催日時: 2023年11月23日

参加人数:心理臨床子ども学科学生(保育を専攻している学生)30名、教員5名、来場

者約100名(参加親子総数)

○ 健康講話

・「こころのお天気どんな?~ストレスにうまく対処する方法~」

開催日時: 2024年2月8日

参加人数:20名程度

関わった団体名(行政や会社など):豊田保健センター

・「子育て相談の目標と基本姿勢」

開催日時: 2024年3月21日

参加人数:10 名程度

関わった団体名(行政や会社など): NPO 法人下関子ども・子育ちネット

○「デジコンしものせき」メンターとして参加

開催期間: 2023年7月23日~2024年1月21日

主旨:1. 地域課題に IT やデジタルの力で取り組む意欲のある人材の育成

- 2. 多様なバックグラウンドを持つ学生のコミュニティづくり
- 3. 新しいソリューションのタネ (事業家へのきっかけ) づくり
- 4. 下関における地域課題の解決に向けた先進的イメージの発信

内容:「子どもの居場所」についてグループで解決アイデアの発表、ソリューション案の

発表、試作品を用いての最終発表(対象者: 高校生・大学生・院生など)

関わった団体:下関市企画課(NPO 法人 STEM Leaders など)

【資料 A-2-10】

<スポーツ健康学科>

- 北九州下関フェニックス関連
 - ・北九州下関フェニックスと連携協定を締結(2023年4月6日)【資料 A-2-11】
 - ・スポーツトレーナー部がインターンシップに参加 (2023 年 5 月 21 日) 【資料 A-2-12】
 - ・北九州下関フェニックスの試合を観戦(2023年6月13日)【資料 A-2-13】
 - ・北九州下関フェニックスとの連携協定活動(2023年8月26日)【資料 A-2-14】
- 向津具マラソンボランティア (2023 年 6 月 11 日) 【資料 A-2-15】
- 北九州下関フェニックス球団職員による出張講座(2023年6月13日)【資料 A-2-16】
- 北九州下関フェニックスの試合を観戦 (2023 年 6 月 28 日)【資料 A-2-17】
- 北九州下関フェニックス所属トレーナーによる講習会を開催 (2023 年 7 月 24 日) 【資料 A-2-18】
- 北九州下関フェニックスとの連携協定活動(2023年8月26日)【資料 A-2-19】
- 開学 49 周年記念公開シンポジウム開催 (2023 年 11 月 11 日) 【資料 A-2-20】
- 学科教員によるスペシャルオリンピクス山口下関競泳プログラム
 - ・競泳指導 (ヘッドコーチ):4月8日、4月15日、5月6日、5月20日、6月10日、6月24日、7月15日、8月19日、8月20日、9月2日、9月30日、10月7日、11月25日、12月2日、12月16日、1月20日、2月10日、3月9日
 - ・コーチ委員会:4月12日、6月13日、8月9日、8月30日、10月18日、12月20日、 2月14日、2月16日(エリア会議)、3月15日(エリア会議)
 - ・大会運営:10月22(日)スペシャルオリンピクス山口競泳記録会競技審判
- (公社)日本トライアスロン連合
 - ・アンチドーピング委員(アンチドーピング教育・啓発グループに参加、毎月オンライン 会議に参加)
 - ・指導者養成委員(アドバイザー)期間:12月21日~12月24日、JSPOコーチⅢ研修会 講師
 - 審判:

5月28日: ASTC アジアカップ大阪城大会(国際大会)審判員(ランチーフ:ラン先導)

- 9月17日:国民スポーツ大会リハーサル/全国高校生大会審判(バイクチーフ)
- 10月6日~10月7日:国民体育大会鹿児島大会審判員(バイク先導)
- 10月26日~10月29日:ワールドカップトライアスロン宮崎大会審判員(チーフTO)
- 引率:
 - 6月4日:九州ブロック選手権/国体選考会(熊本)福岡県選手引率
 - 7月23日:全国中学生大会(岐阜県海津町)福岡県選手団引率
 - 10月15日:日本選手権(東京)福岡県選手引率
 - 11月7日~11月14日:アジアカップコタキナバル大会(マレーシア)日本選手団引率
- ・アンチドーピング講習会講師:
 - 8月18日:九州リージョン合宿(九州ブロック強化合宿)於アクアパーク桃園
 - 3月23日:九州リージョン合宿(九州ブロック強化合宿)於北九州コムシティ黒崎
 - 3月26日:中国四国地区リージョン合宿(中四国ブロック強化合宿)於皆生温泉ホテル
- 九州学生トライアスロン連合
 - ・「ドラフティング講習会」講師として出務(8月11日)、主催:九州学生トライアスロン 連合/九州大学トライアスロン部(日本選手権、年代別日本選手権、国体および予選会 参加者は受講必須の講習会)
 - ・強化合宿コーチ:8月22日~8月24日、3月6日~3月8日
 - ・インカレ引率:9月2日~9月3日 (開催地:香川県観音寺市)
- 講師等依頼
- ・宗像ユリックス 24 時間エキデン解説:4月22日~4月23日
- ・宗像ユリックス文化センター「かけっこ教室」: 11月23日
- ・ゲストティーチャー (体育: 持久走): 宗像市立日の里東小学校 11月29日、11月30日、12月7日
- O Korea Triathlon Federation
- ・ジュニア (U15) 強化コーチ 新型コロナの影響で 2023 年度活動なし。2024 年 2 月に対面による打ち合わせ実施。
- NPO 法人の運営およびボランティア活動
- ・特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブ MCA への運営およびボランティア指導 員
- 出張講義
- ・「自分が思う理想体型の実現方法を考えよう」宇部中央高等学校(7月13日)
- ・「環境問題を倫理学的に考える」字部中央高等学校(10月26日)
- 〇 大学訪問
- ・「スポーツにおける怪我の予防と対処」下関中等教育学校(8月23日)
- ・梅光学院高等学校ゼミ訪問
- 近隣小中学校連携
- · 勝山小学校学校運営協議会
- · 勝山中学校学校運営協議会
- · 内日中学校学校運営協議会
- ・内日中学校チャレンジ教室・チャレンジクラブ

- ・勝山小学校体育授業補助(学生ボランティア派遣)
- ・勝山中学校体育授業補助(学生ボランティア派遣)

○ 講演

令和5年度全国高等学校長協会体育部会近畿ブロック会議

研修内容:「医療スポーツ系学校と地域ができる協働について」

<国際交流学科>

・山口県型 PBL(県内企業による課題解決学習プログラム)への参加

参加企業:山口県中小企業家同友会

参加人数:4年生6名、3年生4名

【資料 A-2-21】

・地域連携活動「子どものことばの力の評価ワークショップ」(東亜大学会場)

後援:事業本部(東京外国語大学多文化センター)および文科省告知、(公財)山口県国際交流協会の後援

主催:東亜大学学部日本語担当教員

【資料 A-2-22】

・「ながと日本語クラブ×大学コラボ企画 LEGO®で外国の方たちとおしゃべりしながら考える多文化共生と防災のまちづくりワークショップ」地域ボランティア団体と科研グループのコラボ企画として実施。地域連携センターとして後援。趣旨:能登の震災で被災された方々の安全と復旧を願い、防災の意識向上を目的としている。

【資料 A-2-23】

A-2-③ その他の取り組み

その他としては、地域のプロ野球組織との包括連携協定や、下関市とその地域社会の発展に資するための相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図るための協定を締結するなど、本学は、地域社会の発展に資するべく、多様な領域と次元における連携協力を行ってきている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-2-1】公開講座「赤間関」「くじらの街・下関からの発信」(11 月 3 日)

【資料 A-2-2】 JAL 向津具ダブルマラソン大会

【資料 A-2-3】さおり織・イベント・ヘアメイクボランティア活動

【資料 A-2-4】エキマチ de コミュニティアート 2023

【資料 A-2-5】第8回 日・中・韓 国際交流美術展

【資料 A-2-6】下関市・東亜大学包括的連携協力事業 下関市立美術館/東亜大学連携企画「新・山本二三展 映像作品制作プロジェクト」

【資料 A-2-7】下関市・東亜大学包括的連携協力事業 下関市立美術館/東亜大学連携企画「新・山本二三展 トークイベント「アニメーションについて語る」」

【資料 A-2-8】mimi hana カフェ 東亜大学芸術学部アート・デザイン学科有志 共同企画

作品展

- 【資料 A-2-9】野球部室内練習場壁面画
- 【資料 A-2-10】デジコンしものせき
- 【資料 A-2-11】北九州下関フェニックスと連携協定を締結
- 【資料 A-2-12】スポーツトレーナー部がインターンシップに参加
- 【資料 A-2-13】北九州下関フェニックスの試合を観戦
- 【資料 A-2-14】北九州下関フェニックスとの連携協定活動
- 【資料 A-2-15】向津具マラソンボランティア
- 【資料 A-2-16】北九州下関フェニックス球団職員による出張講座
- 【資料 A-2-17】北九州下関フェニックスの試合を観戦
- 【資料 A-2-18】北九州下関フェニックス所属トレーナーによる講習会を開催
- 【資料 A-2-19】北九州下関フェニックスとの連携協定活動
- 【資料 A-2-20】 開学 49 周年記念公開シンポジウム開催
- 【資料 A-2-21】山口同友会広報誌 PBL
- 【資料 A-2-22】ことばのカワークショップ山口
- 【資料 A-2-23】おしゃべりで防災&多文化共生ワークショップ

(3)A-2の改善・向上方策 (将来計画)

学部や学科、その他の組織で行われている取り組みについては、これまでの活動を継続 しながら、新たな取り組みについても、さらに検討を行っていく必要がある。

また、地域連携に関しては、本学は「中期目標及び計画」に基づき、今後もこの計画を 着実に実施していくことが課題となる。

[基準 A の自己評価]

本学の地域連携事業においては、各学部・学科の特性を活かした活動が精力的に展開されている。それはまた、それぞれの専門領域を超えて裾野を広げ、産学官の連携に至り、さらに地域住民も加わって、一層充実したものとなってきている。これまで多年にわたり構築してきた地域社会との関係や、そこでの認知及び評価の着実な高まりもあって、多様な領域や分野(たとえば、地場産業企業や地元小売店、行政など)からのオファーや問い合わせも増えてきていており、盛んな様相を呈していることは評価すべきことである。

基準 B. 国際交流

- B-1 建学の理念に基づいた国際交流の推進
- B-1-① 国際交流推進のための体制の確立
- B-1-② 留学生の受入れへの対応
- B-1-③ 対外的な交流活動の促進

(1)B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2)B-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 国際交流推進のための体制の確立

本学の建学理念の一つである「地域に生きグローバルに考える」というスローガンに基づき、国際化への対応にも力を注いでいる。国際交流の推進は、本学の教育目標として学則第1条に謳う「広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成する」うえでも重要な事業と位置づけている。本学では、平成21 (2009) 年より留学生の受け入れを本格化し、海外入試所(韓国・大邱市)を設立して海外における学生募集に積極的に取り組むこととした。その後、中国、ベトナム、ミャンマー等の東および東南アジア諸国出身の留学生数が年々増加し、令和5 (2023) 年度における在籍留学生数は417名に達した。

本学における国際学術交流並びに留学の推進、教育研究の充実発展および地域の国際化に寄与することを目的として平成20(2008)年に「国際交流センター」を設立した。国際交流センターは、センター長1名、各学科のセンター委員若干名、事務職員数名により構成されており、次の事項について企画、改善及び実施の業務を行う。

また、平成 28 (2016) 年度に設置された「留学生サポート室」は、留学生のみならず本学と提携協力校間の交流に関わる業務を担当する部署として、令和元 (2019) 年 4 月から「国際交流室」に組織改変した。同部署は、本学の正科生 (学部・大学院)、日本語別科生、交換留学生、研究生として来日する留学生の受け入れ業務を中心に国際交流センターと連携しながら活動してきた。令和 5 (2023) 年 4 月には、これまで全ての留学生・国際関連業務を担当してきた国際交流室が解体され、入試・受入業務を担う留学生受入担当、交流・在学サービス業務を担当する国際交流担当という二部署に業務が分割された。くわえて、学内の国際化を推進するために「国際交流スペース iko-i」を令和 5 (2023) 年 5 月 9 日に設置した。本スペースには、非常勤職員 2 名を配置し、学生・職員・学外からの利用者間の国際交流の場を提供している。同スペースにおける年間の活動は、「2023 年度 国際交流スペース iko-i 活動報告」としてまとめ、学内限定であるが電子配布を行なった。多岐にわたる活動と学生の交流の様子は、そちらを参照いただきたい。

本学では、日本人学生と多くの留学生で構成される国際交流学科を 2012 年に新設し、国際化をはかった。その成果を基盤として、建学の理念であるアジアに冠たる実学の学府を構築するため、すべての学部において国際人材の育成に着手した。しかしながら、資格免許の取得と結びついた実学重視のカリキュラムは、外国人学生の学びの可能性を制限することが憂慮された。そこで、教養教育、人間教育と専門的な技能、実技教育のバランスをとった国際教養コース(心理臨床・子ども学科)、フードビジネスコース(健康栄養学科)を追加設置することにより、全学的な国際化を促進することとした。

大学全体で 435 名に及ぶ本学の留学生は、大学を構成する重要なステークホルダーである。各履修科目に対する満足度や取り組みについては、教学部委員会が年 2 回実施する「授業評価アンケート」によって測られてきた。一方で、履修科目以外の大学生活に関わる項目については、留学生を対象として実施されたアンケート調査がなかった。以上の背景から、2022 年度留学生アンケートを 2022 年度末に実施した。この結果と分析については、報告書としてまとめ、学内サーバーにて全教職員に共有した。

B-1-② 留学生の受入れへの対応

令和5年度の留学生の在籍状況と過去5年間の留学生数の推移は、以下のとおりである

(表 B-1-1、表 B-1-2)。

表 B-1-1 令和5年度の留学生の在籍状況(令和5年5月1日現在)

	大学全体 419 名	学部生	330 名	研修生	15 名	大学院	27 名	別科	47名
男女別	男 242 名	男	203 名	男	6名	男	13 名	男	20名
	女 177名	女	127名	女	9名	女	14名	女	27名
国籍別	韓国 89 名	韓国	83 名	韓国	3名	韓国	3名	中国	7名
	中国 163 名	中国	122名	中国	12 名	中国	22名	ベトナム	3名
		ベトナム	69 名			ベトナム			36名
	ネパール 61名	ネパール	25 名					ミャンマー	
	ミャンマー24名	ミャンマー	22 名						
	タイ 6名	タイ	6名						
	スリランカ 1名	スリランカ	1名						
	マレーシア 1名	マレーシア	1名						
	リベリア 1名	リベリア	1名						
所属別		医療学部	71名	学部研究	生	博士前期	11名		
		医療工学科	47名		1名	人間科学専	攻		
		健康栄養学科	24名	学部交換	留学生		2名		
					3名	デザイン専	攻		
		芸術学部	128名	大学院研	究生		8名		
		アート・デザ	イン学科		11名	医療科学専	攻		
			91名				1名		
		トータルビ	ューティ						
		学科							
			37名			博士後期			
						人間科学専			
		人間科学部					8名		
		国際交流学科				デザイン専	-		
		心理臨床・子					8名		
		10	36名						
		スポーツ健康							
24年111		1 5 1/4	2名			3.61	- H		
学年別		1年次	87名			M1	5名 c 名		
		2年次 3年次	94名			M2 D1	6名 5名		
		4年次	75名 74名			D1 D2	5名 3名		
		4 十八	74泊			D2 D3	3名 8名		
休学者		休学者(兵役	:1ァトス)			טט	0 1/1		
小子有		小子日(共復	22名						
			44 1	l					

表 B-1-2 過去5年間の留学生数の推移

X D T D W D T D T X V TE D													
年度	学部在籍者数	新入生数	編入生数	大学院	研修生数	別科生数	在籍者数合計						
				在籍者数									
令和元年度	362 名	128 名	11名	4名	16名	54名	436 名						
令和2年度	451 名	119名	12 名	13 名	14名	27 名	505 名						
令和3年度	436 名	70 名	8名	22 名	0名	2名	460 名						
令和4年度	382 名	53 名	4名	24 名	16名	13名	435 名						
令和5年度	330 名	56 名	10名	27 名	15 名	47名	419 名						

留学生が健全な留学生活を継続するために、奨学金への申請とその獲得は非常に重要である。本学国際交流担当および国際交流センターは、各種奨学金募集案内を学内ポータルサイト、掲示板、各学科国際交流センター委員からの口頭通知を通じて行なっている。大学推薦枠が与えられている奨学金については、学内全体に公募をかけ、国際交流センターの規定に則り大学推薦者の選考を実施している。令和元年~5年度までの上記奨学金応募者数、推薦枠数、獲得実績は、令和5年度東亜大学大学認証評価報告書(以下認証評価報告書とする)【資料 B-1-5】にまとめた。

B-1-③ 対外的な交流活動の促進

国外の提携校については、平成20(2008)年より国外の大学と提携協力校の協定締結を開始した。現在では12カ国1地域の大学と協定を結んでいる。各地域における提携協力校の所在国は、東アジア(韓国・中国・台湾)、東南アジア(タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア)、南アジア(インド)、アフリカ(ウガンダ・タンザニア)、北米(アメリカ合衆国、カナダ)、南米(ブラジル)で計67校である。

令和元年度2月までは交換留学派遣・受入にくわえ、国内外組織との国際交流活動も活発に行われていたが、年度末に突如発生した新型コロナウイルス感染症の影響から、交流イベントのほぼ全てが令和4(2022)年度まで停止した。そのため、同期間における交流活動の具体例は、交換留学受入・派遣が主体である。

令和元~5年度の国際交流センターが主管した対外的な交流活動を認証評価報告書【資料 B-1-7】に示した。この活動は、1)提携協力校からの交換留学生受け入れおよび提携協力 校への交換留学生派遣、2)地域社会における国際交流活動、3)大学間連携に分類される。

教員が海外研究機関との共同で実施するプロジェクトも複数推進されている。

国際交流学科では、黄暁芬教授を中心に本学がベトナム国家博物館と協力協定を締結して支援してきた中核的なプロジェクトを進めている。同プロジェクトは、令和 3(2021)年から同教授を代表者とする科研費基盤研究A「南縁・東縁地域における郡県都市の変容からみた『漢帝国の遺産』の東アジア史的意義」(4,147万円)を含む日中越共同研究プロジェクトとして実施されている。同プロジェクトに関連する国際オンラインシンポジウムが令和 3・4 年度に実施され、日中越以外に韓国や欧米の研究者らも参加した。

アート・デザイン学科では、美祢市秋芳町秋吉の秋吉台国際芸術村と複数年にわたる共同プロジェクトを実施しており、令和3年には韓国釜山のリサイクルアートにおける第一人者 Kim Jung-Ju 氏のライブレクチャーをプログラムにくわえたアート作品制作ワークショップを行なった。令和4年には、「秋吉台国際芸術村×サィサィみとう 壁画プロジェクト」に学生が参加し、講師としてスコットランドから来日したポーランド人アーティストスクリチェ・アグニェシカ氏と共に壁画を制作した。同年10月20日には、本学アート・デザイン学科においてアグニェシカ氏による特別講演が行われ、50名を超える学生が参加した。

令和5年以降に本学へ招聘した海外研究者は1名に留まった。招聘研究者である李正浩氏(大韓民国 牧園大学校歴史学科 副教授)は、令和4年10月1日から令和5年2月28日の期間に「日本における10~14世紀の災害記録を示した史料・資料の収集と研究」を目

的として来日した。

(3)B-1の改善・向上方策(将来計画)

令和元年以来、コロナ禍によって数年にわたって中止・中断を余儀なくされてきた国際交流活動を再開・活発化する必要がある。例年実施してきた韓国高等学校教員ならびに高校生による本学訪問「日本文化体験研修」をはじめとする留学生募集活動のサポートおよび提携校との交流活動を再開させるとともに、韓国提携校東亜大学校夏期文化研修「Korean Summer Session」や韓国提携校慶南大学校短期韓国語研修プログラム「Global Hamma」、中国提携校嘉興学院による春季短期研修といった提携校とも連絡を取り、活動再開に向けて協議し、交流プロジェクトへの学生派遣も実施を検討する。地域の国際交流イベントへの留学生の派遣についても再開させ、一層精力的かつ活発に地域での活動を展開する。

上述した海外提携校や市内学外組織との交流と同様に、コロナ禍のために令和2年5月 以来中断していた近隣の三大学の国際交流センターによるワーキンググループでの活動を 再開させ、綿密な意見交換を通してより広い観点に立った留学生業務の理解を推進し、密 接な協力体制の構築に努める。

[基準 B の自己評価]

平成 20 年以来注力してきた海外教育研究機関との学術交流協定は、令和 5 年度には 67 校を数えるまでになった。昨今の韓国に対する若者の関心増加の影響もあり、韓国の提携協力校に年間数名ずつ短期・中期交換留学派遣を行ってきた。受入においては中国、タイ、ベトナムの提携協力校から多くの交換留学生を受け入れてきた。これらの交換留学生は、在籍校で日本語や日本文化を学ぶ学科に所属する者が多く、本学との交換留学プログラムを活用し、「生の」言語や文化、生活を経験している。その一方、日本人学生の関心が低いことや留学プログラムの多様性の少なさから交換留学派遣数が比較的少ない。

学術交流の点では、ベトナム国家博物館との共同プロジェクトが継続的に実施されている点が評価されるものの、提携協力校との研究交流や大学全体での国際共同研究・教育事業は実施数が少ない。これまでに蓄積してきた国際的なネットワークの強みを活かし、独創的な学術交流の創出が求められる。

コロナ禍を過ぎた令和5年以降は、種々の制限も緩和された。コロナ以前に実施されて きたイベントや取り組みの再開はもちろん、新しい社会様式に即した、新しい国際交流の 方法を模索しつつ、本学の国際化を推進していきたい。

V. 特記事項

1. 強化クラブの実績

本学では、課外活動にも力を入れており、全国レベルやブロックレベルで活躍している 学生も多い。令和 5(2023)年度の主な成績は以下のとおりである。

<男子バレーボール部>

・第97回 中国大学バレーボールリーグ戦1部リーグ戦春季大会

開催期間:2023年4月~5月

開催地:広島県、山口県、岡山県

成績:優勝(62回目)

・第67回 中国四国学生バレーボール選手権大会

開催期間:2023年4月~5月

開催地:岡山県

成績:優勝(28回目)

・第49回 西日本バレーボール大学男子選手権大会

開催期間:2023年6月

開催地:大阪府成績:ベスト8

・第78回 国民体育大会中国ブロック大会

開催期間:2023年8月

開催地:山口県

成績:2位(鹿児島国体出場)

・令和5年度 天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会

開催期間:2023年9月

開催県:岡山県

成績:1位

・第98回 中国大学バレーボール戦1部リーグ戦秋季大会

開催期間:2023年10月開催地:広島県、山口県

成績:優勝(63 回目)

・第76回 秩父宮賜杯全日本バレーボール大学男子選手権大会

開催期間:2023年11月~12月

開催地:東京都 成績:ベスト16

・令和5年度 天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会 (ファイナルラウンド)

開催期間: 2023年12月

開催地:東京都

成績:ベスト16(3位を1回、4位を1回、ベスト8を7回、ベスト16は14回目)

<剣道部>

・第70回 中四国学生剣道選手権大会(個人戦)

開催日:2023年5月14日(日)

開催地:愛媛県

成績:優勝 (ベスト8:1名)

・第68回 西日本学生剣道大会(団体戦)

開催日:2023年5月28日(日)

開催地:福岡県

成績:3回戦進出 (ベスト32)

・第71回 全日本学生剣道選手権大会(個人戦)

開催日:2023年7月2日(日)

開催地:東京都 成績:2名出場

・第70回 全日本学生剣道東西対抗試合

開催日:2023年7月2日(日)

開催地:東京都

成績:1名出場(中四国ブロック代表)

·第70回 中四国学生剣道優勝大会(団体戦)

開催日:2023年8月27日(日)

開催地:岡山県

成績:優勝(最優秀選手賞1名、優秀選手賞2名)

・第71回 全日本学生剣道優勝大会(団体戦)

開催日:2023年11月5日(日)

開催地:大阪府成績:2回戦進出

<女子陸上競技部>

·第77回 中国四国学生陸上競技対校選手権大会

開催期間:2023年5月19日~21日

開催地:岡山

成績:3000mSC 第2位、400m 第1位・第7位、4×100mR 5位、4×400mR 3位、やり投げ 5位、7種競技 4位・5位、女子総合 6位、女子トラック 3位

· 秩父宮賜杯 第 76 回 西日本学生陸上競技対校選手権大会

開催期間:6月16日~18日

開催地:岐阜

成績:100m 予選6着、800m 予選4着、3000mSC 決勝13位、4×400mR 予選6着、7種競技決勝10位

·第41回 全日本大学駅伝中四国学生予選

開催期間:2023年9月

開催地:山口成績:第2位

·天皇賜盃 第 92 回 日本学生陸上競技対校選手権大会

開催期間:2023年9月14日~17日

開催地:埼玉

成績:400m 出場 予選5着

·第46回 中国四国学生陸上競技選手兼大会

開催期間:2023年10月27日~29日

開催地:徳島

成績:1500m 第2位、5000m 第4位、800m 第5位、三段跳び 第6位、11m13、4×100mR

5位、4×400mR 1位優勝、7種競技 5位

<硬式野球部>

・中国地区春季リーグ戦

開催期間:2023年4月~5月

成績:9勝4負、2位

敢闘賞1名、首位打者1名、ベストナイン3名

• 新人戦

開催期間:2023年6月

成績:2位

・中国地区秋季リーグ戦

開催期間:2023年9月~10月

成績:8勝3負、2位

敢闘賞1名、ベストナイン1名

<柔道部>

・山口県ジュニア柔道体重別選手権大会

開催日:2023年5月7日(日)

開催会場:周南公立大学

[男子]

66kg 優勝 (中国地区 jr 選手権出場)、73kg 優勝 (中国地区 jr 選手権出場)、81 kg 優勝 (中国地区 jr 選手権出場)、81 kg 準優勝 (中国地区 jr 選手権出場)、90 kg 準優勝 (中国地区 jr 選手権出場)、100kg 超 準優勝 (中国地区 jr 選手権出場)

[女子]

48 kg 準優勝(中国地区 jr 選手権出場)、63 kg 優勝(中国地区 jr 選手権出場)、70 kg 優勝(中国地区 jr 選手権出場)

·中国四国地区学生柔道団体優勝大会(全国予選)

開催日:2023年5月20日(土)・21日(日)

開催会場:周南市キリンビバレッジ

成績: 準々決勝(対 松山大学 下す)、準決勝(対 岡山商科大学 敗退); 女子団体リーグ戦 3 位 (対 環太平洋大学 下す)、(対 広島国際大学 敗退)

男子団体 3 位・女子団体 3 位 全日本学生柔道優勝大会 出場決定

· 全日本学生柔道優勝大会

開催日:2023年6月24日(土)・25日(日)

開催会場:日本武道館

成績:男子団体 1回戦敗退(対 専修大学)、女子団体 2回戦敗退(対 順天堂大学)

· 山口県体重別選手権兼国体選考会

開催日:2023年7月2日(日)

開催会場:周南公立大学

成績:女子個人 57kg 優勝、国体ブロック予選 山口県代表決定

・中国地区ジュニア柔道体重別選手権大会

開催日:2023年7月8日(日)

開催会場:広島県立武道館

成績: [男子]

66 kg 2 回戦敗退、73 kg 1 回戦敗退、81 kg 1 名優勝(全日本 jr 選手権出場)・1 名優勝、90 kg 2 回戦敗退、100 kg 1 回戦敗退

[女子]

48kg コロナにより棄権、63kg 優勝(全日本 jr 選手権出場)、70kg コロナにより棄権

・中国地区 国体ブロック予選

開催日:2023年8月20日(日)

開催会場:宇部市武道館

成績:本学人間科学部スポーツ健康学科2年生を含む山口県、鳥取県と島根県を下し、 広島県と岡山県に敗退。結果2勝2敗第3位

· 中四国学生柔道体重別選手権大会

開催日:2023年8月27日(土)

開催会場:宇部市武道館

「男子」

66 kg 3 位(全日本学生体重別選手権出場)、81 kg 優勝(全日本学生体重別選手権出場)

· 中四国学生柔道体重別団体優勝大会

開催日:2023年8月28日(日)

開催会場:宇部市武道館

成績:

[女子団体 リーグ戦] 岡山大学と広島国際大学を下し、決勝にて環太平洋大学に敗退 [男子団体] 準々決勝で岡山大学を下し、準決勝で周南公立大学と引き分け、決勝で 岡山商科大学に敗退(男子女子団体 全日本学生柔道体重別団体優勝大会 出場決定)

・全日本ジュニア柔道体重別選手権

開催日:2023年9月9日(土)

開催会場:埼玉県立武道館

成績:81 kg 1回戦敗退、63 kg 1回戦敗退

·全日本学生柔道体重別団体優勝大会

開催日: 2023年10月20日(土)・21日(日)

開催会場:兵庫県ベイコム総合体育館

成績:

[男子団体] 1回戦 同志社大学(関西代表)に敗退 [女子団体] 1回戦 淑徳大学(関東代表)に敗退

·山口県民体育大会 柔道競技

開催日:2023年10月5日(月)

開催会場:宇部市武道館

成績:一般女子の部 団体 優勝

・山口県柔道選手権大会兼全日本柔道選手権大会県予選

開催日:2024年2月4日(日)

開催会場:維新大晃アリーナ武道館

成績:[男子の部]1名 ベスト8、[女子の部]1名 準優勝、1名3位

• 中国地区柔道選手権大会兼皇后杯全日本柔道選手権大会予選

開催日:2024年3月3日(日) 開催会場:島根県立武道館

成績:[女子の部] 1名 ベスト8